

令和5年度

茅ヶ崎市地域包括支援センター

【事業計画書】

目次

地域包括支援センター名	ページ
茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆず	1
茅ヶ崎南地区地域包括支援センターつむぎ	12
南湖地区地域包括支援センターれんげ	23
海岸地区地域包括支援センターあい	37
鶴嶺東地区地域包括支援センターさくら	46
鶴嶺西地区地域包括支援センターみどり	58
湘南地区地域包括支援センターすみれ	69
松林地区地域包括支援センターくるみ	81
湘北地区地域包括支援センターあかね	90
小和田地区地域包括支援センター青空	99
松浪地区地域包括支援センターさざなみ	106
浜須賀地区地域包括支援センターあさひ	115
小出地区地域包括支援センターわかば	125
茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センター	136
用語解説	139

令和5年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 社会福祉法人麗寿会
 代表者名 大屋敷 幸志

地域包括支援センター名	茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆず
所在地	茅ヶ崎市新栄町 13-48
法人名	社会福祉法人麗寿会
電話番号	0467-84-5830
FAX番号	0467-86-8008

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

関係法令を遵守し、市や関係機関と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、自助・互助・共助・公助の適切なコーディネート、および資源やサービス等の開発により、包括的・継続的な支援を行い、地域共生社会の実現にあたり、地域ケア会議を開催していくことを取組みの方針とします。

具体策として、①高齢者の多様な総合的相談の受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援につなぐ総合性、②介護保険サービスのみならず、地域のフォーマル、インフォーマルな社会資源を有機的に結び付ける包括性、③高齢・障がい・児童・困窮等の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスを継続的に提供する継続性、④地域の高齢の実態を把握し、地域における将来の課題を見据えた予防的対応をすること、⑤各種機関、団体と連携を図り地域ケア会議等を通して地域包括ケアを推進していくこと、⑥各種機関、団体と連携を図り、地域に新たな社会資源を創出できるよう地域援助を行っていくこと、⑦認知症ケアに関する地域での普及啓発や資源開発等を行っていくこと、⑧災害時対応の推進を運営方針とします。

その他、茅ヶ崎市における重層的支援体制整備事業に伴い、高齢者に限らず属性を問わない総合相談に応じ、必要に応じて地域福祉課や地域の社会福祉機関と適切な連携を行い、地域を包括的に支援していくことで地域共生社会を推進します。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

地域包括支援センター職員配置については、国及び茅ヶ崎市が示す地域包括支援センターの設置運営に関する基準を遵守し、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の資格を有する専従の職員を各1名、計4名以上配置することとします。その中の1名は管理者とします。管理者を含む4名以上の職員を常勤として配置します。介護予防ケアマネジメントにおいては3職種での適切な運営ができるよう、居宅介護支援事業所への委託及び、適切な人員配置について常に取り組みます。

また、緊急時や災害時には、常に職員に連絡がつく連絡網の体制を構築し、管理者については法人から支給されている携帯電話を所有し、緊急時の対応を整備し、有事に際しては緊急時情報伝達システムを用いて職員の安否状況を把握しつつ、茅ヶ崎市内に住所を有している職員並びに事業所に隣接の市町村に住所を有している職員は、常に各事業所に出勤できる体制を構築し、法人・茅ヶ崎市と連携し業務継続が出来るよう取り組みます。

地域包括支援センターが閉所している夜間、日曜日等に関しては茅ヶ崎市高齢者いつでもあんしん電話（高齢者安心電話相談事業）と連携して対応を行っていきます。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

地域包括支援センターの業務として、介護予防ケアマネジメント業務、認知症地域支援推進員については保健師等、分野を問わない総合相談支援業務及び権利擁護業務については社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務については主任介護支援専門員が主として担当することとします。ただし、茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずにおいては、いずれの業務についても、主たる担当職種のみで行うのではなく、各職種が地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、相互に連携・協働しながら、チームとして実施できるようにしていきます。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆず職員は、自法人内の研修計画に基づいて、法人研修（年 2 回）、職階別研修（年 1～2 回）、部会研修（年 2～3 回）等の研修受講機会を計画いたします。また、年 2 回、グループ法人内で研究発表会を行っており、各事業所からテーマを定め研究、実践発表する機会を設けています。また、茅ヶ崎市の実施する人材育成研修等の関連研修や神奈川県をはじめとする外部機関の実施する研修会についても積極的に職員の研修参加機会を計画していきます。

個人の業務に関するフォロー体制として、年 2 回の個別面談の機会を設け、各職員上司からの業務評価を実施し、個別の業務達成度合いや今後の業務計画等についてコンサルティングを受ける機会を設けるようにします。また、センター内では朝の申し送りや随時のケースに関する検討等を通じて、職場内での適切な OJT の実施体制を構築できるよう努めます。

法人内外の研修及び外部研修への参加もできる限り機会を持てるよう、有料研修についても包括支援センターゆずの管理者決裁で決裁可能とすることや、web を用いた研修も積極的に参加できるよう研修受講環境等の整備も推進していきます。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずでは、適切に総合相談支援業務を遂行できるよう、次の事を計画しています。

①相談業務経験のある職員の配置、②相談を受ける為の個別相談区画等、設備面の整備、③相談機関としての包括支援センターの地域への周知徹底による住民のアクセシビリティの向上、④地域住民の声をひろい、地域に埋もれた福祉ニーズの発掘をするための、アウトリーチ活動の充実。具体的には、自治会等地域団体との連携を図る事やサロン活動や開業医と連携して、自ら福祉機関に赴けない高齢者への適切な働きかけ、相談支援を実施します。

基本的なスタンスとして、重層的支援体制整備事業の実施を受け、ワンストップの地域の相談窓口として、どんな相談もまず受け止め適切な支援につなげていくようにする事を最も重視し、経験のある相談職員によって地域住民の福祉相談ニーズに応じ、各種関係機関と連携を図り、解決へ向けて着実な支援が行えるようにしていきます。

アクセシビリティ向上のため、令和 5 年度も地域住民へチラシ等の配架や、地区社協だより等、地域の情報誌も活用し、センターへの相談しやすさについて改善を図っていく。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

高齢者の権利擁護事業として、主に虐待防止と成年後見の2つの業務を実施します。虐待については、高齢者等に対する虐待の予防及び早期発見のため、地域に早期発見、見守りネットワークを構築する。①地域住民に対して、高齢者の虐待の予防・早期発見及び成年後見制度等の権利擁護についての啓発活動を行う。②虐待ケースが発見された場合は、その緊急性を判断し、関係サービス、関係制度、関係機関への連絡・つなぎを行い、必要時、茅ヶ崎市の指示に従い関係者による会議を開催し、必要な対応を検討し、具体的な支援を行う。③高齢者本人の見守りと家族の支援を行う。

成年後見については、財産の管理や身上監護についての法律行為の実施時に、その方の意思を尊重し権利と財産を保護します。申請時の支援にあたり、全体的な支援については、基幹型地域包括支援センター、成年後見制度については、茅ヶ崎市成年後見支援センター、日常生活自立支援事業については、茅ヶ崎市社会福祉協議会との連携・協力を図っていきます。

また関連する業務について、消費者被害の予防については、地域住民へ様々な機会を通して啓発していく活動を行います。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。(地域ケア会議を除く)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らす事ができるよう、様々な職種や機関と連携するためのネットワークづくりを進めていきます。自宅でも施設でも途切れることなく一貫して支援が受けられ、地域で暮らし続けることができるよう、「まちづくり」を推進し、高齢者の生活全体を支えていきます。また、介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

ケアマネジャー相互の情報交換等を行う場を設定する等ケアマネジャーのネットワークを構築していき、その活用を図ります。住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、様々な機関と協力し高齢の皆様の生活を支えていきます。

また、地域関係者との会議を通して茅ヶ崎地区に関わるケアマネジャーをはじめとして地域の医療・福祉・保健関係者との情報交換を図り、事例検討を行うなど、ケアマネジャーの個別支援の充実と茅ヶ崎地区の高齢者及びその家族の福祉の向上を目指します。具体的な取り組み手段としてケアマネジャー向けのサロン「ケアマネサロンゆず」を開催し、勉強会等直接的なケアマネジャー支援を行っていきます。

また、ケアマネジャーの個別事例に対して相談支援、後方支援体制を充実させていきます。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

地域ケア会議の開催について、茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずでは、主に茅ヶ崎地区のまちぢから協議会と連携し、各自治会関係者及び、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会等の関係機関と調整を行った上で地域課題を発見、解決していくため地域ケア会議を開催していきます。

地域課題の把握、解決のための地域ケア会議については特に地域住民、団体との協働が必要であり、関係機関、団体との交流を行い、地域ケア会議についての理解を得られるよう働きかけていきます。

個別課題解決のための地域ケア会議については継続的に担当地区内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図るなかで、個別の事例を取り上げ随時地域ケア会議を開催できるように整備します。

以上をもって茅ヶ崎市の「地域ケア会議の基本的な考え方」に基づき、「個別課題解決機能」、「地域包括支援ネットワーク構築機能」、「地域課題発見機能」、「地域づくり・資源開発機能」の4つの機能について年2回以上の地域ケア会議を開催することで履行していきます。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずでは認知症地域支援推進員を1名配置し、茅ヶ崎地区内の認知症ケアの普及啓発を図るために、認知症サポーター養成講座の積極的な周知及び実施していきます。

(1) 認知症のニーズのある自治会・商店会・住民団体等に認知症サポーター養成講座の出前講座を提案。受講者にステップアップ講座を案内。受講修了者にはゆず地区チームオレンジの活動を紹介する等、認知症支援に理解のある地域団体・商店会・職種・人材の協力者を増やし、チームオレンジの周知も行っていくことを目標とします。

(2) ゆず地区チームオレンジのメンバーが負担感なく活動を維持継続できるよう、認知症地域支援推進員が主体となり、楽しいイベントの企画や、認知症当事者と家族のフォロー体制の構築、様々な人材の入会を目標にしていきます。

(3) チームオレンジにおいて、認知症当事者と家族の支援を継続して行えるように運営を整えていくことを目標とします。

1 0 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築について具体的な実施計画を記入してください。

地域課題の把握については、①統計的な資料による課題の把握、②関係機関からのアンケート、ヒアリングによる情報収集による課題の把握、③介護サービス利用者の個別の課題を分析し、地域課題として一般化する等の手法で把握をしていきます。統計的な資料からは自治会ごとの高齢化率や世帯構成からのサービスニーズの予測ができ、民児協、自治会関係者、地区社協、ボランティアセンター、地域福祉施設などでは、現在発生している福祉ニーズや住民当事者としての福祉ニーズが把握できます。個別のサービス利用者からは、サービスを利用する環境的要因から地域特性を見て取る事ができます。

全体として抽出した課題を、地域全体の課題として、地域住民の福祉意識の向上に努めていきます。また、地域ケア会議を通じて地域の福祉課題を行政や福祉機関や地域住民や民児協などと共有し、地域の課題の把握や解決を図っていくよう努め、事業予算としては、講師の選定・講師謝礼・イベントの企画等に活用していきます。

地域包括ケアシステムによる地域包括支援ネットワークづくりについては、様々な広報手段（家族介護者教室、広報誌、認知症サポーター養成講座など）を用いて地道な地域への周知活動を展開することに加え、関係機関・団体への働きかけ、協働作業を行うことで有機的なネットワーク作りを推進していきます。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずは、茅ヶ崎市の介護保険制度をはじめとする介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、特定の事業者等に対し不当に偏った活動を行うことなく、公正で中立性の高い事業運営を行っていきます。

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずは、地域住民の利益を第一に、サービス調整を行う際も、関連事業所のみでの情報提供は行いません。また、サービス事業所や居宅介護支援事業を利用者が選定する際も、当法人事業所だけでなく、全事業所の一覧を提示し選んでいただきます。

茅ヶ崎市の福祉相談機関として公正・中立な立場で、利用者の立場に寄り添い、利用者の選択を尊重し、最も適したサービスを調整するように運営していきます。また、管轄の高齢福祉課に対し毎月の介護予防支援委託事業所一覧及び、要介護者の指定居宅介護支援紹介先一覧を提出し、公正・中立性の確保に努めます。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

地域包括支援センターゆずでは、母体法人により緊急時のマニュアルを整備し、連絡体制及び必要な備品や行動指針を定めています。緊急時においては茅ヶ崎市高齢福祉課作成のマニュアル及び母体法人の災害マニュアルに沿ってセンターの運営を図ります。

また、包括支援センターゆず独自に市と連携して BCP（事業継続計画）を整備し、災害時も可能な限り業務継続及び速やかに業務の再開ができ、地域の高齢者支援ができるよう体制を構築していきます。

担当の茅ヶ崎地区は、梅田小学校・梅田中学校が避難場所となっており、梅田小学校・梅田中学校、茅ヶ崎市役所、中央公園、総合体育館、県立茅ヶ崎高等学校、京急茅ヶ崎自動車学校が広域避難場所として指定されており、茅ヶ崎地区は市内の中心部に位置するため、災害時には地区内にある茅ヶ崎市役所と連携して対応していきます。

避難行動要支援者、要支援認定者等支援が必要な人に対して行政や自治会や民生委員児童委員と連携して災害時の安否確認、避難後の支援を行います。また、避難生活が長期化した場合には、高齢者、障がい者の心身の健康管理、二次的健康被害の予防、こころのケア、介護、生活上の問題などの相談に 3 職種が連携して専門的見地から支援を行います。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずでは感染症対策として、各種通知、マニュアル、茅ヶ崎市の指示に沿って適切な対応を図ります。

各職員は出勤前に検温、体調チェックを行い、出勤時や、業務時間中には手指のアルコール消毒・こまめに手洗いと極力マスク着用を行い、感染症対策に努めていきます。また、高齢者宅等への訪問前後にも携帯用アルコールにて手指の消毒の実施を行います。

センター内環境整備として、換気の実施と来所者への対応として相談受け付け窓口前と面接スペースにあるテーブル上にクリアボードを設置し飛沫感染の防止、検温・手指消毒の実施の促しを図っていきます。

また、不要不急の集合研修や会議等の参加及び訪問活動等は各種通知やガイドラインに則り極力避け、ICT の活用など代替手段を用いることで職員及び地域住民等への感染リスクを最大限減少させるよう努めていきます。

市の事業や各種教室等の企画についても各種ガイドラインを遵守し感染症予防を徹底した上で開催するよう努めていきます。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずでは「介護保険法」、「個人情報保護法」、「社会福祉法人麗寿会 個人情報保護規定」その他関係法令を遵守し、守秘義務の徹底と相談者の個人情報の保護に努めていきます。

センター内では個人情報に係る書類は全て来訪者から見えないよう収納し、その都度書庫から出し入れし管理していきます。使用済みの文書等で個人が特定される情報が記載されているものについては、全てシュレッダーによる裁断を行います。

予防プランシステム等については、パスワードによる保護、セキュリティシステムを構築しています。その他のケースファイル、関係書類等全ての個人情報保護も含めて、施錠管理による厳重な個人情報保護に努めています。センター事務所の出入りにも警備会社によるセキュリティーを実施します。

個人情報の持ち出し時には、持ち出した個人情報の種別や出入りの記録を行うことで、個人情報の保持及び、事故時に迅速に対応できるよう体制整備に努めます。

また、個人情報保護に関する研修を職員が積極的に参加するよう努めます。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずでは、利用者からの相談苦情に対応する担当者の設置を行います。日常の相談窓口として、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員が対応し、苦情と思われる相談については、苦情解決責任者が速やかに対応します。苦情解決責任者はセンター長が兼任することとし、運営上苦情が発生した場合、苦情の内容によって速やかに茅ヶ崎市へ報告を行い、他機関と連携しながら迅速に対応するようにします。

苦情対応については、サービス利用者、その家族等の意思及び人格を尊重するとともに、苦情の処理に携わる関係者が利用者等のプライバシー保護に十分配慮し、当該本人の立場に立った対応、特に初期対応においては誠実に対応し、十分な配慮を行うようにする。そのため、日頃からの職員の意識を高めるよう、法人内で基本的な対応に関する研修を実施し、苦情対応手順マニュアルを整備し、サービス利用者の権利擁護が図れるようにいたします。

苦情対応については、対応内容を書面にて記録し、センター内職員に周知し、注意喚起と再発防止に取り組みます。また、苦情対応手順マニュアルを随時改訂していきます。

職員は、苦情対応に関する対応等の研修機会に年1回以上参加するよう努めます。

1.6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。(地域活動充実事業を除く。)

新型コロナウイルス等の感染状況に関して引き続き注視しながら、感染予防を図るなど措置を講じる前提で下記について計画とします。

茅ヶ崎地区コミュニティセンターで毎年11月に開催されているコミセン祭りに地域包括支援センターとしてブース出店を行う。内容は地域包括支援センターの周知や業務内容の周知、認知症・健康相談・体力測定や福祉相談を行う。また、一般住民向けの介護保険の講義を適宜開催していく。

茅ヶ崎地区民児協や地区ボランティアセンターへは定例会議や研修に定期的に参加し、事例検討及び介護保険法に関する制度の説明や、認知症対策などの講義を行っていく。

介護予防に関しては、高齢者の集いの場としてのサロンの支援を継続的に行っており、令和5年度も担当地区内のサロンへ定期的に参加していくことで、高齢者の実態把握及び、関係者、関係団体との連携強化を図っていく。

また、近隣事業所の協力も得ながら社会資源の開発にも努めていく。令和5年度も前年度同様独自事業として、地域の運動ニーズに対して「ゆずクラブ」を年間6回から7回の開催(5月～12月まで月1回、8月は除く。)を増やし、地域住民の社会参加の機会を創出し、介護予防に資する取り組みを実施します。

地域包括ケアに資する地域ネットワークの構築に関しては、茅ヶ崎地区「まちぢから協議会」へ参加し、委員として月1回のミーティングや各種イベント、会議等へ積極的に参加していくことで、福祉領域以外のネットワークを構築し、まちづくりという広い視点で地域支援を実施していきます。

介護支援専門員に対しては、介護支援専門員「ケアマネサロンゆず」を年2回程度の独自事業として実施予定。地区介護支援専門員のニーズに対応した研修や参加型の勉強会を実施し、介護支援専門員と包括の連携が図れるよう努めます。

茅ヶ崎市家族介護教室の事業受託をし、担当地区住民を対象に介護者教室を年1回以上開催していきます。

平成30年度から開催支援を行っている「脳血管疾患当事者の会」について、2ヶ月に1度の開催及び運営の後方支援を企画検討していきます。

またこれらについてはICT等代替手段についても、状況等に応じて常に検討を図っていきます。

1.7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずでは、継続的に担当地区における高齢者のニーズを調査分析し、担当地区の現状に即した必要な支援を提供できるよう努めていきます。

茅ヶ崎市全体及び茅ヶ崎地区の人口動態等を活用し、必要があれば関係機関、団体、住民へのヒアリング等調査を行い、データから見える課題を地域に報告します。

具体的な手段として、担当地区の拠点である元町コミュニティセンター等で一般住民向けの報告会を年1回以上実施し、地域からの要請により、住民向けの健康講座も行い、まちぢから協議会を含めた多様なネットワークを構築する場面においても、担当地区の課題や資源の情報提供を行っていきます。

前年度に認知症当事者や家族・地域住民から合唱や歌を通じた活動の要望が多かった為、今年度は、音楽を通じたレクリエーションやイベントの計画を目標とし、講師の選定・講師謝礼・イベント等に地域活動充実事業費の予算を活用していきます。

また、茅ヶ崎地区内の関係団体及び商業施設等に対して地域包括支援センターの普及啓発及びパンフレット配布やポスター掲示の依頼を行い、地区社協だより等、地域の機関紙にも掲載を依頼し、周知活動においても連携を行っていきます。

1.8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

第1号介護予防支援事業の実施については、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が出来るようにするため、本人が出来る事は出来る限り本人が行う自立支援を基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めます。また、地域高齢者に対する健康増進、権利擁護、ネットワークの構築等、包括的支援事業と一体的に推進することで、地域住民が安心、安全に生活できるような地域包括ケアを実現していきます。

また、介護予防の観点から、保健師が中心となり支援や介護が必要となる恐れが高いと判断された方を把握するために、地域に積極的に出向き、サロンや関係団体を通じて参加干渉を行いチェックリストの実施や、生活機能の低下を早期に発見し予防・改善を目指し、短期集中事業等の各種社会資源の紹介、参加について働きかけます。

また、個々の状況において及び総合相談としてあがってきた事例においては、個人の状況と要望、必要に応じて、介護保険に係る申請からサービス利用までの支援を一貫して行います。各予防教室への参加、地域のサロンや総合事業への参加支援から介護予防ケアプラン立案まで、総合的に状況について応じて必要な介護予防サービスが利用できるようなしていきます。

1.9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

指定介護予防支援業務では、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が出来るようにするため、本人が出来る事は出来る限り本人が行う自立支援を基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めます。

また、介護予防の観点から、保健師が中心となり支援や介護が必要となる恐れが高いと判断された方を把握するために、地域に積極的に出向き、サロンや関係団体を通じて参加勧奨を行いチェックリストの実施や、生活機能の低下を早期に発見し予防・改善を目指し、各種社会資源の紹介、参加について働きかけます。

また、個々の状況において及び総合相談として挙げてきた事例においては、個人の状況と要望、必要に応じて、介護保険に係る申請からサービス利用までの支援を一貫して行います。各予防教室への参加、地域のサロンや総合事業への参加支援から介護予防ケアプラン立案まで、総合的に状況に応じて必要な介護予防サービスが利用できるようにしていきます。

令和5年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 医療法人 徳洲会
代表者名 理事長 東上 震一

地域包括支援センター名	茅ヶ崎南地区地域包括支援センターつむぎ
所在地	茅ヶ崎市幸町 5-8 茅ヶ崎メディカルケアセンター2階
法人名	医療法人 徳洲会
電話番号	0467-55-5291
FAX番号	0467-55-5293

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

1. 「第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「令和5年度茅ヶ崎市委託型地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針」「令和5年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針」と連動した取り組みを行う事を基本方針とする。
2. 地域住民の心身の健康の保持及び福祉増進の為に、相談者の属性や世代に関わらず相談の受け止めや世帯全体のチーム支援など今後も継続して三職種等が協力、連携し専門性を活かしたチームアプローチを行い総合相談窓口としての機能維持を図る。
3. 地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制の一層の強化など個別ケースのコーディネートや事例等を通じて様々な関係機関との連携を継続し、地区の特性を知り、現状の把握、将来的な予測を踏まえ、地域が抱える課題を把握し必要な関係機関とのネットワークを活かし、予防・解決に向けて積極的に取り組む。
4. 家族介護教室や認知症サポーター養成講座、地域ケア会議など包括つむぎとして企画する活動を通し身近な相談機関としての周知や顔の見える関係性を築く。
5. フェイスブックやつむぎだよりなどを活用し災害に対しての備えなど自助の意識啓発に繋がるよう働きかけていくと共に「包括つむぎ」の活動内容を発信してい

く。

6. 感染症及び災害時における業務継続計画(BCP)を策定、また法人やテナントとも協議しながら内容の充実を図る。また市からの情報提供や研修などがあれば積極的に参加していく。
7. 包括的支援体制を推進するために、対人援助等の知識および技術の向上を図ると共に、関係機関へのつなぎや情報提供など適切な対応ができるよう職員のスキルアップに努める。また身近な相談窓口としての機能を果たせるよう組織力の向上を目指す。
8. 認知症地域支援推進員を配置し、市と連携協力し認知症施策の推進を図る。また医療と介護の双方と連携を図りながら、多様な日常生活上の支援体制を目指し高齢者等の社会参加の推進に向け取り組む。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

1. 茅ヶ崎市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準に則り、保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士等の資格を有する専従の職員を配置し運営する。管理者は包括的支援事業等が適切に行えるよう必要な支援や管理を行なう。また、法人ならびに管理責任者へ適宜報告、相談する。
2. 職員の確保については法人内の関係部署、神奈川県看護協会、神奈川福祉人材センター、神奈川県介護支援専門員協会、ハローワーク、一般公募等広く人材を確保するよう努め、切れ目なく三職種を配置する。相談数やケアプラン作成件数などの業務量に応じて適切な人員を確保する。
3. 地域共生社会の実現を目指し、基幹型および必要な関係機関と連携・協力し相談支援体制の再構築に向けて取り組む。
4. 包括つむぎとして月1回は三職種を含めたミーティング(活動実績報告等)を行い組織力の向上を目指す。また同法人の地域包括支援センター(包括あい)とも月1回は双方の情報共有・連携を図る。
5. 法人の理念のもと行動する。職員の健康に留意し、医療費の助成や年1回健康診断を行なうなど法人の福利厚生を活かす。また新型コロナウイルス感染症等の動向を把握し、感染症防止対策を講じながら事業を実施していくと共に緊急時の事業継続に向けた対応策についても検討する。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

1. 社会資源情報のチラシを回覧し地域の実態把握に努めるとともに、各専門部会からの報告・情報提供を通して多職種の専門性を理解、共有する。また新規の情報や、個別ケースの把握・対応の検討など朝礼の時間を利用して日常的に職員間の意見交換を随時行う。
2. 新規相談時、責任体制を明確にする為主担当職員を決めるが、主担当以外の専門職はそれぞれの専門性を活かして情報や専門的見解の提供及び精神的支援など連携を図り、必要時2名体制を取って迅速に対応する。
3. 認知症に関する周知を図る事を目的に、関係部署と連携・協力しながら相談機能の強化や課題解決に向け三職種で取り組んでいく。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

1. 必要な知識・技術を身につけ、専門性を確保し職務の質の向上を図るため、職員が計画的に下記の研修に参加する。
 - ①各専門職の職能団体等が実施する研修
介護予防(コグニサイズやフレイル)手法の習得を目的とした研修への参加
消費者被害や後見制度、虐待など高齢者の権利擁護を目的とした研修への参加
 - ②地域包括支援センター初任者・現任者研修への参加
 - ③各関係団体が実施するアプローチ向上等の研修へ参加
 - ④法人内の研修 「介護部門 地域包括支援センター会議」、医療連携会議への参加、ケアマネ向け研修として(年1回)の企画・実施
 - ⑤市役所が主催する人材育成研修への参加
 - ⑥チームオレンジや認知症サロンの立ち上げに向け、地域住民との連携や協働などをどの様に構築していくかなどをテーマにした研修への参加
2. 入職者については、管理者が主指導者となり進捗・理解度を確認しながら研修・指導等を行う。
3. 個々の年間目標に沿った研修計画を立て、研修に参加した者は他職員への伝達講習又は報告書での伝達を行ない、各職員のスキルアップに努める。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

1. 世代に関わらず住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していく事ができるよう初期段階での相談窓口としての機能を持ち、茅ヶ崎駅より徒歩5分の場所に事務所を設置、来所者の駐車スペースを確保し地域の方が立ち寄りやすく気軽に相談ができる空間づくりを行うと共に、来所者等の感染防止対策の徹底を行う。
2. 緊急時を除き1名以上事務所待機し、開所時間はいつでも来所者への相談対応を行える環境を整える。緊急時など場合によって事務所待機が調整できない時は、出入口に携帯番号を記載した札を掛け随時対応していく。
3. 地域の社会資源の把握、情報の整理を行い相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援などワンストップ窓口として関係機関へのつなぎや制度の説明・紹介など総合的かつ専門的な相談が受けられるよう職員のスキルアップに努める。
4. 行政や医療機関、警察、消防、介護サービス事業所、まちぢから協議会等地域の各関係団体と連携し情報の共有やネットワーク構築に努める。また地域の集まりや行事に参加し、高齢者の実態把握等包括的な支援を行う。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

1. サロン等、つどいの場を地域資源として、包括職員が住民、地域の困りごと、気になること等を参加者から傾聴することにより、虐待案件等、情報を共有する環境づくりに努める。また、属性や世代に関わらず全ての方を対象に尊厳ある暮らしが守られるよう、広報・啓発チラシ配布により、虐待、消費者被害、成年後見制度の周知に取り組む。
2. 神奈川県の高齢者虐待防止対応マニュアルを参考にしながら、高齢者虐待・虐待疑いがある場合には早い段階で行政、民生委員、医療機関、介護事業所等と連携し、早期介入に努める。
3. 相談者の属性や世代に関わらず、権利擁護を目的とするサービスや制度の利用ニーズを有していると考えられる場合は、市や関係機関への連絡を速やかに行うなど適切な支援へのつなぎを行う。
4. 日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用促進を図っていきながら認知症の早期発見、認知症高齢者を支える体制づくりに繋がるよう適切な介護サービスの利用や金銭管理、法的行為の支援を行う。
5. 権利擁護に関する研修へ参加し、知識を深め、職員の対応の向上を図る。
6. 虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施。新入職者においては、入職のタイミングで管理者が行う。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。(地域ケア会議を除く)

1. 地域特性を理解し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が営む事の出来るよう心身の状況や置かれている環境に応じ総合的に支えていく。
2. 入院、入所等より在宅復帰に向けた支援を本人・家族の意向を踏まえ、病院や施設と連携を図り支援する。
3. 困難事例の相談については包括全体で検討を重ね、必要に応じてアドバイスや同行訪問、地域や行政と連携し支援する。
4. 介護支援専門員、主任介護支援専門員と勉強会のサポート等を通じてネットワーク構築や介護支援専門員自身が気づき問題解決できるよう支援する。他包括(ゆず・あい)と連携を図り、事例検討会を開催。
5. 地域の社会資源やサービスの情報を把握し利用者、地域住民、介護支援専門員等に情報の提供をできるようにする。
6. 主任介護支援専門員部会として、介護支援専門員の実践力向上を目的とした研修の企画、実施

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

1. 高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図って行く事を目的とし地域課題の発見・把握、個別課題解決に向けた検討、ネットワーク構築、地域づくり・資源開発について積極的に取り組む。各関係部署と連携しながら年度を通して2回以上開催していく。
2. 地域ケア会議終了後は15日以内に報告書及び個人情報保護同意書を速やかに市役所へ提出する。
3. 茅ヶ崎市地域ケア推進会議、自立支援型地域ケア個別会議の参集がある時は協力する。
4. 共恵地区の外出支援または避難行動等など災害についてのアンケートを検討・実施予定。地域住民の希望や要望・課題の把握に努める。アンケートの集計結果については地域ケア会議などを通して関係者、関係機関へ情報の共有・周知を図る。(新型コロナウイルスの状況を鑑みて実施については随時検討)

9 認知症に関する取り組みについて具体的な実施計画を記入してください。

1. 認知症地域支援推進員を1名配置し、市と連携協力し認知症施策の推進を図る。
2. 年6回開催予定の認知症地域支援推進員連絡会への出席。
3. 認知症等により判断能力の低下がみられる場合には家族等と連携を図りつつ、認知症初期集中支援チーム員会議等市や関係機関と連携する。
4. チームオレンジの立ち上げの準備及び、立ち上げに向けた支援の一環として、ステップアップ講座への参加など市からの情報提供があれば積極的に参加する。
5. 認知症サポーター養成講座など、地域に認知症への理解を深めてもらえるような活動の場を年1回以上は設ける。
6. 認知症サロンの立ち上げに向けて準備。コミュニティカフェとして活動している「にじカフェ」に場所を拝借し、認知症の人およびその家族が参加できるようなプログラムの企画・実施を検討。また、高砂コミュニティセンターでは当事者だけでなく、男性の家族介護者等も参加できるようなプログラムの企画・実施を検討。引き続き既存の事業やサロンをチームオレンジとしての活動に繋げていけるよう地域の実情に応じて認知症理解の促進を図れるよう予防と共生を目的に推進を図る。
7. 認知症の促進を図る事を目的に「認知症あんしんガイド」の配布・普及。

10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築について具体的な実施計画を記入してください。

1. 地域の関係機関とのネットワーク構築の為、各種会議へ積極的に参加し身近な相談機関としての周知を図っていく。地区社協の定例会議へ参加し身近な地域の問題や課題を通じて地域福祉の向上に努める他、各団体からの活動計画に乗じた包括への依頼にも積極的に対応するなど関係機関を含めた地域との繋がり強化を図っていく。
2. 総合相談や地域の関係団体主催の会議、地域の行事や体操教室、地区懇談会、市民集会、サロン等地域の活動へ参加し、地域の人々の声を直接聞く機会を活かし情報収集する。人口統計や制度の変容を意識し将来的な課題も含め地域の課題について把握する。そこで生じた課題は事業所内で検討し、市役所・保健所・警察・医療機関・介護事業所・地域・他包括等各関係機関と連携を図り、同行訪問するなど予防・解決に向けて対応する。事例は相談記録として保管する。
3. 事業所内で共有した地域課題について地域の方々に提示していき、懇親会や地域ケア会議などで意見交換を行いながらネットワーク構築と地域づくりに取り組んでいく。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

1. 業務の遂行にあたっては、多様な情報を集め利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を行なうよう職員に対して教育を実施し、提供されるサービスが特定の事業所等に偏らないよう中立的な機関としての認識を持つように毎日の朝礼や月1回のミーティング時に委託等の報告した際に特定の事業所等が多い場合には声を掛けて留意していく。
2. 居宅介護支援事業所への紹介先とその選定理由を記録に残し、紹介先を毎月集計し月1回のミーティングで共有する。その他、毎朝のミーティングでの報告や受付ノートを作成し、紹介先を記載、管理を行ない各自確認するなど偏りが無いよう対応する。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

1. 夜間及び休日等緊急時については管理責任者代行対応とする。職員連絡網を作成・配布し、連絡体制を確保・周知し、必要時については連絡網を活かし各職員への指示を行ない、管理責任者又は法人の事務長へ報告を行なう。また緊急時連絡網が活かせるよう年2回(9月・3月)の訓練時に実施する他、職員入職時には必ず実施する。
2. 事務所を構えているビルの消防訓練にも参加し、避難経路の確認をしていき防災への意識を持つ様にする。
3. 年2回(9月・3月予定)事業所内で防災訓練を行ない、災害時の消防計画に沿って役割分担を行ない通報・避難・誘導・救護について周知するほか、「緊急時持ち出し物品チェックリスト」に則り緊急時の持ち出し書類、ヘルメット、ラジオ、水、食料の常備等を確認する。職員へ向けた災害伝言ダイアル訓練を実施する。
4. 所内管轄地区の利用者台帳の作成(災害時安否確認用マップ、連絡先一覧等)避難行動要支援者名簿の更新時期に合わせ、所内独自の利用者台帳も随時更新。
5. 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症で急きょ職員に休みが発生した場合は、業務継続に向けた調整を図ると共に法人および市への報告・情報共有を積極的に行う。
6. 自然災害についての業務継続計画(BCP)を策定。法人やテナントとも協議し、内容の充実を図る。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

1. 来所者については、手指消毒、検温、履物をスリッパへ交換しパーテーションの設置したテーブルにて相談対応を行う。終了時はテーブル・イス・スリッパを消毒する。
(換気やサーキュレーターによる空気の循環を常時行う)
2. 職員については、出勤時に体調チェック(検温・呼吸器症状の有無)を行い、サージカルマスクの着用、手洗い・うがいを徹底。有症状者が出た場合は、速やかに市の基幹型へ報告し保健所等の指示に従いながら業務継続に向けた協力・支援を依頼し切れ目なく業務が継続できる体制を整える。
3. 県や行政、法人から発信される「新型コロナウイルス感染症の対応について」を職員間で周知し、必要時は法人へ速やかに相談する。また感染状況の把握・情報共有を朝礼や会議等で集約すると共に、体調不良や感染疑いのあった際は速やかに法人と連携・協力を図り検査の必要性について協議していく。また対応等についてはコロナの動向に応じて、県や行政からの情報を基に適宜見直しを図っていく。
4. 感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)に開催。また新入職者においては、入職のタイミングで感染対策についての研修を管理者が行う。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

1. 茅ヶ崎市個人情報保護条例や厚生労働省のガイダンス、法人の運営規定に沿って個人情報の取扱いに務め、個人情報の安全性及び信頼性を保護するため保有する情報の漏洩、紛失、改ざんなどが起こらないよう個人情報管理責任者を定め適切な管理を徹底する。
2. 個人情報の利用について
個人情報の取り扱いについて事業所内に掲示、利用目的を明確にし、書面による同意を得た上で個人情報を使用する。個人情報の取り扱いについてその都度相談し事業所内で共通した対応を行なう。
3. 個人情報の管理について
 - ①個人ファイルやU S B等個人情報の記載のある物については施錠できる書庫に保管する。
 - ②警備会社によるセキュリティー管理を行ない、不法侵入を防止する。
 - ③個人が特定できるものを廃棄する場合はシュレッダーに掛け、厳正に処分する。
 - ④緊急やむを得ない場合を除いて個人情報が記入されている書類はF A Xによ

- る送信は行わず郵送若しくは直接届けるなど確実な方法により連絡を取る。
- ⑤契約終了後や退職後においても秘密の保持を継続する。
 - ⑥PC 使用時、訪問者への個人情報漏洩に繋がらないよう職員デスクの配置や事業所内の環境については必要時検討する。
4. 地域の方が来訪され、相談に来られた際にも個人情報の漏洩等が無い事を説明し、安心して相談して頂ける様に、パーテーション等で仕切りをつくりプライバシーに配慮する。
 5. 個人情報の研修に参加し、個人情報の取扱いについて事業所内で共有する。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

1. 苦情発生時は、苦情対応マニュアルに沿って苦情解決責任者を明確にし、責任を持って速やかに誠実に苦情の解決に当たる。
2. 苦情を受け付け、内容や相手の意向等確認し、苦情及びその対応状況等を責任者から法人へ報告する。必要に応じて市役所へも報告する。
3. 苦情受付後は記録を残し、ミーティング時に報告し全職員で共有、再発防止について検討を行い、同様の苦情に繋がらないよう努めていく。
4. 苦情解決の仕組みと役割について事業所内に掲示し、処理体制の整備と周知を行なう。
5. 苦情等への予防について、職員個々が相談援助者としての自覚を持ち業務するよう、相談援助研修等に参加し、参加者は報告や伝達講習などを通じて職員へ周知する。
6. 職員間で相談対応について気付いた事があればお互いに声かけや話し合いをする。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。(地域活動充実事業を除く。)

1. 地区内の店舗(スーパーや薬局など)に詐欺被害等のチラシ、保健・医療に関するチラシ等を配布、掲示させていただき防犯対策の普及、啓発を進めていく。
2. フェイスブック(活動内容をアップ)などを使って事業所の PR をする。
3. 消費者被害や権利擁護などの講座等を企画・実施。注意喚起や地域の実情を交えた内容を検討していく。
4. 認知症サロン立ち上げに向け、ステップアップ講座受講への参加呼びかけを行い地域住民との協力体制の構築に繋げる。また、にじカフェなど既存のコミュニティカフェと協働し年1回以上の開催を目指す。

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

1. 地域住民の健康増進・介護予防、高齢者支援リーダーや包括あいと協働し月1回うみかぜテラスにてちがさき体操・湘南くち体操・コグニサイズを実施する。地域住民への周知についてはチラシを作成し、医療機関、福祉施設等に配布する。また、自治会の協力を得て回覧板や地区ごとにある掲示板など活用する。(新型コロナウイルスの状況を鑑みて実施については随時検討)
2. 包括つむぎの活動内容や地域の特性に応じた情報提供(人口・高齢化率など含む)の場として「つむぎだより」を年1~2回発行し、薬局や医療機関・福祉施設等への配布、自治会回覧板を活用し周知を図る。
3. 共恵地区の外出支援または避難行動等など災害についてのアンケートを検討・実施予定。地域住民の希望や要望・課題の把握に努める。アンケートの集計結果については地域ケア会議などを通して関係者、関係機関へ情報の共有・周知を図る。(新型コロナウイルスの状況を鑑みて実施については随時検討)
4. 若松町幸地区の「集いの場」であるサロンについては誰もが年齢を問わず交流できる場所づくりを目指し、年1回以上を目標に定期的な開催を行う。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

1. 総合相談や地域の活動に参加し、高齢者の実態を把握し、高齢者自身が自らの能力を最大限に活かし要介護状態になることを予防するため、介護が必要になる前から地域住民へ情報(フォーマル・インフォーマル)を提供・周知し、早期発見・予防・改善をめざし働きかけ、市と連携を図りつなげていく。
2. 地域の特性に応じた対応ができるよう、積極的に社会資源を把握し、社会資源開発の立ち上げ協力・連携等後方支援を行なう。
3. 個々の状況とニーズ、必要に応じて相談に応じ、生活機能の改善を実現するため適切なサービスを選択できるよう目標志向型の介護予防サービス・支援計画を作成し、評価を行いその改善を図る。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

1. 新規相談を受け、介護認定申請につながるケースは内容に応じて担当者を選任する。担当者は、要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことが出来るよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用者の主体的な活動と参加意欲が高まるよう介護予防サービス計画を作成するとともにサービス提供が確保されるよう介護・保健・医療・福祉等関係機関との連絡調整、意見を求める等行い、利用者の自立を支援する。利用者の情報については適切な記録を作成し、保管する。委託先の居宅支援事業所とも連携・情報共有し、適切な支援を継続する。

2. 居宅支援事業所や介護事業所等の紹介については公正中立を意識し、利用者やその家族が選べるよう選択肢を提示し、適切な情報が提供でき、紹介が偏ることのないよう事業所内で情報共有する。

令和5年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 株式会社 結
 代表者名 代表取締役 小野田 潤

地域包括支援センター名	南湖地区地域包括支援センターれんげ
所在地	茅ヶ崎市南湖5-10-6
法人名	株式会社 結
電話番号	0467-88-1380
FAX番号	0467-88-1381

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

- (1) 組織力構築・人材育成：新しい体制となり1年が経過、新型コロナウイルス感染症の対応が変化する年でもあり地域との関係性づくりをあらためて丁寧に行う。地域住民団体の組織とはもちろんのこと、地域の社会資源との関係性の再構築などにも慎重に丁寧に取り組んでいく。
- (2) 包括的支援体制の構築に向けた取り組み：地域共生社会の実現に向け、職員全員が茅ヶ崎市の体制、国の動向を理解し日々の業務を遂行する。分野を問わない相談に柔軟に対応し、各関係機関や総合相談担当と協働する。
- (3) 感染症予防に努めた事業運営：感染症等の通知や市の方針等情報を共有し、引き続き感染予防対策をふまえた事業展開を行う。
- (4) 認知症総合支援事業への協働：地域の実情に合わせた認知症に関する普及、啓発事業を推進する。認知症地域支援推進員となる職員2名を中心にコロナ禍で関係性が希薄になりつつあった医療機関や介護サービス事業所、地域の各機関と協働し推進する。
- (5) 災害発生時や感染症等発生時の事業継続についてBCPを作成し、包括職員として適切な判断や行動が実行できるようにしていく。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を配置し、地域共生社会の実現を目指して、チーム一丸となって活動を行う。運営における基本視点を全職員で理解、共有する。

全職員が、地域課題や事業の取り組みに対する共通認識を持ち、市の基本方針を踏まえた上で、本計画を検討、作成する。各項目の計画において長期的な視点を踏まえた基本方針をもとに、単年度実施することを具体化し作成、実施する。

当法人の体制として、4で記載する人材育成体制によるスーパービジョンの取り組みにより三職種の配置については基本的に継続的な雇用体制をとる。法人内では、他部門に所属する介護支援専門員、社会福祉士、看護師等各専門職との連携も行い、各部門で得られた知識や業務のノウハウ等情報共有を計り、意見交換をすることでチームアプローチを意識し、より高い専門性を身につけるように努める。昨年度からの継続で包括的支援体制構築の推進を更に進めていく。

事業計画の実施状況について定期的に確認するとともに評価、修正を行い、年度末には実施・運営状況の自己評価を行う。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士、それぞれの職種の専門性を果たすべく、互いの役割を理解し、協働できるチーム作りを行う。三職種の専門性を活かした連携を図っていくために同職種の連携・協力体制についても強化する。多様な相談ケースに対応できるよう、互いを尊重したチームケア体制の構築を目指す。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 各職種が専門性を持ちつつ、情報を共有し連携して支援できるように、各職種の役割の明確化のための意見交換（朝のミーティング、月に1回の所内ミーティング、イヒ会議（業務改善、遂行のための意見交換の場）の有効活用）を行う
- (2) 相互の専門性理解を深めチームワークを形成するため、所内においてコミュニケーション技術研修（適正確認、交流分析、アサーショントレーニング等）の実施（年1回程度）
- (3) 各部会への定期参加、各部会において話し合われた内容について共有し、各部会の活動について理解、把握する。各職種対象の研修や勉強会などに参加した際は、所内報告することで各職種の専門性についての理解に努める

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

【基本方針】

基幹型包括支援センターが実施する人材育成システム推進事業の各研修に参加する。包括れんげ内の人材育成体制として、スーパービジョン体制をとり、法人内スタッフや場合によっては外部のスーパーバイザーとの面談機会を持つ。業務の振り返りや自身の課題の整理をし、自身の強み、弱みを知り、目標を明確にする。その他外部研修等を活用し、人材育成に取り組む。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 市の人材育成システム推進事業の各研修への参加（実施回数）、外部研修の積極的な参加と振り返り、所内での共有
- (2) 相談者の属性や世代に関わらない相談の受け止めや適切なつなぎ、連携がスムーズ図れるよう、知識や技術の習得を継続する。（研修の活用、所内勉強会等の実施）
- (3) 自己申告シートを活用した面談の実施（半期に一度、必要時）
- (4) 個々の能力を生かし補いあえる体制づくり（面談、所内会議等の積極的な活用）
- (5) メンタルヘルスケアのため、EAP（従業員支援プログラム）を活用する

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

【基本方針】

誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、分野にかかわらず対象者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、関係機関と連携しながら総合的に相談・支援できる体制をつくる。また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、幅広い相談内容について地域の関係者、専門職とネットワークを構築しながらチームでの支援を行う。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 「地域における相談支援の拠点」として住民が気軽に立ち寄れるよう、玄関入口や駐車場に掲示や案内を設置し更なる周知に取り組む
- (2) 地域の医療機関や商業施設などに出向き周知活動を行い、必要時には相互に連携できる支援体制づくりに努める
- (3) 地域のサロンのほか、自治会や老人会などの行事、関係団体の集まりなどに参加し周知するほか、必要時には自治会、民生委員、ボランティアセンターと密接な連携を図りながら地域づくりを支援する

- (4) 相談状況や内容を踏まえて総合相談担当課や関係機関と協働し、複合課題を抱える世帯等に、効果的、適切なサービスが提供できるように社会資源の把握に努め、活用しながら対応していく
- (5) 多岐に渡る相談に対応できるよう、高齢に限らず障がいや児童などについての外部・内部研修の受講により職員の対応スキルを向上させる（一人年1回以上を目標）

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

【基本方針】

相談者の属性や世代に関わらず権利擁護を目的とするサービスや制度の利用ニーズを有していると考えられる場合は、適切な支援のつなぎを行う。認知症や障がい等により意思決定が難しい高齢者等への権利擁護を担うために必要対応スキルを身に付け、虐待について明確な方針を持って三職種や市、関係機関と連携し、本人、養護者の支援を行うことを目指す。情報共有についてはミーティング等を活用することで徹底し、職員全員が状況を把握して対応できるようにする。消費者被害について、日々の支援や地域行事、研修等への参加を通して情報収集を行うとともに、分かりやすく当事者や関係者に情報提供をする事を目指す。

以上をふまえて、

【本年度の計画】

- (1) 権利擁護業務に関する研修等へ積極的に参加、所内で研修報告の実施（年1回）
- (2) 虐待対応に関してのマニュアルの確認、虐待ケースや処遇困難事例について対応方法を所内で検討、適宜、市への報告実施（随時）
- (3) 消費者被害や権利擁護に関して、県警 HP 等の統計から近年の相談傾向を把握、行政から配布される広報誌等から情報収集を行い、サロンやれんげ掲示板、回覧等で情報提供、注意喚起を行う（サロン参加時、回覧については不定期）
- (4) 担当課と連携を取り、地域で発生している消費者被害の情報把握および対応方法についての助言等を仰ぐ（随時）
- (5) 地域住民や地域福祉関係者などを対象に、市や県などが作成するチラシ配布などを通して消費者被害、権利擁護に関する情報を提供する（随時）
- (6) 南湖駐在所と連携し、被害防止、権利擁護に努める
- (7) 住民対象に消費者被害についての講話（出前講座）を実施（年1回程度）

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

【基本方針】

多様な生活課題を抱えている高齢者等が安心してその人らしい生活を継続するためには高齢者やその家族等が課題に対しあらゆる社会資源を切れ目なく適切に活用できるよう、包括的・継続的ケアマネジメントを介護支援専門員が中心となって行う必要がある。包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる環境整備を行い、支援者が個々の利用者の援助の実践を状況に応じ、サポートすることを意識する。介護支援専門員相互の日常的な情報交換等を行う場を設定し、ネットワークの構築を図り、医療と福祉など多職種連携体制の構築を目指す。

以上をふまえて

【本年度計画】

- (1) 支援困難事例に対し、同行訪問やサービス担当者会議への出席等し、必要な支援を継続的に行う。また、所内で相談内容を共有・意見交換し、適切な助言対応ができるよう努める。介護支援専門員の能力を引き出す関わりを意識する（随時）
- (2) 単独の機関では解決が困難なケース等に包括的な支援が提供されるよう、問題を整理し、ケース検討会議を行う。また地域ケア会議での検討をすすめ、関係機関や地域の方との共有、検討の場を持つこと等の提案をしていく（随時）
- (3) 地域包括ケア推進のために居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と協働し、勉強会、研修会等を企画し実践する（専門員部会企画）
- (4) 介護支援専門員からの相談対応、連携しやすい体制を整える
(他包括と連携し、事例検討会や勉強会の開催等、相談、連携体制を構築する)
- (5) 地域における関係機関（様々な社会資源等）と介護支援専門員との連携構築のための支援（情報提供や研修、勉強会等を活用した関係づくりの支援）を行う
- (6) 認知症や精神疾患があることで在宅生活の継続が困難となるケースが増えていることを踏まえて、介護支援専門員と医療関係者との勉強会を開催するなど医療機関との連携支援を行う（主マネ部会企画）

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

【基本方針】

南湖地区においては、個別事例の検討の場と位置づけている小地域ケア会議を必要に応じ、開催する。地域の方が出席しやすい会議、発言しやすい会議運営（雰囲気作り）を目指す。また、茅ヶ崎市が主催する地域ケア個別会議について、基幹型包括と連携・協力し、円滑な会議運営に努め、高齢者の自立支援、介護予防に繋げていく。

以上をふまえて

【本年度計画】

- (1) 小地域ケア会議（必要時、年1回以上）、昨年度まで積み重ねてきたテーマである防災・減災に関する地域ケア会議については、今までのことを踏まえてあらためて地域住民のニーズに合わせて検討内容を精査して開催する。また、新たな課題がある場合には適時そのテーマに沿って開催する（年2回以上）
- (2) 個別課題の整理の仕方や会議の運営（手法等）について所内で検討、意見交換し、効果が得られるような会議、ケアマネジャーから支援困難と感じる事例など積極的に出してもらえよう工夫する。感染予防に努めた開催を工夫する
- (3) 茅ヶ崎市が主催する地域ケア個別会議に積極的に参加し、円滑な会議運営のために基幹型職員、他包括等と協働する
- (4) 地域ケア会議開催後も課題に関して継続してモニタリングを行い、解決に向かったのかなど整理して振り返り、会議出席者や関係者で共有する

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください。

【基本方針】

認知症地域支援推進員を配置し、市の認知症施策と連携協力を図っていく。
チームオレンジメンバーと当地区において今後どのような活動をしていくか検討し、活動範囲を拡げていく。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 認知症サポーター養成講座
 - ・住民向けに認知症サポーター養成講座の開催（年1回以上目標）
 - ・対象者に合わせた養成講座の内容工夫
- (2) コグニサイズの普及
 - ・各サロンにてコグニサイズの実施
 - ・コグニサイズフォローアップ講師派遣事業を利用し講座を開催（年1回を目標）
- (3) チームオレンジ立ち上げ、周知についての活動
 - ・ステップアップ講座修了者と共にサロンに参加。認知症サポーター養成講座を通して、認知症への理解を深めるとともにチームオレンジの周知に努める
 - ・どのような活動を行っていくか、チームオレンジの周知も含め地域団体等と話し合いの場を設ける
 - ・ステップアップ講座修了生を年度目標10名

1 0 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築について具体的な実施計画を記入してください。

【基本方針】

地域の課題把握については、「地域包括ケアシステム」の推進を踏まえて実施する。ネットワーク構築については、地域ケア会議や地域の関係機関との交流を通じて、地域課題の共有化を図るとともに、関係づくり及び地域課題の把握と解決に取り組む。

以上をふまえて、

【本年度計画】

(1) 地域情報、社会資源の把握と情報整理を行う

- ・アセスメントシート等の活用により地区の現状を把握する
- ・地域資源や介護サービス等の情報を整理していく（随時）
- ・市から提供される統計データを所内で共有し、記録に残し（随時）、地区診断等に活用する
- ・地域のニーズを把握する。地域ケア会議の地域課題発見機能等も活用。

(2) 地域課題を具体化し、協働体制を構築していくために地域住民、地域の関係機関との関係性を深めていく

- ・れんげ駐車場にて月に1回程、何でも相談所を開設し、気軽に相談できる場を設け、孤立予防や地域課題の把握につなげる
- ・コロナ禍で地域のつながりが薄れていると地域の方からの声が挙がっている。地域のつながりをどう取り戻していくか、地域ケア会議等の活用により、課題の共有と解決に向けての検討を行う

(2) 地域の医療機関と金融機関との関係性の再構築を図る

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

【基本方針】

法令遵守を基本とした公正中立な立場で事業運営を行う。特に利用者のサービス利用などについては、特定の事業所等に対して不当に偏った活動はしない。利用者やその家族の意向を尊重し、適切なアセスメントに基づき情報提供・提案することを十分理解し事業運営にあたる。

以上をふまえて、

【本年度計画】

(1) 「事業所の選択」については、複数の選択肢があることを説明、提示した上で、相談者の意思を尊重し、適切な選定の判断ができるよう案内する。介護予防サービス・支援計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行う

- (2) 介護予防サービスや居宅介護支援事業所へ紹介する際の記録と紹介先件数、傾向等の分析及び所内ミーティングでの検討、意見交換を実施する（年2回）
- (3) 紹介する社会資源についての情報を整理する（随時更新）

1.2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

【基本方針】

包括支援センターにおいても、地域包括ケアシステムに応じる夜間の救急対応、虐待等緊急時に応じる必要性があり、夜間においては24時間の連絡可能な体制を整える必要がある。法人の体制としては、法人責任者が社用携帯電話を所持しており、いつでも職員からのコールに応じる事が可能になっている。また、管理責任者も社用携帯電話を所持しており、夜間、休日においても連絡可能な状態になっているほか、職員間でグループLINEを作り緊急時などすぐに連絡がとれる体制を確保している。

災害時については所内のマニュアル、地域包括支援センターにおける災害時対応ガイドラインに即して市と連携し、必要な対応を行う。

BCP（事業継続計画）を作成し、災害発生時や感染症等の発生時に備える。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 通常の夜間、休日の対応は高齢者いつでも安心電話で対応、緊急時は緊急連絡網を活用し、対応する（随時）
- (2) 平常時よりマニュアルや具体的な対応方法、センター版タイムラインについて所内で確認し、災害時等に迅速に対応できるようにする。BCP（事業継続計画）を作成し、災害発生時においても必要な業務が実施できるよう備えておく
- (3) 災害の際は、地域包括支援センターにおける災害時対応ガイドラインに則り、市との連携を密に行い、必要時は市からの指示、要請に従い対応する
- (4) 防災マップの見直し、定期的な更新と活用（避難行動要支援者名簿と照らし更新、更新したものを法人本部へ提出（年2回）。災害時の対応に備え、情報の安全管理に努める
- (5) 日頃から地域、事業所と防災、減災に関する取り組みを共有する。担当する避難行動要支援者名簿登載者のチェックシートの作成を行い、生活状況などの把握をしていくことで防災マップの見直しを行っていく。また、マイタイムラインの案内、普及に努め、防災・減災の意識を持ち、業務にあたる
- (6) 災害時に迅速に動けるよう、年に一回所内において防災訓練を実施する

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

【基本方針】

感染症等に対する必要な予防対策を行うと共に、職員や利用者が感染症に罹患した場合には適宜必要な関係機関と連携・情報共有を行い、感染拡大防止に努める。

以上をふまえて、

【本年度の取り組み】

(1) 職員・職場環境の取り組み

- ・出勤前に検温し、発熱・体調不良時は出勤を見合わせる
- ・業務中のマスク着用、こまめな手洗いがい
- ・国や市からの通知に基づいた感染対策を行う

(2) 訪問に対する取り組み

- ・訪問前後のマスク交換、手指消毒、事務所帰宅時の消毒、手洗いがい
- ・急遽の訪問で体調不良を訴えられている際は、フェイスシールド、使い捨てエプロン、ビニール手袋・ソックスカバーを着用し対応にあたる

(3) 来所者に対する取り組み（当面の間）

- ・職員と来所者の間に透明シートを吊るし飛沫を防ぐ
- ・来所相談者へ体調確認と体温測定、手指消毒、マスクの着用を依頼
- ・相談対応は換気をしながら対応
- ・帰宅時は来所者が接触した所をアルコール消毒

(4) 会議、研修、地域行事に対する取り組み

- ・対面開催で行われる会議などへは必要な感染予防対策を行った上で参加する

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

【基本方針】

地域包括支援センターにおいては、不特定多数となる地域住民の個人情報に関する取扱いに慎重を期するため、個人情報保護担当者を定めて万全の管理を行う。

法人の個人情報保護方針、及び「個人情報保護規定」に基づき「個人情報取扱業務概要説明書」を整備して、定期的な研修を設け、個人情報の利用目的、利用、提供方法についてその内容を職員間で共有する。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 個人情報保護法、介護保険法の秘密保持義務及び市個人情報保護条例が定める基準の内容についての研修を実施
(外部研修の参加と伝達研修を含む)。(年 1 回以上)

- (2) 書類や個人情報等の取り扱いについて各職員が留意しながら業務を実施
- ・ 個人情報が含まれる記録やデータ保存媒体等は施錠管理を徹底し、必要時以外の持ち出しを禁止するとともに、外出時は机上に放置しないようにする
 - ・ やむを得ず持ち出す場合には必要最低限の情報とし、個人情報持出管理簿にて管理、職員同士で確認を行う。また、個人情報を持ったまま訪問先からの直帰することは禁止する
 - ・ パソコン、社用携帯はパスワードを設定し外部の者が使用できないようにする
 - ・ 社用携帯については「れんげ社用携帯電話使用規定」に則り、使用する
 - ・ メールやファクスでやり取りする際には、細心の注意を払い、個人が特定できないように配慮する
 - ・ 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等から保護し、正確性及び安全性を確保するために、適切な安全対策を実施する
- (3) 個人情報の取り扱いについて苦情や事故につながりそうだと感じた場合、ヒヤリハット報告書を作成し、個人情報に係る事故防止の取り組みを徹底する
- (4) 職員だけでなく研修生などを受け入れる場合においても、守秘義務についての説明をし、同意を得ることで守秘義務の徹底を共有する

1.5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

【基本方針】

当法人では「苦情解決体制及び運営要綱」に基づき苦情解決責任者、第三者委員、苦情解決委員を定め、苦情解決及び、利用者の権利を擁護する仕組みを構築している。重要事項説明書および事業所内への掲示等することにより、苦情解決責任者、苦情受付担当者や苦情解決の仕組みについて周知する。苦情、要望等が出た場合は、真摯に受け止め組織として対応し、必要に応じ関係機関と連携する。苦情報告書・ヒヤリハット報告書を活用し、再発防止策を検討する中で職員全員のサービス、相談支援の質を高めることを目指す。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 苦情につながりそうだと考えられたケースについて所内で共有、ヒヤリハット報告書を作成し、ミーティング等に対応方法について検討をする。「カスタマーハラスメント」に類する苦情については関係者との協議をふまえて、市に報告相談し、組織として対応していく
- (2) 苦情への対応として、苦情報告書を作成し、課題の整理や原因の解明に努め、問題解決に向けて対応方法及び再発防止の検討をする。市に連絡すべき案件は速やかに連絡する

- (3) 職員一人ひとりが利用者本位の視点で「苦情解決」に積極的に取り組むよう、苦情対応マニュアルにもとづいて誠心誠意、対処する
- (4) 必要に応じて問題改善のための会議を開催し、職員全体で苦情を共有し対応する

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。(地域活動充実事業を除く。)

【地域の行事、定例会への参加】

- (1) 民生委員児童委員協議会：定例会へ参加し、民生委員児童委員活動に有効な情報提供をしたり、個別ケースや地域課題等について意見交換をしたりすることで連携体制を深めていく
- (2) ボランティアセンター：定例会、ネットワーク会議に参加し意見交換、ボランティア活動に有効な情報提供をし、情報共有する機会を持ちながらボランティア活動の推進に協力する。必要に応じて一緒に訪問し、スムーズに支援が進むよう関わる
- (3) 南湖地区社会福祉協議会：既に行われている地域サロン（しおさいサロン・南湖サロンふれあい）の活発化に協力
- (4) 自治会：包括独自の事業や地域への啓発のための案内、れんげ通信等を作成した際は自治会長宅に持参し、連携を強化する。また、各自治会で実施されるイベントに参加し、包括れんげの周知に努め、顔の見える関係を築いていく

【地域の行事の企画・実施、居場所作り、周知活動】

- (1) 家族介護教室の開催：家族介護教室の周知とともに身近な相談窓口としての周知に繋げる（今年度1回以上・南湖内全戸回覧の活用）
- (2) 熱中症や感染症予防対策の啓発活動を行う（適時）
- (3) 権利擁護のための啓発活動を行う：
 - ・地域サロン等地域の方が集まる場や回覧を通して注意喚起の実施（適時）
 - ・住民向けに「その人らしい暮らし（住まい方や高齢期の家計など）」をするための勉強会（出前講座）を実施（随時）
- (4) 地域の居場所、休憩場所の提供、情報発信：敷地内にベンチを設置する。れんげ掲示板、チラシ棚にて地域の社会資源、保健福祉情報、権利擁護に関する注意喚起等の情報を発信すると共に包括れんげの周知に繋げる

1.7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

【基本方針】

地域からのニーズを踏まえ、独自に計画し実施する。新型コロナウイルス感染防止の観点から外出控えや活動控えが加速して南湖地区の地域活動や地域住民に対して心身状態になんらかの影響を及ぼしていると推測される。ここ数年間の間にみられる「地域からの孤立」予防を目標に、地域活動の充実に向けた取り組みを実施する。

新型コロナウイルス感染症対策の緩和を踏まえ、地域ケア会議等を活用して地域のニーズを拾い上げていく。地区内の関係機関が実施している事業の再活発化に協力し、地区のニーズに満たしていけるよう独自事業を活性化させていく。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) れんげひろばの継続と効果的な活用：毎月1回、れんげ駐車場にて屋外の相談スペースを設け、気軽に相談できる場を提供する。南湖地区の高齢の方や障がいのある方が作った作品をその場で展示、販売することで、生きがいつくりの創出に繋げる。より住民に活用してもらうために相談場所や展示販売する場の検討を随時行っていく
- (2) れんげクラブを1回/月定期開催することで、孤立化予防、不活発化予防に繋げる。地区の南部で開催しているが、北部の住民参加が難しいこともあり、サテライト開催など開催地域の拡大を検討（国道一号沿いなど）
- (3) れんげ通信を作成し自治会回覧として配布し包括独自の事業や地域への啓発などをしていく。消費者被害防止の啓発のため効果のあるチラシ作成を行い周知していく（不定期発行）
- (4) 男性だけの集いの場を設置し孤立化予防を行う。企画に合わせた用品の準備購入をする
- (5) 認知症が原因となって地域から孤立している高齢者世帯への住民の理解や共生社会への理解を深めるためのチームオレンジを立ち上げる（活動に必要な必要物品の購入を行う）
- (6) 新型コロナウイルス感染症の分類や対応が変更になることから、地域の住民活動も活性化することが予想されるため、必要がある住民活動への参加や支援など随時行っていく

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

介護予防ケアマネジメントの実践にあたり、介護予防の基本的視点を持ち高齢者の主体性を引き出す働きかけを行う。地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的・効果的な支援を目指す。また、介護予防普及啓発業務として、介護予防の基本的な知識を普及啓発する活動を行う。サロンでの啓発や、講演会や介護予防教室の開催、介護予防に関わるボランティア等の人材や地域活動組織の育成等を支援することにより介護予防を推進する。第1号介護予防支援事業の業務の集中により包括的支援事業等の業務に影響がないように配慮していく。

以上を踏まえて

【本年度計画】

- (1) 地域の高齢者や住民、地域関係団体等に対し、介護予防について分かりやすく説明し、普及啓発活動を実施する。住民向けに高齢期の生活についての出前講座等を開催し、介護予防について理解を深める機会をつくる。
- (2) 基本チェックリストを実施し、生活機能の低下が心配される高齢者の把握をして介護予防事業の案内、利用につなげていく
- (3) サービス事業所や案内する事業の提案、選択にあたっては、公平・中立性を確保し、適切なアセスメントのもと利用者の意思決定を支援していく
- (4) 委託を依頼している介護支援専門員や市内の介護支援専門員との連絡・連携構築や対象となる方の状態改善や悪化の予防のために適切な支援が継続できるよう、事例検討会や勉強会等を実施する（年3回計画）

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

【基本方針】

利用者に対し、現在の状態の維持・改善が図れるように適切なアセスメントにより、その方の状況を踏まえ、目標を設定し、その達成のために必要なサービスを選択、利用できるようマネジメントを行い、自立支援に資するケアプランを作成する。第1号介護予防支援事業同様、指定介護予防支援事業の業務の集中により包括的支援事業等の業務遂行に影響がないよう配慮し、職員個々の業務量の確認をしていく。指定介護予防支援事業者として、業務の一部を委託する場合は、公正・中立性を確保する観点から、アセスメント業務やケアプランの作成業務等が一体的に行われるように配慮する。指定居宅介護支援事業者の紹介を行う場合には、正当な理由なしに特定の事業者には偏らないように配慮していく。

以上をふまえて

【本年度計画】

- (1) ケアプランの作成においては、利用者の自立に対する意欲を引き出すようなわかりやすい目標を利用者と共に設定し、目標達成できるようサービス事業者を含め関係者で共有していく
- (2) サービス事業所の提案、選択にあたっては、公平・中立性を確保し、適切なアセスメントのもと、利用者の意思決定を支援していく
- (3) サービス事業所や居宅介護支援事業所を把握、人員体制やサービスの内容などの情報を整理し、適切な案内ができるよう努める
- (4) 委託を依頼している介護支援専門員や市内の介護支援専門員との連絡・連携構築や対象となる方の状態改善や悪化の予防のために適切な支援が継続できるよう、事例検討会や勉強会等を実施する（年3回計画）

令和5年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 医療法人 徳洲会
 代表者名 理事長 東上 震一

地域包括支援センター名	海岸地区地域包括支援センターあい
所在地	茅ヶ崎市東海岸南二丁目6-14
法人名	医療法人 徳洲会
電話番号	0467-88-1716
FAX番号	0467-88-6772

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

<p>1. 「第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「令和5年度茅ヶ崎市委託型地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針」「令和5年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針」と連動した取り組みを行う事を基本方針とする。</p> <p>今年度も、相談者の属性や世代にかかわらず相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行う。そして、認知症の方やその家族が気軽に相談できる体制を構築すると共に地域の実情に応じた支援を行うことを目指す。</p> <p>2. 地域共生社会の実現に向けて包括的な支援の構築を目指すため、個別ケースのコーディネートを通じて様々な関係機関との連携を継続し、地区の特性を知り、現状の把握、将来的な予測を踏まえ、地域が抱える課題を把握し必要な関係機関とのネットワークを活かし、予防・解決に向けて積極的に取り組む。</p> <p>海岸地区における高齢者の実情を把握し民生委員、居宅支援事業所他必要な関係機関と連携・協働できるよう日頃より情報の共有を図り見守りできるネットワークの構築に努める。</p>

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

1. 茅ヶ崎市地域包括支援センターの設置運営に関する基準に則り、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の資格を有する専従の職員を配置し運営する。3 職種各 1 名の他いずれかの職員を 1 名配置し、認知症施策の推進を図る為、認知症地域支援推進員を配置する。
2. 職員の確保については法人内の関係部署、神奈川県看護協会、神奈川福祉人材センター、神奈川県介護支援専門員協会、ハローワーク、一般公募等広く人材を確保するよう努め、丁寧に引継ぎを行い三職種を配置する。相談数やケアプラン作成件数などの業務量に応じて適切な人員を確保する。
3. 業務の円滑な実施の為行政の関係部署との連携・協力を図る。
4. 茅ヶ崎市内の地域包括支援センターと情報を共有する等連携を図る。特に同法人のつむぎとは月 1 回のミーティングを共有し連携を図る。
5. 法人の理念のもと行動する。職員の健康に留意し、医療費の助成や年 1 回健康診断を行なうなど法人の福利厚生を活かす。法人の朝礼や会議等に参加し連携を図る。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

1. 毎日の朝礼時や月 1 回のミーティング、社会資源情報のチラシを回覧するなど高齢者や地域の情報の共有を行ない共通認識を持ち、日常的に職員間の意見を交換し、個々のケースの把握や対応の検討、支援内容を共有し、連携して対応する。
2. 各専門職部会の報告や研修資料の回覧を行い、多職種の専門性を理解、共有する事によって役割分担が可能となる。新規相談時、責任体制を明確にする為主担当職員を決めるが、主担当以外の専門職はそれぞれの専門性を活かして情報や専門的見解の提供及び精神的支援など連携を図り、必要時 2 名体制を取って迅速に対応する。
3. 認知症施策の推進についても 3 職種が連携し、認知症地域支援推進員と協力して取り組む。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

1. 必要な知識・技術を身につけ、専門性を確保し職務の質の向上を図るため、職員が計画的に下記の研修に参加する。
 - ①各専門職の職能団体等が実施する研修
 - ②地域包括支援センター初任者・現任者研修への参加
 - ③各関係団体が実施する研修へ参加
 - ④法人内の研修「南関東ブロック介護部門研修会」、「ケアマネ勉強会」への参加・企画
 - ⑤市役所が主催する人材育成研修への参加
2. 入職者については、一定期間内に修得できるようマニュアルに沿って進捗・理解度を確認しながら研修・指導等を行う。
3. 個々の目標に合った研修に参加し、研修参加者は職員への伝達講習又は報告書での伝達を行ない、各職員のスキルアップに努める。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

1. 地域の高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していく事ができるよう初期段階での相談窓口としての機能を持ち、茅ヶ崎駅より徒歩13分最寄りのバス停より徒歩1分の場所に事業所を設置し、地域の方が立ち寄りやすく気軽に相談ができる空間を提供する。
2. 職員が必ず1名以上事務所待機し、開所時間はいつでも来所者への相談対応を行える環境を整える。
3. 相談者の属性や世代にかかわらず相談を受け止められるよう、地域の社会資源の把握、情報の整理を行い、関係機関へのつなぎや制度の説明・紹介など総合的かつ専門的な相談が受けられるよう職員のスキルアップに努める。
4. 地域共生社会の実現に向けて、相談者の属性や世代にかかわらず相談を受けていく事の周知の為パンフレットを作成し、関係機関に周知、説明をしていく。
5. 行政や医療機関、警察、消防、介護サービス事業所、まちぢから協議会等地域の各関係団体と連携し情報の共有、実態把握を行い、ネットワークを活かした支援を行う。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

1. 権利侵害を受けている又は受ける可能性が高いと考えられる方が地域で安心して尊厳のある生活を送る事ができるよう、日常業務の中で常に権利擁護の視点を持ち、地域における見守り等ネットワークの整備を行い、虐待や消費者被害等の未然防止・早期発見に努める。また、初期段階における迅速かつ適切な対応を行うため、速やかに訪問し関係機関からの聴取により状況を把握し、市や関係機関と連携を図り、本人・養護者等を支援する。
2. 消費者被害の予防について、事務所外掲示板にチラシを貼るなど地域住民へ向けて様々な機会を通して啓発活動を継続する。
3. 認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には家族等と連携を図りつつ、認知症初期集中支援チーム員会議等市や関係機関と連携し、日常生活支援事業や成年後見制度の活用促進を図り、適切な介護サービスの利用や金銭的管理、法律的行為などの適切な支援へのつなぎを行う。
4. 権利擁護に関する研修へ参加し、知識を深め、職員の対応の向上を図る。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

1. 地域の特性を理解し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営む事の出来るよう心身の状況や置かれている環境に応じ総合的に支えていく。
2. 入院、入所等より在宅復帰に向けた支援を本人・家族の意向を踏まえ、病院や施設と連携を図り支援する。
3. 困難事例の相談については包括全体で検討を重ね、必要に応じてアドバイスや同行訪問、地域や行政と連携し支援する。
4. 介護支援専門員、主任介護支援専門員と勉強会のサポート等を通じてネットワークの構築や介護支援専門員自身が気づき問題解決できるよう支援する。
他包括(ゆず・つむぎ)と連携を図り、事例検討会を開催。
海岸地区の居宅介護支援事業所へアプローチとして、地域の情報共有や顔の見える関係づくりを構築する。
5. 地域の社会資源やサービスの情報を把握し利用者、地域住民、介護支援専門員等に情報の提供をできるようにする。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

1. 「茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について」に基づき、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図って行く事を目的とし各種関係機関との協働により地域の課題を把握し、解決に向けた検討、ネットワークづくり、地域づくり・資源開発に向けて取り組む。
今年度も高齢者等の見守りネットワークについて取り組んでいく。
定期的に個別課題の検討に取り組み、参加者へ報告する。
2. 地域ケア会議終了後は報告書及び個人情報保護同意書を速やかに市役所へ提出する。
3. 茅ヶ崎市地域ケア推進会議、自立支援型地域ケア個別会議の参集がある時は協力する。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください

1. 認知症の人やその家族が気軽に相談できる体制を整える為、まずは地域包括支援センターの周知活動を行い、サロン等の開催により直接気軽に話が出来る機会を作る。
2. 居宅介護支援事業所のケアマネジャーからも気軽に相談が出来るよう、新規相談や引継ぎ、研修等の機会で声掛け周知していく。
3. 地域との連携を活かし、自治会、民生委員等地域住民と居宅介護支援事業所のケアマネジャーをつなぎ、認知症の方の相談、ネットワークづくり等対応していく。
4. 認知症予防の取り組みとして、地域住民対象にコグニサイズの実施を月1回のちがさき体操や四季サロン等定期的に行う。
5. 地域における認知症の理解の促進を図る為、年2回程度認知症サポーター養成講座の開催等企画を検討し、希望があった場合も対応していく。
6. 茅ヶ崎市と連携し、認知症初期集中支援チーム員会議や認知症施策の推進に参加、協力する。

10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築について具体的な実施計画を記入してください。

1. 地域の関係機関とのネットワーク構築の為、まちぢから協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティアセンター、地区社会福祉協議会の活動へ出席し、身近な相談機関としての周知を図り、顔の見える関係性を築く。
2. 総合相談や地域の関係団体主催の会議等地域の活動へ参加し、地域の人々の声を直接聞く機会を活かし情報収集する。人口統計や制度の変容を意識し将来的な課題も含め地域の課題について把握する。そこで生じた課題は事業所内で検討し、市

役所・保健所・警察・医療機関・介護事業所・地域・他包括等各関係機関と連携を図り、同行訪問するなど予防・解決に向けて対応する。事例は相談記録として保管する。

3. 避難行動要支援者名簿を共有し、独居高齢者の孤立化予防等日頃から見守りの必要な方を把握し、民生委員や居宅介護支援事業所と連携を図りネットワークを構築する。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

1. 業務の遂行にあたっては、多様な情報を集め利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を行なうよう職員に対して教育を実施し、提供されるサービスが特定の事業所等不当に偏らないよう中立的な機関としての認識を持つように重要事項説明書を掲示し徹底する。

2. 居宅介護支援事業所への紹介とその選定理由を記録に残し、紹介先を毎月集計し月1回のミーティングで共有する。その他、毎朝のミーティングでの報告や受付ノートを作成し、紹介先を記載、管理を行ない各自確認するなど偏りが無いよう対応する。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

1. 夜間及び休日等緊急時については管理者対応とする。職員連絡網を作成・配布し、連絡体制を周知し、必要時についてはラインや連絡網を活かし各職員への指示を行ない、法人ならびに管理責任者への報告を行なう。緊急時の連絡が活かせるよう訓練を実施する。

2. 海岸地区担当の為事業所内にハザードマップを掲示し、職員の危機管理意識を持つよう心掛け、災害時対応ガイドライン、災害時被害状況報告の手引きに基づき市と連携・協力して対応する。BCPに沿った対応を行い、安否確認時のリスト・地図を作成し、紙で保管する。緊急時に備え平常時でも各自ライトと笛を携帯するよう徹底する。

3. 年1回海岸地区の防災訓練に参加し、地域の防災体制を把握する。参加後は職員全体への周知を徹底する。

4. 年1～2回（9月・3月予定）事業所内でBCPに沿ったシュミレーション等訓練を行ない、緊急時行動マニュアルやタイムライン等の周知・共有し、見直しを図っていく。緊急時の持ち出し書類、ヘルメット、ラジオ、消火器、水、食料の常備品等確認する。職員へ向けた災害伝言ダイヤル訓練等を実施する。

5. 災害時は、行政、民生委員、自治会と連携し、安否確認、避難後の支援にあたる。避難生活が長期化した場合には、健康管理や介護・生活上の問題などの相談に3職種が連携して専門的見地から支援を行う。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

厚生労働省の指針に沿って、新型コロナウイルス感染症等の蔓延状況を踏まえ感染防止対策を講じながら利用者や家族に必要な支援が継続できるよう事業を実施する。

1. 来所者対応については、手指消毒、体温チェックを行い、アクリルパーテーションを置いたテーブルにて相談対応行う。終了時はテーブルとイスを消毒する。
2. 職員については、健康管理を行い有症状者は休むようにする。出勤時に体調チェック（体温測定・呼吸器症状の有無）を行い、サージカルマスクを着用し、手洗いうがいを徹底する。事務所内は空気清浄機を設置し定期的に換気をし、机にパーテーションを置き、物品の消毒をこまめに行う。
3. 訪問時については、消毒液を携帯し、入室前に手指消毒を行う。体調不良の方の場合、感染対策のため感染防護基本セットを持参し着用する。
4. 医療法人徳洲会より出ている業務手順書「新型コロナウイルス感染症の対応について」を周知し、必要時は法人へ相談する。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

1. 茅ヶ崎市個人情報保護条例や個人情報保護法、法人の運営規定で定める基準を遵守し、個人情報の取扱いに務め、個人情報の安全性及び信頼性を保護するため保有する情報の漏洩、紛失、改ざんなどが起こらないよう個人情報管理責任者を定め適切な管理を徹底する。

2. 個人情報の利用について

個人情報の取り扱いについて事業所内に掲示、利用目的を明確にし、同意を得た上で個人情報を使用する。個人情報の取り扱いについてその都度相談し事業所内で共通した対応を行なう。

3. 個人情報の管理について

- ①個人ファイル等個人情報の記載のある物については施錠できる書庫に保管する。
- ②個人情報の持ち出しについては、訪問時に記録を残す。
- ③警備会社によるセキュリティー管理を行ない、パソコンの取り扱いについては、パスワードによる保護を行う。
- ④個人が特定できるものを廃棄する場合はシュレッダーまたは有償による廃棄や法人へ依頼する。
- ⑤緊急やむを得ない場合を除いて個人情報が記入されている書類はFAXによる送信は行わず郵送若しくは直接届けるなど確実な方法により連絡を取る。
- ⑥契約終了後や退職後においても秘密の保持を継続する。
- ⑦オンライン会議等活用する場合は、背景に個人情報が映らない、音声は漏れない等環境を整備し、個人情報を記載した資料は保存できないよう対策を行う。

4. 個人情報の管理に関する服務規程を定めるとともに個人情報の取り扱いに関する教育を実施し、適切な取り扱いができるように年1回は指導・確認する。

1.5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

1. 苦情発生時は、苦情対応マニュアルに沿って苦情解決責任者を明確にし、責任を持って速やかに誠実に苦情の解決に当たる。
2. 苦情を受け付け、内容や相手の意向等確認し、苦情及びその対応状況等を責任者から法人へ報告する。必要に応じて市役所へも報告する。
3. 苦情受付後は記録を残し、ミーティング時に報告し全職員で共有、再発の予防に努める。
4. 苦情解決の仕組みと役割について事業所内に掲示し、処理体制の整備と周知を行なう。
5. 職員間で相談対応について気付いた事があればお互いに声かけや話し合いができる環境づくりに努める。

1.6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。(地域活動充実事業を除く。)

1. 家族介護教室は、事業所内で検討しテーマを決めて年1回開催する。家族介護教室開催終了時に次回の開催内容希望等のアンケートをとる。
2. 車椅子やシャワーチェア、ポータブルトイレなど福祉用具の寄付を保管し、地域住民へ貸し出しを行なう。消耗品の寄付については生活困窮者や必要な方へ提供する。
3. 市や地域、関係団体が作成した広報誌等の情報を事業所内で配架できるよう設置し情報提供する。また事業所外にある共有掲示板に詐欺被害等の注意喚起のチラシや保健・医療に関するチラシ等を掲示する。
4. 法人のホームページやSNS(活動内容をアップ)を使って事業所のPRをする。
5. 民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会、地域のサロンなどから依頼があれば、介護保険の説明や認知症サポーター養成講座など適宜実施する。

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

1. 地域住民の健康増進・介護予防、高齢者支援リーダーや8020運動推進員の活動の場の提供を兼ね、包括つむぎと協働し月1回うみかぜテラスにてちがさき体操・湘南くち体操・プチコグニサイズを実施する。地域住民への周知についてはチラシを作成し、自治会の協力を得て回覧板や掲示板等活用し周知、また医療機関やサロン等にも配布する。
2. 地域の特性に応じた情報提供（人口・高齢化率など含む）の場として「あいだより」を年2回程度発行し、自治会掲示板等を活用し周知する。
3. 海岸地区にて集える場「四季サロン」を月1回程度開催し、外出の機会を作る目的の他、気晴らしや気軽に相談が出来る顔なじみの関係作り、手先を使った手芸や工作などの作品作りを通して介護予防、コグニサイズ等の認知症予防を実施し、ボランティアの育成なども考慮しつつ計画する。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

1. 総合相談や地域の活動に参加し、高齢者の実態を把握し、高齢者自身が自らの能力を最大限に活かし要介護状態になることを予防するため、介護が必要になる前から地域住民へ情報（フォーマル・インフォーマル）を提供・周知し、早期発見・予防・改善をめざし働きかけ、市と連携を図りつなげていく。
2. 地域の特性に応じた対応ができるよう、積極的に社会資源を把握し、社会資源開発の立ち上げ協力・連携等後方支援を行なう。
3. 個々の状況とニーズ、必要に応じて相談に応じ、生活機能の改善を実現するため適切なサービスを選択できるよう目標志向型の介護予防サービス・支援計画を作成し、評価を行いその改善を図る。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

1. 新規相談を受け、介護認定申請につながるケースは内容に応じて担当者を選任する。担当者は、要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことが出来るよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用者の主体的な活動と参加意欲が高まるよう介護予防サービス計画を作成するとともにサービス提供が確保されるよう介護・保健・医療・福祉等関係機関との連絡調整、意見を求める等を行い、利用者の自立を支援する。利用者の情報については適切な記録を作成し、保管する。委託先の居宅支援事業所とも連携・情報共有し、適切な支援を継続する。
2. 居宅支援事業所や介護事業所等の紹介については公正中立を意識し、利用者やその家族が選べるよう選択肢を提示し、適切な情報が提供でき、紹介が偏ることのないよう事業所内で情報共有する。

令和 5 年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 医療法人社団 康心会
 代表者名 理事長 大屋敷 芙志枝

地域包括支援センター名	鶴嶺東地区地域包括支援センターさくら
所在地	茅ヶ崎市矢畑 1 4 2 7 番 1 号
法人名	医療法人社団 康心会
電話番号	0 4 6 7 - 8 1 - 4 0 8 2
F A X 番号	0 4 6 7 - 8 2 - 4 0 8 8

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

第 8 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの更なる推進に取り組むとともに、重層的支援体制整備事業の主旨を踏まえて下記の方針を掲げ取り組んでいきます。

①認知症施策推進事業の更なる推進をすすめ、認知症サポーター養成に対する普及啓発の推進、鶴嶺東地区オレンジカフェの立ち上げを地域住民の方と進めていきます。また認知症初期支援会議に参加し認知症の方やご家族に支援継続していきます。

②地域共生社会の推進に向け、高齢者にかかわらず同居家族の複合的課題の相談、地域住民の相談窓口として地域の組織団体（民生委員児童委員協議会・自治会連合会・地区社会福祉協議会・ボランティアセンター等）と連携し広報活動を引き続き行います。関係機関とネットワークを構築し適切な支援が行えるよう協力していきます。

③災害時・感染対策 BCP を作成し、発生時に包括職員としての行動ができるよう周知していきます。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種は、専門的な視点を持ち、地域の方々と良好な信頼関係を作れる人材を常勤として配置します。

①管理責任者は法人へ地域包括支援センターの活動状況を月報・会議録で報告し、地域包括支援センターの活動状況・役割や地域の状況が把握できるようにします。

②職員体制の充実のため、3職種職員の専門性を活かし協働します。

③3職種体制が維持できるよう、法人のバックアップとして法人内異動も考慮します。

④経験年数5年に達した介護支援専門員は主任介護支援専門員研修の受講を勧めます。

⑤職員の健康管理を定期に実施します。(年1回健康診断の実施)

⑥地域包括支援センターの組織体制として、朝の会で業務内容を確認し、管理責任者として管理・監督します。

⑦委託事業収支については、茅ヶ崎市福祉部高齢福祉課へ年度末に収支報告を行います。

⑧認知症地域支援推進員を配置します。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

①朝の会で、ケースに関する情報共有を行います。

②随時ケース検討を行い、支援方針を協議し共有します。

③権利擁護・虐待・健康障害等、それぞれの専門性を活用し、利用者の課題に対し複数で関わり、チームケアで対応します。

④各勉強会や研修会を通し各々専門性を高め、研修内容は他の専門職種へ伝達講習を行います。

⑤課題により、中心に対応する職種を職員間で検討します。

⑥専門部会や地域で専門性を活かした研修や講座を企画し実施します。

⑦居宅支援事業所の介護支援専門員の相談事例については、地域包括支援センターの専門分野の専門職が主となり、事例の課題整理を複数で行い、必要時に地域ケア会議やカンファレンス等を開催し介護支援専門員の支援をします。

⑧三職種の専門性を生かしながら連携して地域ケア会議を開催します。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

- ①自己目標や研修計画を立て、業務にあたります。
- ②専門部会、法人内や外部研修の事例検討に参加し、支援技術を身につけ業務に活かします。
- ③介護予防計画書の検討や勉強会を行います。
- ④介護支援専門員協会や社会福祉士会の職能団体が実施する研修を受講し、専門性の資質向上に向け努力します。
- ⑤人材育成に関するマニュアルを活用します。
- ⑥茅ヶ崎市地域包括支援センター専門部会活動の役割を果たします。
- ⑦茅ヶ崎市人材育成研修等を受講し地域共生社会の推進に向けた総合的相談事業業務に活かします。

【専門職の役割】

・管理責任者：管理業務、地域の代表団体との連携、人材育成、地域の医療機関との連携、スーパーバイザーの役割を担います。

【主任介護支専門員】

・介護保険制度を理解し、他の職員へ周知します。
・研修を受講しマネジメントができるスキルを取得し、実践します。
・地域の主任介護支援専門員・介護支援専門員と連携し、事例検討等を行い対人援助技術の向上に努めます。

・介護予防支援、介護予防マネジメントのスキルアップをしていきます。

・スーパービジョンができるスキルを取得し、実践します。

【社会福祉士】

・様々な属性の総合相談業務を行い、必要な支援体制ができるよう各機関と連携を図り機関の機能について学び活かします。

・権利擁護（成年後見、消費者被害の防止、虐待等）、処遇困難ケースに対する対応技術の向上を図り、実務に活かします。

・地域援助力を身につけ、専門職として地域を支援します。

・社会福祉士部会勉強会班として、部会員及び包括職員の知識が深められるよう勉強会を企画運営します。

【看護師】

・医療知識を活用し、医療機関との連携、認知症関係、介護予防関係研修等を受講し地域を支援します。

・認知症や介護予防、医療講座の企画、開催や認知症サポーター養成研修を開催し、認知症に対する理解の向上や支援者の育成を目指します。

・MC I や未受診の認知症の方への支援、若年性認知症への適切な支援、認知症初期集中支援チーム員として活動するための知識を深めます。

- ・家族介護教室を開催します。
- ・法人の感染予防委員として感染対策 BCP を作成し、地域包括支援センターの業務に活かします。

【認知症地域支援推進員】

- ・全職員で専門職として必要な知識を助言し、重層的な支援をします。
- ・地域で認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座及びやオレンジカフェ開催支援・キャラバンメイト等の活動を行っていきます。
- ・今年度は鶴嶺東地区オレンジカフェ開設に向け、具体的内容が話し合えるように地域支援をしていきます。

【法人として】

- ①段階にあわせた個人目標（個人 PDC）を立て、管理責任者との面接を定期的に実施し、段階の経過を共有して法人の人材育成研修を受講します。
- ②法人年 6 回の職員全体研修、年 2 回の専門部会・医療研究会に参加します。
- ③6S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ・作法）活動を実施します。
- ④法人の虐待防止対策委員会に協力して実施していきます。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

- ①地域包括支援センターの役割、相談対象について広く知ってもらえるよう地域包括支援センターの認知度の向上を目標とし、広報活動の強化をしていきます。地域のサロンや関係機関と関わる中でニーズの把握を行っていきます。
- ②地域共生社会の推進に向け、総合相談業務、幅広い対象者へ対応力の向上を目指し人材育成研修を受講し職員のスキルアップを行い各機関と連携を図っていきます。
- ③初期相談スクリーニング能力や緊急性の判断について事業所内で情報共有し、課題の明確化や支援の方向性を専門性の視点から意見を出し合い、地域包括支援センターの強みでもある多職種協働で対応します。
- ④主管課である高齢福祉課や地域福祉課をはじめ関係各所と連携を図り協働し支援します。
- ⑤地域の現状を把握し、複合的な課題を持つケースに対応できる体制づくりや連携の充実に努めていきます。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

- ① 主管課へ報告を行うなど、虐待ケースに対しては迅速に連携をします。
- ② 社会福祉士部会での取り組みを通して、成年後見制度、虐待、消費者被害等権利擁護に関する知識を深め、成年後見に携わる各専門機関の役割の理解を深めることで、連携をします。
- ③ 民生委員児童委員協議会定例勉強会で、高齢者虐待について勉強会を開催します。
- ④ 地域のサロンなど集まりの中で、消費者被害を未然に防ぐため、悪徳商法の手口や対応策を話し、消費者被害について啓発を行います。
- ⑤ 地域のネットワークを通じて生活困窮・困難者（虐待対応を含む）の発見が迅速にできるよう、ネットワーク作りを行っていくとともに、市役所や専門機関と協力して生活困窮・困難者の支援をします。
- ⑥ 茅ヶ崎市成年後見支援センター・茅ヶ崎市社会福祉協議会・弁護士・司法書士等と連携し、適切な支援が行えるように努めます。
- ⑦ あらゆる対象者に関する虐待防止に対応できるよう分野を問わず虐待研修を受講し、基本的な知識を身につけていきます。
- ⑧ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員の後方支援をします。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

- ① 鶴嶺東地区の合言葉「つながる・支える」を推進するために、関係機関との連携体制を継続していきます。民生委員児童委員協議会と協力し「緊急連絡カード」の作成に協力します。
- ② 茅ヶ崎市事業者連絡協議会介護支援専門員同士のネットワークの構築に協力します。
- ③ 地域の病院連携として、医療講座の協力や継続的にケアが行えるよう市内の居宅介護支援事業所と連携をします。
- ④ 地域のサロン活動に参加し、社会資源の拡大や充実に努めます。
- ⑤ 多方面の社会資源情報を常に意識し、介護支援専門員や利用者支援に活用します。（社会資源資料の充実）
- ⑥ 介護支援専門員からの個別ケースの相談に対して、同行訪問や情報提供等を行うなど後方支援をします。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

- ①地域ケア会議を年2回以上開催していきます。
- ②地域ケア会議については、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、市社会福祉協議会をメンバーとした会議は随時実施します。事例により専門職に参加を求め、個別課題解決機能、地域課題発見機能、地域包括支援ネットワーク構築機能、地域づくり・資源開発機能の地域ケア会議を開催します。
- ③個別事例を中心に、事例に併せて地域で開催し、見えてきた地域課題を地域と共有し課題解決に向けた検討及び支援体制、ネットワークの構築が図れるようにします。
- ④鶴嶺東地区5箇所（円蔵・西久保・浜之郷・矢畑・下町屋・サニータウン茅ヶ崎・ホームタウン茅ヶ崎・アイランズ）の地域ごとで開催し、地域の方々の意識向上に努めます。
- ⑤効果的な地域ケア会議が開催出来るよう、研専門職へ参加の働きかけを行い、更に充実した地域ケア会議ができるようにします。
- ⑥地域作り・資源開発機能を活かし「鶴嶺東地区オレンジカフェ（仮称）を考える会」を地域の方々と行っていきます。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください

- ①認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、茅ヶ崎市、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、自治会、かかりつけ医、警察、金融機関、介護事業所等と連携して支援が進められるようにします。
- ②認知症初期集中支援チームと連携し、適切な医療や介護等、地域での生活が継続できるよう支援します。
- ③認知症サポーター養成講座を鶴嶺中学校で開催する他、地域の方の地域の関係団体等と協力して適宜企画、開催します。
- ④認知症地域支援推進員を中心に認知症が疑われる方、認知症の方に適切な対応ができるよう地域の方への理解啓発を進めます。
- ⑤鶴嶺東地区オレンジカフェ開催に向けて地域の方々の協力者と情報共有をはかり開催できるよう協力していきます。

1 0 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築について具体的な実施計画を記入してください。

- ② 地域のサロン、地域ケア会議で、地域の課題の把握をします。
- ② 民生委員児童委員協議会の定例会、地区ボランティアセンタースタッフ会議・ネットワーク会議・コーディネーター会議に毎月参加し連携を図ります。
- ③ 自治会やまちぢから協議会、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、民生委員児童委員等、各団体の声を伺いながら一緒に地域課題に取り組んでいきます。
- ④ 地域密着型サービスにおける運営推進会議に出席し、情報共有や地域のネットワーク構築を支援します。
- ⑤ 行政、担当部署やインフォーマルサービス等と日頃から「顔の見える関係性」作りを行い適切な支援が行えるよう連携をします。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

- ① 利用者や家族の意向を尊重した支援をします。
利用者、相談者の意向を確認した上で適切な情報提供を行い、特定の事業所や施設に偏らないよう、紹介記録を残します。
- ② 地域の事業所を把握し、連携を図ります。
地域の事業所や施設と連携し、情報交流がスムーズに行える関係作りをします。
茅ヶ崎事業者連絡協議会ケアマネ部会と連携し、情報共有を継続します。
- ③ 地域の福祉情報・社会資源の情報を収集し、情報提供します。
- ④ サービス事業所の紹介に関する公正・中立性について下記のとおり実施継続します。
 - ・紹介した事業所の実績検証を行い、紹介先リストを作成し、グループ紹介率を確認します。
 - ・毎月、月報を茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センターへ提出します。
 - ・ケアプランにおける事業所やサービス事業所を紹介する際は複数提示し、利用者や家族の意向に沿った支援をします。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

- ①茅ヶ崎市高齢福祉課の基準に準じて対応します。
自分自身の身の安全の確保、家族の安否確認を行った後で事務所に集合し、1名の場合は事務所に待機します。2名以上になった時点でマニュアルを基に安否確認をします。
- ②「災害時状況報告書の手引き」の職員周知を最低一年一回は行います。
- ③緊急時の連絡網の確認を随時行います。
・管理責任者から各職員へ、連絡網を通じて情報を伝達します。
- ④緊急時の対応方法について下記のとおり実施します。
・管理責任者より、連絡網や個別の連絡手段を通じ、各職員へ指示を出し、行動します。
・必要に応じて管理責任者と担当者が共に行動します。
・各職員は行動の結果を管理責任者へ報告し、管理責任者より結果を法人本部や行政等に報告する体制を取ります。
- ⑤災害時マニュアルの点検・周知を一年に一回は行います。
- ⑥防災グッズの点検を一年に一回行います。
(ラジオ・ヘルメット・懐中電灯・電池等)
- ⑦茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画に基づき協力します。
- ⑧「地域包括支援センタータイムライン」が適切に行動できるよう、年に一回包括さくら内で確認します。
- ⑨災害時 BCP を選定し、実施できるよう法人内で委員会を立ち上げます。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

- 国の感染症対策に注視し適宜変更していきます。
- ① 事務所・業務内での感染予防対策。
・常時マスク装着を徹底します。
・毎日朝の掃除時にアルコール綿で拭き掃除をします。
・事務所内の出入り口に消毒液を設置し、手指消毒の徹底。面接後の机椅子の消毒を行います。面接テーブルの間にビニールで感染予防をします。
・職員の机の間隔を開け、飛沫感染予防対策をします。
・常に窓を2cm開け、換気扇を作動・空気清浄機を使用します。
・食事中は窓を開け、黙食を励行します。
・空気清浄機や加湿器の設置を行い、湿度に留意します。
- ②訪問時の感染対策。

・手指消毒の携帯アルコールと手袋を携帯し必要時ディスポ手袋を使用し常に感染予防を意識して業務をします。

③利用者対応

・発熱等症状を有する利用者の相談や対応については、行政より発信される情報を確認し状況に応じ適切に対応ができるよう職員間での情報を周知します。

④職員や同居家族に感染が発生した場合

・迅速に管理責任者に報告する。主管課・法人へ報告し当事者は指示期間内在宅療養を行い、他の職員が通常業務の遂行ができるようにします。

⑤ 予防接種の協力

・予防接種の有無については、個人の健康状態等を考慮するが、感染予防対策として協力を求めます。

⑥ 「感染対策 BCP」を策定し、法人内で委員会を立ち上げます。

1.4 個人情報保護に関する具体的な方針を記入してください。

①個人情報マニュアルを一年に一回見直します。

②「個人情報個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱うべきもの」として職員教育を下記の内容で2か月毎の法人職員研修に参加します。

「個人情報の保護に関する法律」を職員に周知し、意識を持って業務を行えるよう定期的に確認します。

(1) 個人情報保護の基本的な考え方

(2) 個人情報の取り扱い方

(3) 個人情報データの取り扱い

(4) 本人の同意に関し、説明・同意・署名

(5) 職員と公式LINEを活用し、入職時に「個人情報の誓約書」作成

③日常業務において、下記のとおり実施します。

・個人情報が含まれるものは、シュレッターにかけ処分します。

・総合相談記録・第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業に関する書類は、終結から定められた期間を経過したものは処分記録を取り、焼却処分します。

・PCでの利用者等の情報は、パスワードと予防システムセキュリティ保護で対応します。

・ケースの記録類や保管書類は鍵の掛かった書庫で保管します。

④「情報資産持出/返却管理表」を利用し個人情報の保護に努めます。

・調査の結果、改善が必要と認められる場合は必要な対応をします。対応等を要しないと認められるときは、相談者の理解が得られるよう説明に努めます。

・当施設の相談窓口で解決が図れない場合は、苦情内容によっては高齢福祉課、神奈川県国民健康保険団体連合会に速やかに連絡します。

⑤業務上での注意喚起については、レポートを作成し職員全員で共有して再発防止に努めます。

オンライン研修や会議開催、参加の際は個人情報の取り扱いに十分注意します。

1.5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

①苦情対応窓口

地域住民等が身近な機関としていつでも苦情等を申し出ることが出来るよう、相談・苦情対応窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

②苦情対応窓口の周知

センターにおいて相談・苦情対応窓口を設置してあることを地域住民等に周知し、苦情、相談等があった場合の対応や苦情を申し立てることにより不利益を受けることが無いよう十分配慮し、その旨を明示します。

③苦情担当責任者の配置

管理責任者を相談・苦情対応の担当責任者とします。

④苦情対応マニュアルの確認

職員向けの具体的な相談・苦情対応マニュアルを定め、定期的に職員に対する研修を実施することで、全職員が適宜一定の対応できる体制を作ります。

⑤苦情対応

- ・苦情内容を職員に周知し、再発防止につなげます。
- ・苦情や相談があった場合、内容を一定の様式に正確に記録するとともに、内容の明確化に努め、かつ相談者等に確認をします。
- ・内容によって事実関係等について説明し、その結果をいつどのような形で報告するか、見込みを説明します。
- ・調査の結果、改善が必要と認められる場合は必要な対応を図ります。対応等を要しないと認められるときは、相談者の理解が得られるよう説明に努めます。
- ・当施設の相談窓口で解決が図れない場合は、苦情内容によっては高齢福祉課、神奈川県国民健康保険団体連合会に速やかに連絡します。

⑥業務上での注意喚起については、レポートを作成し職員全員で共有し再発防止に努めます。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。(地域活動充実事業を除く。)

- ①各地域サロンでの相談、健康相談、健康講座の情報提供を行い、感染対策を行いながら地域の実情に合わせた支援の継続をしていきます。更なる地域のニーズに対応できるよう住民ニーズを聞き取り継続します。
- ②鶴嶺東地区の認知症サポーター養成研修講座を鶴嶺中学校や地域の要望で必要に応じて開催します。
- ③家族介護教室は、医療、介護、社会的課題等をテーマに開催しご家族が利用者と共に健康で安心して介護ができるような企画開催をします。
- ④「包括さくらかわら版」を作成し、住民の方々の生活や健康増進に役立てられるよう情報発信します。
- ⑤自主事業である「すこやかクラブ」感染防止対策を講じた上で実施します。また「健康増進、生き甲斐」に対するアンケートデータを取り介護予防事業としての効果を確認します。
- ⑥包括さくら公式 LINE を活用し広報活動を行います。

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

- ①コロナ禍での対応が緩和され、地域共生社会の推進に向けて地域包括支援センターの役割等の広報活動を地域のサロンや関係団体に引き続き行います。
- ②民生委員児童委員協議会と共同して「緊急連絡カード」作成に協力し、鶴嶺東地区住民の担当介護支援専門員の協力が得られるよう地域ケア会議を企画します。
- ② 認知症推進事業と連動します。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- 茅ヶ崎市第1号介護予防支援事業仕様書に基づき業務をします。
- ①茅ヶ崎市の方針を職員間で共有します。
 - ②介護予防の効果を最大限に発揮し、対象者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の介護サービス・支援計画を作成します。
 - ③自らの提供する第1号介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
 - ④市内地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防事業所、第1号事業実施事業所、住民による自発的な活動によるサービス及び地域の介護予防活動等を含めて様々な取り組みを行う者と連携します。
 - ⑤指定介護予防支援および包括的支援事業と共通の考え方にに基づき、一体的に実施します。

1.9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- ①利用者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むため、また、要支援状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防サービスを適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいてケアプランを作成するとともに、当該ケアプランに基づいた適切な介護予防サービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。
- ②利用者の心身の状況に置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき適切なサービスが多様な事業所から総合的・効率的に提供されるよう努力します。
- ③提供されるサービスが特定の種類やサービス業者に不当に偏りが無いよう公正中立を意識して行います。
- ④要支援状態の軽減もしくは要介護状態になることを防ぐため、予防に資するように行うとともに、保健医療福祉サービス等の連携に配慮します。
- ⑤利用者情報のアセスメントを適切に行い、ケアプランを作成します。
- ⑥サービス担当者会議を開催し、利用者の意志や情報を担当者と共有し専門的意見を求め、利用者の自立に向けた目標指向型計画を策定します。
- ⑦利用者や家族、事業所と連絡を継続的に行いケアプランの実施状況や目標達成状況を把握します。
- ⑧ケアプランの実施状況、課題分析等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

令和5年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 社会福祉法人麗寿会

代表者名 大屋敷 幸志

地域包括支援センター名	鶴嶺西地区地域包括支援センターみどり
所在地	茅ヶ崎市萩園2630-1
法人名	社会福祉法人 麗寿会
電話番号	0467-84-0775
FAX番号	0467-88-6687

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

鶴嶺西地区の住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、市や関係各機関との連携を深め包括内三職種によるチームワークを活かしながら、法令を遵守し、包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアの推進に取り組みます。重層的支援体制整備事業における支援機関として、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず包括的相談支援事業においてどのような相談も受け止められるよう重点的な取り組みを以下に示します。

- ① 個を支えるための民生児童委員・地区ボランティアセンター、まちぢから協議会等の福祉関係機関と地域力を向上させるための連携を強化します。
- ② 地域住民が未来に希望を持ち望む暮らしが保てるよう介護予防や重度化の防止に努めます。
- ③ 高齢化による認知症高齢者の増加に伴い支援の体制を強化する為、認知症地域支援推進員を1名配置し、推進員を中心として包括全体で認知症施策に取り組みます。
- ④ 高齢者や生活弱者を取り巻く多様な問題・課題に取り組み地域共生社会の実現に向けて、住民の心身の状態と環境の変化に応じた生活の質の向上を目指し継続的にサービスを提供できる支援体制を整えるため、医療機関、各福祉関係事

業所の各々の役割や能力・専門性を活用し福利の増進を図る為のネットワークを構築します。

- ⑤ 介護保険の他インフォーマルサービスや支え合い等の多様な社会資源の活用と有機的な結びつきが可能になるよう居宅介護支援事業所への後方支援を行います。
- ⑥ 国・県や市の求めに応じた感染症や自然災害に対する予防、防災のための包括独自のガイドラインを設け地域の住民がひとりでも多く災害に見舞われないための予防策を検討し実践に向けた啓もう啓発に努めます。

重点的な取り組み方針の中でも特に②については従来より取り組みを行っているが、今年度は更なる充実を図っていく。方法として介護予防に資する取り組みを包括支援センターみどり主催で通年実施する。更に、地域住民団体等へも積極的に介護予防活動の取り組みの支援を行っていく。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

地域包括支援センターの運営にあたっては、公的相談機関としての社会的責任を重く自覚し、公正中立で社会的信用を獲得できるよう、アウトリーチ手法を講ずるなど地域住民の方々との信頼関係を構築できる人材を雇用配置します。

- ① 具体的には、国及び茅ヶ崎市が示す地域包括支援センターの設置運営に関する基準を遵守し、保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の資格を有する専従の職員各 1 名以上を常勤として配置し、うち 1 人を管理者とした 4 名の体制で運営いたします。また、そのなかで認知症施策に対し中心となって活動に取り組む認知症地域支援推進員を 1 名配置いたします。
- ② 職員は介護保険法を始めとする当該業務に関わる全ての関係法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに地域住民の人権を尊重し高い倫理性を持って業務にあたります。
- ③ 新入職員に対する引継ぎには、相談やサービス継続に支障が出ないように、地域住民に対して不安を与えないように十分な時間をかけて行います。
- ④ センターの運営にあたり、民生委員・ボランティアセンター・まちぢから協議会などの各種団体の意見を日々の活動に幅広く取り入れ、連携の強化を図り柔軟に運営いたします。
- ⑤ 地域包括支援センターが閉所している夜間・日曜日等に関しては、茅ヶ崎市高齢者いつでもあんしん電話（高齢者安心電話相談事業）や法人本部と連携して対応いたします。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

地域包括支援センターの業務は、介護予防ケアマネジメント業務、相談支援業務及び権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、いずれの業務において主たる担当を決めることなく、各職種各々の専門性と地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、各職種の専門性が十分に発揮できるよう相互に連携・協働しながらチームケアが実施できるようにしていきます。

具体的には以下の方針で取り組みます

- ① 担当ケースや相談ケースについて朝夕のミーティングで情報共有を行い相互の専門性を活かして協働します。
- ② 職務遂行にあたり担当職員がひとりで抱え込む事が無いようにグループスーパービジョンを取り入れチームワークを醸成致します。
- ③ 認知症施策に関しては認知症地域支援推進員を中心として三職種全体で地域の特性を踏まえ取り組みを推進いたします。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

人材育成については、各自が自己研鑽に努め各職種の職能団体や、各自が所属する専門部会が行う研修等の参加を通じて専門性を高めることを基本とします。

- ① 市が開催する人材育成研修に参加し、国や市の動向を的確に捉え地域包括ケアシステム及び複合的な相談支援の推進により地域共生社会構築へ寄与できるよう伝達講習などにより情報を共有します。
- ② 包括職員個別の年間研修計画により事業所内で伝達講習やスーパービジョンを用いた個々の対人援助技術や包括支援センター全体のスキルアップが図れるよう取り組みます。スーパービジョンについては最低年2回実施します。
- ③ 法人内において研修センターの設置により、法人内居宅介護支援専門員管理者共同で勉強会を企画する等行い、更にオンラインを活用した法人研修、職階別研修、等様々な研修受講機会や、外部研修への参加を含め充足した研修参加機会を確保します。また、6月と2月にグループ内全体研修会にて「多職種連携」をテーマに研修を実施します。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

重層的支援体制整備の一環として地域のワンストップ相談窓口として、どのような相談もまず受け止め、適切な支援につなげるために、チームで状況分析を行い、住民自らの強みを生かした支援を行うために、経験のある相談職員によって地域住民の福祉相談ニーズに応じられるようにしていきます。その具体策として以下の6点を計画しています。

- ① 面接技術向上のための研修に積極的に参加いたします。
- ② 受けた総合相談全てにおいて、包括支援センター内で情報共有し地域住民の福利の増進に努めるために専門性に応じて適切な担当者を決定します。
- ③ 介護保険の利用につながらずとも継続した対応が必要な場合には、地域福祉課の福祉総合相談担当と協働で支援を行います。
- ④ 相談を受ける為の個別相談室等、設備面の整備とプライバシーを配慮するとともに、使用後は毎回相談室を消毒し感染症拡大防止の対応をいたします。
- ⑤ サロンや地域活動への積極的な参加により自ら相談することが困難な高齢者等に対してのアウトリーチ活動の機会を模索し増やすよう努めます。
- ⑥ 自治会、民児協、地区社協、ボランティアセンター、医療機関等との相談しやすい関係づくりのため、連携強化を継続します。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

- ① 各職員が高齢者虐待防止対応マニュアル及び茅ヶ崎市虐待対応フローチャートを理解し、緊急性の判断や関係機関への適切な連絡、初期対応が速やかにできるよう高齢者虐待リスクアセスメント・シートを用いセンター内で随時カンファレンスを行います。
- ② 民児協、自治会、地区社協、ボランティアセンター等、地域住民と密接な関わりを持つ各団体に対して、消費者被害の防止、高齢者等の虐待防止および早期発見、成年後見制度についてのチラシ配布、講座、勉強会を開催し啓発・予防活動を行います。
- ③ 日々の相談業務や成年後見ネットワーク勉強会への参加等を通じ、成年後見センター、市社会福祉協議会、行政書士、司法書士、弁護士等とのネットワーク作りや顔の見える関係作りにより連携いたします。

感染症対策を悪用した詐欺を防止するための対応や地域の支え手として見守り方法についてなど、専門家による勉強会を継続的に開催します。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。(地域ケア会議を除く)

- ① 茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会の介護支援専門員部会・ミーナの会と連携し、ケアマネジャー相互の情報交換を行う場への参加や研修の企画等を行い、包括支援センターと居宅介護支援事業所のネットワーク構築を図ります。
- ② ケアマネジャーから相談のあった困難ケースにはスーパービジョンの手法を用いると共に、社会資源の紹介や関係機関への繋ぎ、事例検討の開催などによりケアマネジャーに対する後方支援としての関わりが持てるように致します。
- ③ カフェ、サロンへの参加等を通じて、地域のケアマネジャーが日常的に相談しやすい関係を作ります。
- ④ 介護予防プランの委託ケースにおけるサービス担当者会議への出席等を通じて、ケアプランに関する指導・助言等を行い、利用者の自己実現に向けた自立支援型ケアマネジメントの支援を行います。
- ⑤ 他包括主任介護支援専門員とともに、事業所向けに事例検討会を開催し、グループスーパービジョンなどの手法により相談援助のスキルが向上するように支援いたします。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

- 地域課題解決・把握のための地域ケア会議は、高齢者を対象とする課題把握・解決、地域の支援者同士の連携ネットワークつくりのため以下の取り組みを進めます。
- ① 包括支援センターの担当ケースのほか地域のケアマネジャーに対し、相談のあった困難ケース等に、地域ケア会議へのケースの提出依頼をし、個別課題解決機能の地域ケア個別会議を随時開催します。
 - ② 地域の関係機関に対し、関係者を招集し地域課題の情報共有を主な目的とした、ネットワーク構築のための地域ケア会議を開催します。その際、まちぢから協議会、民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、自治会、市社会福祉協議会、地域福祉課とも連携を図り、地域ケア会議が効率的に開催されるよう企画します。令和5年度は地区ネットワーク会議を活用して地域ケア会議を開催することを目標にします。
 - ③ 新たな社会資源の創出に貢献できるよう、地域ケア会議の内容によっては医療関係者や介護保険事業所等の参加を呼びかけ、より充実した地域ネットワークの構築を目指します。
 - ④ 地域包括ケア推進のための地域ケア会議の果たす4つの機能をすべて網羅するために、感染症の動向を見ながら年2回以上開催いたします。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください

地域住民の認知症への理解を深め、住民としての見守り体制を構築するために認知症サポーター養成講座を開設（2回以上）します。認知症地域支援推進員を保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の資格を有する専従の職員のうち1人を推進員として配置し認知症に関する取り組みを実施いたします。具体的には

- ① 地域事業所を対象とした認知症サポーター養成講座を地域の事業所と協働で開催し、鶴嶺西地区の「認知症サポーターがいます」シールを貼る事業所を徐々に増やします。
- ② 認知症地域支援推進員を中心として包括全体で取り組み、推進員連絡会に参加し、認知症施策検討会との連携を図ります。
- ③ 認知症と思われる利用者へのかかわり方や、ケアマネジャーから相談のあった処遇困難な事例に関し、毎月開催される認知症初期集中支援チーム員会議を活用し、市やチーム員会議構成員のドクター、弁護士、他包括職員との連携・協力により課題解決に向けた支援に取り組みます。
- ④ チームオレンジの取り組みとしては地域の特性を鑑み、みどりカフェを通して地域に貢献できる体制を整えます。

10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築について具体的な実施計画を記入してください。

地域における福祉活動は本来、居住する住民誰もが住みやすい地域づくりを目指すために行われるものであるという点を踏まえ、包括支援センターみどりでは地域住民との連携に力を入れて地域課題の把握・解決を以下の通り図っていきたいと考えています。

- ① まちぢから協議会が主催した地域住民を対象としたアンケートを活用し地区診断結果から、地域ケア会議を開催し地域課題の解決に協働で取り組みます。また、市やまちぢから協議会をはじめとした各関係機関の定例会や催事などの参加、及び包括支援センターの周知活動等を通じてネットワークの構築を図り、関係各機関、関係者等と連携、協力して高齢者等の生活支援体制整備事業の推進に取り組みます。
- ② 前回の地区診断から把握した地域課題の一つとして展開している居場所づくりのカフェは継続・活用し、表出されていないさらなる課題の発見をアウトリーチ手法を用いて展開していきます。
- ③ 包括支援センターで現在かかわっている個別ケースやケアマネジャーからの相談ケースを用いた地域ケア個別会議も開催します。必要時随時開催。
- ④ 市や三職種各部会の活動を通じ、地域住民への同様の支援が受けられる体制構築を目指し、地域住民に反映させるために市内各包括相互に支援方針や情報共有などの連携を図ります。

1.1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

茅ヶ崎市の介護保険制度をはじめとする介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、特定の事業者等に対し不当に偏った活動を行うことなく公正で中立性の高い事業運営を行うために以下の通りとします。

- ① サービス調整を行う際に特定のサービスや特定法人の事業所に偏ることなく、サービス利用者並び地域住民の利益を第一に考えて情報提供いたします。
- ② 利用者がサービス事業所や居宅介護支援事業を選定する際も、可能な限り利用者の希望に沿った選択が可能となるよう事業所の一覧等を提示します。
- ③ 茅ヶ崎市の福祉相談機関として公正・中立な立場で利用者丁寧に丁寧なアセスメントを行い、状況に応じ適切な分析をすることで本人に最も適したサービスを調整できるように自己研鑽による専門性を強化し、地域資源の情報更新を適宜いたします。

1.2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

- ① 防災マニュアルや業務継続計画（BCP）を作成し、市や法人本部とも連携を取りながら緊急時の対応を致します。
- ② 災害の発生時には避難行動要支援者、要支援認定者等の支援が必要な人に対して、行政や自治会、民生委員児童委員等と連携して安否確認や避難の情報提供を行います。
- ③ 避難生活が長期化した場合には、高齢者、障がい者等の心身の健康管理、二次的健康被害の予防、こころのケア、介護、生活上の問題などの相談に三職種が連携して専門的見地から支援を行います。
- ④ 担当利用者の緊急連絡先を包括内で共有し、避難行動要支援者、要支援認定者等の支援が必要な人に対して、行政やサービス事業所、自治会、民生委員児童委員等と連携して安否確認や避難の情報提供を行い、住民の自助力の向上を図れるように啓発していきます。
- ⑤ 事前の災害が予測できる際には必要な利用者に対して直前の避難状況について確認します。
- ⑥ 平常時より災害発生時を想定した避難訓練や対応の訓練を同建物内のコミュニティセンターと連動して行います。

1.3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

感染症対策として、高齢者支援機関として引き続き厚生労働省が発出した「感染症拡大防止策」に基づき「みどりの感染症予防ガイドライン」を設け今後感染症の収束後も「新しい生活様式」を取り入れ、地域支援事業を展開し、利用者・家族に必要な支援が継続できるように事業を適切に実施いたします。具体的には以下の通り示します。

- ① みどり独自の地域支援事業や家族介護者教室を利用し、衛生管理・手指消毒の仕方、免疫力向上など「感染症予防策」「感染症拡大防止策」の講座を開催し、啓もう啓発に努めます。
- ② 講座等開催にあたっては、マスク着用、(講座内容によりフェイスシールドの着用)入室時の検温・当日体調のチェック、気分不快時には不参加を促す、ソーシャルディスタンスの遵守、人数制限、消毒薬設置、等を徹底して行い、国や地域の情勢に合わせて活動に制限をかけるものとします。
- ③ 講座や地域支援事業など感染症を拡大させないために、情勢によりオンラインを活用した講座や勉強会を開催いたします。
- ④ 業務持続計画 (BCP) を国や市の示すガイドラインを基に策定いたします。

1.4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

「介護保険法」、「個人情報保護法」、「社会福祉法人麗寿会・個人情報保護規定」その他関係法令を遵守し、第三者に漏洩することが無いように守秘義務の徹底と相談者の個人情報の保護に努めます。使用済みの文書で個人が特定される情報が記載されているものについては、全てシュレッダーによる裁断を行います。

予防ケアプランシステム等については、専門業者のクラウドサーバーを用い、事業所内のパソコンには極力個人データを保管しないこと。さらにパスワードによる保護、セキュリティシステムを構築しています。その他のケースファイル、関係書類等全ての個人情報保護も含めて、施錠管理による厳重な個人情報保護に努めています。

介護保険をはじめとする各種申請書類・届出書や、訪問時に持参する個人ケースファイルは持ち出す際と持ち帰った際に記録簿にてチェックを行い管理します。

ファックスやメール利用時は、あらかじめ登録された短縮ボタンやアドレスを用い、設定の無い箇所への送信は送信先の番号・アドレスを2度復唱して送信します。場合により送信後に電話で届いたか確認をいたします。

オンライン会議・研修の際には背景に個人情報が映り込みを防ぐとともに、個人情報に関する会話が音声に載らないよう、機器の扱いに十分留意し個人情報を保護いたします。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

苦情対応については以下の通りといたします。

- ① 利用者からの苦情に対応する常設の窓口を設置し、苦情と思われる相談には、管理者が兼任する苦情解決責任者が速やかに対応します。運営上苦情が発生した場合は速やかに茅ヶ崎市へ報告を行い、他機関と連携し迅速に対応するようにします。
- ② ヒヤリハットや事故防止に対しては事象の発生後に包括職員間で振り返り・情報共有を行い未然に事故を防げるよう対応策を検討し職員の意識醸成を致します。
- ③ 苦情対応については、サービス利用者やその家族等の意思及び人格を尊重する。
- ④ 苦情の処理に携わる関係者が利用者等のプライバシー保護に十分配慮し、当該本人の立場に立った誠実な対応を心掛けます。
- ⑤ 日頃からの職員の意識を高めるよう法人内で基本的な対応に関する研修を実施し、苦情対応手順マニュアルを整備し、サービス利用者の権利擁護が図れるようにします。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。(地域活動充実事業を除く。)

○みどり出張講座

介護予防、権利擁護、介護保険制度、認知症対応等の内容について、民児協定例会、地区社協、地域サロン、ボランティアセンター等で講座を行う。概ね月1回と希望時に開催。

○みどりカフェ

地域住民へ認知症の普及啓発、認知症当事者及び家族の居場所としてみどりカフェを年4回(5月、8月、11月、2月)実施します。

○地域ケア会議

市が取りまとめる地域ケア推進会議の他、個別会議必要時・随時地域の支援者同士の連携会議、年2回以上。

○出張コグニサイズ

地域サロンや関係機関定例会、催事などでの等住民向けコグニサイズの実践。

○事例検討会

包括支援センター内またはケアマネジャーからの相談、ボランティアセンターからの相談等で支援困難と思われるケースについて、担当で事例検討会や勉強会を行う。包括さくらと共催で年1回開催。他希望あれば随時受付。

○家族介護者教室

年1回、中心に地域住民向けの介護に関する講座を開催。

○虐待防止勉強会 年1回

○包括支援センターみどり広報事業
 地域のサロンや住民集会の場、関係機関の会合イベント等に出向き、包括支援センターのパンフレットを配布、地域のスーパーコンビニ等へ事業内容の周知を図りより相談しやすいセンターを目指す。
 「定期的に（年4回以上）みどり通信」を発行し、包括の周知に努めるとともに、地域の福利に即した内容の記事を盛り込み様々な啓発活動に繋がります。
 地区社協広報誌「ボラセン便り」への投稿やまちぢから協議会ホームページ（適宜更新）を活用し地域住民へ包括支援センターを紹介します。

1.7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

「身近な外出先」「担い手の育成」が地域課題の一つとして上がった。更なる地区の課題発見につなげるためにも以下の事業に取り組みます。

① 地域住民が主体となって居場所づくりが推進できるよう、包括支援センターみどりが協働で行うカフェを開催。（感染症の動向を鑑みて開催）

- ・具体的には 5月、10月、2月 年3回開催。（地域他施設との共催など）
- ・各回テーマを決め、テーマに沿った備品の準備や講座を開催。
- ・喫茶は、感染症等の状況により提供の仕方を工夫する。
- ・活動の中で可能な役割で住民に参加してもらう。

② 地域住民・事業所に向け、地域事業所と協働の認知症サポーター養成講座を開催し認知症によるトラブルを減らし見守り体制ができるよう自治会単位での住民、公共施設職員への認知症の理解を深め、対応方法を周知していきたい。

- ・認知症キャラバンメイトの資格を有する事業所との協同によるサポーター養成講座を開催する。参加事業所への「キャラバンシールを配布」
- ・希望時、自治会等からの認知症に対する教室・出前講座を開催。

③ 活動の機会を増やすためのポールウォーキングを開催：11月～3月 5回開催

④ オンライン講座：地域のすべての人を対象とした、オンライン初歩、入門講座をみどりカフェで開催。

1.8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

第1号介護予防支援事業の実施については、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるようにするため、本人ができる事は出来る限り本人が行う自立支援を基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めます。また、地域高齢者に対する健康増進、権利擁護、ネットワークの構築等、包括的支援事業と一体的に推進することで、地域住民が安心、安全に生活できるような地域包括ケアを実現していきます。

また、介護予防の観点から、保健師が中心となり支援や介護が必要となる恐れが高いと判断された方を把握するために、地域に積極的に出向き、サロンや関係団体を通じて参加干渉を行いチェックリストを実施し、生活機能の低下を早期に発見し予防・改善を目指し、短期集中事業等の各種社会資源の紹介、参加について働きかけます。

その推進のための方策を以下の通り実施いたします。

- ① 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ相談者の属性や世代にかかわらず相談を受け止め、関係機関への連携や送致、協働におり、世帯全体へ支援をチームで行います。
- ② 個々の状況や変化に応じた包括的・継続的マネジメントを介護支援専門員が実践しやすいように地域基盤の調整や家族支援を踏まえた関わりにより、個々の介護支援専門員のサポートを行う。
- ③ 消費者被害の防止、判断能力を欠く人への対応など権利侵害を受けている可能性のある又は受ける可能性が高いと考えられる場合、地域で安心して暮らしを継続していく為に権利擁護の専門的なサービスを必要とすると考えられる場合には適切な支援につなぎます。

1.9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

指定介護予防支援事業の実施にあたっては、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるようにするため、本人ができる事は出来る限り本人が行う自立支援を基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めます。

また、介護予防の観点から、今後支援や介護が必要となる恐れが高い高齢者を把握するために、地域に積極的に出向き、サロンや関係団体を通じて参加干渉を行いチェックリストを実施し、生活機能の低下を早期に発見し予防・改善を目指し、各種社会資源の紹介、参加について働きかけます。それらの実現のため以下のことに取り組みます。

- ① 他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携にも十分配慮します。
- ② サービスの利用にあたっては、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、介護サービス事業者等によるサービスのみならず、住民主体のサービスや地域の社会資源等の内容等インフォーマルに関する情報を適正に提供します。
- ③ サービスが特定の種類又は特定の介護サービス事業者等に不当に偏ることがないように、利用者に確認しながら公正中立に行います。
- ④ 住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう地域づくりの観点から個人のソーシャルサポートを意識した支援を本人及び地域に行っていきます。

令和5年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 医療法人社団 康心会

代表者名 理事長大屋敷 英志枝

地域包括支援センター名	湘南地区地域包括支援センターすみれ
所在地	茅ヶ崎市浜見平 11-1 ハマミーナ 1階
法人名	医療法人社団 康心会
電話番号	0467-84-6321
FAX番号	0467-88-7261

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

- (1) 第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念に基づき、令和5年度茅ヶ崎市地域包括支援センター運営方針・令和5年度茅ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針を踏まえた事業展開を行う。
- (2) 認知症対策として認知症サポーター養成講座を開催するとともに、『湘南オレンジカフェ（認知症カフェ・通称すみれカフェ）』開催について、地域の各団体や介護保険事業者と協力し取り組む。また、認知症地域支援推進員活動により、市全域の認知症施策の取り組みを地域に広める。
- (3) 男性の社会参加を促す取り組みを行う
- (4) 避難行動要支援者チェックリストの実施に加え、地域の通所系サービス事業所の避難行動について情報収集を行う。
- (5) コロナ禍で中止していた、地域活動の再開を支援する。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

- (1) 公益性、地域性、協働性を基本視点とする。
- (2) 管理責任者、三職種はその領域における専門性を発揮し、地域の方と良好な信頼関係を作れる人材を常勤、専従として各1名以上配置する。
- (3) 職員のうち1名が認知症地域支援推進員を兼務し、他職員は協働する。
- (4) 地域に根ざした事業所となるためには、職員が定着することが必要と考え、離職防止の支援を下記の通り行う。
 - ・ 申し送り時のスーパービジョンによりリスクマネジメントを実施する。
 - ・ ハラスメント対策として、職員がハラスメントについての知識を持ち、迷わず相談出来る環境を作り、カスタマーハラスメントに対しては複数で対応する。
 - ・ PDC活動により管理者の面談を実施し、業務内容・業務量の負担が大きくなるよう配慮する。
 - ・ 健康管理のため法人の福利厚生により人間ドック、職員健診等を受ける。
- (5) 事業内容、月報等を法人へ報告し、組織として運営する。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

- (1) 三職種全員がその領域の専門性を発揮し、地域住民に対して地域包括ケアを提供するために、相互の業務理解、情報の共有、相互の助言を行うことで共通の支援目標を定め、連携して対応を行う。
- (2) 権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務に対してそれぞれ専門的役割を持ちながら、各職種が地域包括支援センター業務全体を十分に理解し、相互に連携・協働しながら、チームとして実施できるようにしていく。
- (3) 月に一回、すみれ会議またはすみれ勉強会を開催する。すみれ会議では円滑な業務遂行のため、その時々々に解決すべき課題について全職員で話し合いをし、すみれ勉強会ではそれぞれの専門性を理解するために各職種が企画した内容で勉強会を実施する。
- (4) 毎日朝礼時、全職員が前日の業務と当日の業務予定を報告・連絡・相談することで、それぞれが担当しているケースの情報を共有し、担当者不在時の利用者対応がスムーズに実施できるようにする。
- (5) 新規ケースについては、相談内容に応じてどの職種が担当することが適切か検討し、担当者を決める。担当者以外のものは専門性の部分で協力する。
- (6) 各職種の事業内容を理解するため、専門部会定例会等の報告を行い議事録を回覧し共有する。
- (7) 認知症地域支援推進員を1名配置し三職種と協働し認知症対策に取り組む。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

- (1) 【人を尊び、命を尊び、個を敬愛す】という法人の基本理念に基づき人材育成を行い、個々が業務を通じエピソードを語れる事を心がける。
職員教育：全職員が2ヶ月に1度法人の全体研修に参加し、法令遵守・医学講話・院内感染防止対策、安全管理対策、等を習得する。
年1回の専門職部会、年1回の医療研究会では全職員が役割を持って参加する他に全職員が6S活動（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ・作法）実施朝礼の五訓、行動基準によるビジネスマナーを習得し実践する。
- (2) 個人PDC活動により、職務能力アップ、効率化を図った業務改善を実施する。
- (3) 各専門職部会活動により専門職としてのスキルアップを図る。
- (4) 基幹型包括や行政が主催する研修や地域包括研修へ参加し、学んだ内容を事業運営に活用する。
- (5) グループの在宅支援部会活動に参加し、人材育成・自己研鑽する。
- (6) 主マネは居宅ケアマネ支援のため、適切なケアマネジメント手法を学び、社会福祉士は茅ヶ崎市成年後見支援センター主催の勉強会で制度を学び、保健師・看護師は医療的なアドバイスが出来る研修への参加、認知症と精神疾患についての研修に参加する。
- (7) 所内でケース検討会を通してグループSVを実施する。
- (8) 所内勉強会を各月で開催し、全職員が年1回は勉強会の企画を行う。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

- (1) 公共施設の1階にあるという立地を生かし、身近な相談窓口として地域の方が立ち寄りやすく、気軽に相談できる空間作りを行う
- (2) 機関との協働による世帯全体へのチームアプローチ支援を行う。
「制度のはざま」「複合課題」等困難事例に対応できるよう、市の人材育成研修に参加し総合相談窓口としての基礎知識や行政機能を全職員で共有する。
- (3) 主管である高齢福祉課や隣接する市役所ハマミーナ出張所と協働し、相談内容に即した相談支援体制を構築し、ワンストップ窓口としての機能強化を図る。
- (4) 地域に住む高齢者のさまざまな相談を受け止める身近な窓口としての周知
 - ・サロン活動や地域で行われている会議、老人会等に参加し周知活動を行う。
 - ・情報展示室を活用しイベント等を周知する。
- (5) 多様性への理解を促進するための環境整備として地域の関係者へ介護保険制度等福祉について学ぶ機会を提供し地域活動の担い手育成を支援する。
- (6) 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず相談支援を行い、地域共生社会に向け取り組む。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

(1) 日常生活自立支援事業の活用

職員全員が事業の概要と内容実情を含め理解し、的確な利用目的の説明と適切な利用の提示を行い、支援体制を構築する。必要に応じて成年後見制度の活用を視野に入れた方針も検討する。

(2) 消費者被害を未然に防ぐ

身近な被害情報を職員が共有し、独居や日中一人になる高齢者に注意を促し、サロン活動や老人会、家族介護教室など人が集まる場所で説明やチラシを配布するなど周知する。

被害にあった高齢者は泣き寝入りすることも多いため、被害情報を得たときには、消費生活センターに報告し、更なる被害の防止に努める。

(3) 年々巧妙な手口となっている「振り込め詐欺」から、地域の高齢者の被害防止に努める。

(4) 成年後見制度活用

社会福祉士を中心に各職員が制度の概要と内容・実情を理解し、的確な情報提供を行い、制度の適切な利用促進を行う。

(5) 相談者や利用者などクライアントの権利擁護を意識した教育体制の徹底

意図しないなかでも支援者が利用者の権利を侵している事もあるという事を理解し、日々のケースを通じ、事業所内での事例検討や外部研修などにより、権利擁護を意識し配慮出来る職員を育成する。

初回訪問時等身分証を提示する事で安心感を持って頂くよう配慮する。

(6) 高齢者虐待に対する取り組み

法人在宅支援部会に虐待防止委員会を立ち上げ、委員として委員会に参加し、その結果を全職員に周知する。

専門部会で開催する高齢者虐待防止研修に全職員が参加し、基本的な知識を身につける。高齢者虐待防止マニュアルを基に、事案があった場合は速やかに市に報告・相談し対応する。

(7) 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず、権利擁護を目的とするサービスや制度の利用ニーズを有していると考えられる場合は、適切な支援へのつなぎを行う。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。(地域ケア会議を除く)

- (1) 地域に根ざした医療と介護の連携システムへの協力
介護支援専門員や医療相談員、在宅ケア相談窓口等と連携し、施設と在宅の切れ目の無い支援体制の充実を図る。
- (2) 三職種が協力し、主任介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメント支援を実施できるよう支援する。介護支援専門員同士のネットワーク作り、実践力向上をサポートする。
- (3) 居宅介護支援事業所の介護支援専門員と顔の見える関係を作り、個々の介護支援専門員が相談しやすいセンターとなり、困難事例については、三職種の専門性を活かし対応する。必要時は同行訪問等の支援を行う。
- (4) ボラセンや民生委員との交流の場を設け、地域の実情や社会資源について、事業所の介護支援専門員に情報提供する。
- (5) 自立支援・重度化防止に資するケアマネジメント支援として、事業所の介護支援専門員を対象とした相談日を他の包括と連携して月1回設ける。
また、年3回、事例検討会を実施する。
基本方針を踏まえたケアマネジメントの実施について、茅ヶ崎市から示されている指針資料を配布する。
- (6) 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員が人材育成や地域作りに参画出来るよう協働する。
- (7) 居宅介護支援事業所の BCP 作成を支援する。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

- (1) 自助・互助を意識した会議
 - * 地域の支援者等とのネットワーク作り
 - * 湘南見守りタイの周知、啓蒙
- (2) 『認知症カフェを考える会 (湘南オレンジカフェ)』についての会議
- (3) 個別課題の解決機能を目的とした地域ケア会議開催
- (4) 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援を意識した個別会議 (年1回) を基幹型地域包括支援センターと協働で行う。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください

- (1) 認知症の人や家族が気軽に相談できるよう職員教育や支援体制を整備する。
- (2) オレンジカフェ活動の継続：地域の支援者に声掛けし運営への協力を得る等事業継続につながる取組を行う。
- (3) 地域の介護事業所と立ち上げた、湘南地区のオレンジカフェを考える会で湘南地区のチームオレンジについて共有する。
- (4) 認知症サポーター養成講座の周知・実施。
- (5) 認知症予防のための取組としてコグニサイズ等の実施。
- (6) 認知症地域支援推進員活動により、市全域の共通の目標に向け取り組む。
- (7) オレンジカフェを考える会や地域の代表者、サロンの代表者などとチームオレンジ活動について意見交換を行う。

10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築について具体的な実施計画を記入してください。

- (1) 高齢者が住み慣れた地域で機能や能力を最大限に活かし、その人らしい自立した生活を継続するための環境整備や、社会資源を適切に活用できる地域づくりを実践する。
- (2) 民生委員児童委員協議会や地区社協・地区ボランティアセンター・まちぢから協議会・支えあい推進員等と連携を図る。各団体の定例会などに積極的に参加し、地域の課題を把握する。
地域住民と課題を共有し、地域で解決できる方法や必要な社会資源の発掘開発などを目的に、地域ケア会議開催や、コーディネーター配置事業に協力する。
- (3) 地域福祉課地区担当との協働と連携
複雑化・複合化した課題については基幹型地域包括支援センターや地域福祉課担当と連携し支援体制を整え対応する。
- (4) 既存の地域社会資源との協働・連携強化
地域の中核となる団体に働きかけ、協働体制を構築していく事で、地域課題の抽出や解決方法を一緒に検討する。
- (5) 地域密着型サービス事業所の運営推進会議に定期的に参加し、情報交換により地域の課題を共有し解決に向けた支援体制を強化する。
- (6) 隔月で、縁側なないろ主催の湘南憩いの縁側開催時に、包括支援センターの相談ブースを設ける。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

- (1) 市の委託事業であり、公費によって賄われていることを全職員が十分認識したうえで、公正で中立性の高い事業運営を心掛ける。
- (2) 利用者の個別性を尊重した支援の実践に努める。
利用者や相談者の主訴を適切に捉え、利用者の意向を確認し、的確な情報提供をおこない特定の施設や事業所に偏らないようにする。
- (3) 地域の事業所を把握し、連携協力体制の構築を図る。
地域に展開する各事業所を把握し連携体制をとり、情報交流がスムーズに行える関係を構築する。
- (4) 地域の相談窓口として周知する。
(ア) 公共施設内に設置されているメリットを活かし地域の方が気軽に立ち寄る事の出来る地域住民に開かれた総合相談窓口機能を果たす。
 - ① 地域住民から親しみを持っていただける支援機関として機能できるように職員の教育を行い公正中立性の確保を図る。
 - ② すみれのパンフレットを地域の医療機関や事業所の窓口に置いてもらう。
- (5) サービス利用事業所の紹介に関する公正中立に関して
 - ① 紹介したサービス事業所の検証を全職員で行い、偏りがないようにする。
 - ② サービス事業所の紹介は一覧表を提示し、利用者の意向に沿った事業所の選定を支援する。
 - ③ 新設のサービス事業所情報を全職員で共有する。
 - ④ 事業所内に特定のサービス事業所の広告等の掲示は行わない。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

- (1) 市の災害対策に順じ包括支援センターすみれのマイタイムラインを随時見直す。
BCP 整備し、災害時も可能な限り業務継続及び業務を再開する事で地域の高齢者支援が出来る体制を構築する。
- (2) 避難行動要支援者名簿の活用
年 2 回配布される避難行動要支援者名簿を確認し必要と思われる未申請者には個別に周知する。
- (3) 防災についての周知
湘南地区は大雨・洪水被害のリスクが特に高い事から、避難場所や避難方法について地域の支援者やリスクの高い利用者や家族と一緒に考える。
市の防災に係る取り組みへ協力する。
- (4) 伝言ダイヤルの活用
毎年 9/1 の防災の日に合わせ、伝言ダイヤル 171 を利用し、メッセージの録音

と確認を練習し有事の際に活用出来るようにする。

(5) ハマミーナ・地域の防災訓練への参加

①事業所が設置されているハマミーナの防災管理者が作成する計画に基づく防災訓練（5月・11月開催予定）へ参加する。

②湘南地区内で行われる自治会等が主催する防災訓練に参加し、地域の自主防災体制の把握や安否確認、連携が出来る関係構築を図る。

(6) BCPを整備し、全職員がマニュアルに沿った行動が出来るようにする。

(7) 事務所内の安全確保のため、書庫などの設置場所及び設置方法の点検を行う。

1.3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

(1) 感染症に対する情報の共有

感染症等に係る通知や市の方針等について周知し全職員で共有する。

職員は感染症予防マニュアルに沿った行動を取り、症状が出た場合はかかりつけ医や保健所へ相談し適切な対応を行う。

感染症予防マニュアルについては必要時見直しを行い、新しい情報を取り入れていく。

(2) 職員の出勤時に、手洗い、検温、体調チェックを実施し、業務時間中は極力マスクを着用するよう努める。センター内環境整備として、面接スペースあるテーブル上にクリアボードを設置し、飛沫感染の防止を図る。

(3) 感染対策委員会を設置し、全職員に対する定期的な研修を行う。

(4) 茅ヶ崎市感染症発生動向調査、感染症情報をチェックし必要事項は全職員で共有する。

(5) 感染症発症時における BCP を作成する。

(6) 新型コロナ感染予防については国の方針に従った適切な対策を行う

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

- (1) 法人全体研修会や所内勉強会、新人教育において研修を行う。
- ① 「個人情報個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱うべきもの」として職員教育を下記の内容で行う。
 - ア. 個人情報保護の基本的な考え方
 - イ. 個人情報の取り扱い方
 - ウ. 個人情報データの取り扱い
 - エ. 本人の同意に関し、説明・同意・署名
 - オ. 職員として、「個人情報の誓約書」作成
 - ② 個人情報の保護に関する法律を職員に周知し意識を持って業務を行うよう定期的に行われる法人の全体研修会等で各自理解を深める。
- (2) 個人情報資料の取り扱いについて
- ① 個人が特定できる書類はそのまま破棄せずシュレッダーにかける。
 - ② PC上の情報に関してはパスワードと予防プランシステムのセキュリティシステムにより保護する。保存期間を終了した物は適正に破棄する。
 - ア. ケース記録や保管記録等に関しては、施設管理のもと施錠等を行い保管する。
 - イ. 情報資産持出/返却管理票により個人情報の持ち出し管理を行う。
 - ウ. ICTの活用によるオンライン上での個人情報保護（個人情報が映り込む、周囲の音声が入り込む環境での参加に注意するなど）にも留意する。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

- (1) 苦情対応窓口の設置
地域住民等が身近な機関として、いつでも苦情等を申し出ることが出来るよう相談・苦情対応窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。
- (2) 苦情対応窓口の周知
地域包括支援センターに相談・苦情対応窓口が設置されている事を地域住民に周知し、苦情、相談等があった場合の対応や苦情を申し立てることにより、不利益を被ることが無いよう十分配慮し、その旨を明示する。
- (3) 苦情担当責任者の配置
管理者を相談・苦情対応の担当責任者とする。
- (4) 苦情対応マニュアルの作成
職員向けの具体的な相談・苦情対応マニュアルを定め、定期的に職員に対する研修を実施することで、全職員が適宜一定の対応ができる体制を作る。
- (5) 苦情対応

苦情・相談があった場合、内容を十分に聴き、その内容を苦情相談記録票に正確に記録するとともに内容の明確化に努め、内容によっては、事実関係等を調査し、その結果を、いつどのような形で報告するかなどの見込みについても説明する。調査の結果、改善が必要と認められる場合は必要な対応を図り、対応等を要しないと認められるときは、相談者の理解が得られるよう説明に努める。

当施設の相談窓口で解決が図れない場合は、苦情内容によって市町村・国保連合会に速やかに連絡する。

日頃から、利用される方々が相談しやすい環境を心がけ、苦情等申し出しやすい環境や関係性の構築を図る。

(6) 再発防止

同様の苦情が発生しないよう、職員会議等で話し合い対策を検討し、対応策を記録に残し全職員で共有する。

マニュアル化できるものはマニュアルに追加する。

苦情を業務改善のご意見として対応する。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。(地域活動充実事業を除く。)

(1) 地域のイベントに地域包括支援センターとして参加し、業務内容の周知、健康相談、血圧測定、総合相談等を行う。

活動内容をまちぢから協議会ホームページで紹介して頂き周知する。

(2) まちぢから協議会、地区社協、地区ボランティアセンターや民生児童委員協議会等との協働により地域住民へのサポートを強固にする。地域の支援者に対し、専門職として医療・福祉に関する相談にのり、情報提供を行う。

(3) 事務所が所有する車椅子、ポータブルトイレ、シャワーチェア、バスボード、浴槽台を貸し出す。貸し出しは期間を定め(車椅子に関しては最長1週間)、備品貸し出し簿で状況を確認のうえ長期間にわたる場合は、福祉用具業者を紹介する。貸し出し時は利用者の身体状況、家庭環境を把握し危険の無いようアセスメントのうえ貸し出す。

(4) 認知症サポーター養成講座・認知症対応

地域の住民を対象に認知症サポーター養成講座を行うとともに、認知症予防、早期発見、早期治療を広める。

中島中学校の生徒を対象に、認知症サポーター養成講座を開催する。

地域のサポーターを増やし、認知症にやさしい街づくりを行っていく。

必要に応じ、認知症初期集中チーム員会議につなぎ早期対応を行う。

(5) 平成8年度から行っている事業として、湘南オレンジカフェ(認知症カフェ・通称すみれカフェ)を毎月1回、原則第4月曜日午後を開催する。

湘南オレンジカフェを考える会の参加事業所の協力を頂き、地域で開催するオレンジカフェ開催を支援する

- (6) 情報展示室の活用により、地域内のインフォーマルサービスや、講演会等の情報提供を行う。
- (7) 家族介護教室を受託し、介護者支援を行う。
- (8) 朝礼時のグループ SV、個人 P D C 面接時は個人 SV を継続する。
- (9) UR と協働し、男性の社会参加のきっかけ作りになるイベントの開催を行う
- (10) 相談に来られた方の支援が中断されることが無いよう、介護保険を申請された方には認定結果の連絡漏れが無いよう書面で周知する。

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

(1) 湘南みまもりタイ活動の充実

- ①【湘南みまもりタイ】を地域の合言葉になるよう世代に関わらず周知する。
- ②地域の他機関（まちぢから協議体、まちスポ、ボラセン等）との連携を図る。
- ③住民参加型のイベントを開催する。

(2) 地域のイベントへ参加する。

- ①ブースを設けて血圧測定、握力測定、健康相談などを行う。
- ②地域包括支援センターの周知活動を行う。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

(1) 高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点から、「身体機能」「活動」「参加」にアプローチするよう心掛ける。

(2) 住民主体の多様なサービスの広がり支援する。

家族介護教室や認知症サポーター養成講座、地域ケア会議等で担い手の発掘を行う。

(3) 自助・互助の活用について住民意識に働きかける

老人会やサロン等で社会参加、社会的役割が生きがいや介護予防につながる事を理解してもらえよう情報提供を行う。

(4) 一般介護予防事業（フレイルチェック、転倒予防教室、歌体操教室ねぼし・

介護予防講演会等）の周知活動を行うと共に、医療講座を紹介するなど、地域住民の健康づくりを支援する。展示室に地域の病院が行う講座開催のお知らせを掲示する。

(5) サロン活動の後方支援

地域の老人会やサロン活動（柳島長命会、ふれあい広場中島サロン、松尾サロン、

いこいの部屋浜見平、なごみサロン等)などに参加し、参加者の個別の健康相談を受ける。それとともに、ちがさき体操や湘南くち体操などの周知や地域住民の健康増進のための活動を行う。

- (6) 第1号介護予防支援事業及び指定介護予防事業への業務の集中により支援センターにおける令和5年度茅ヶ崎市地域包括支援センター運営事業実施業務委託仕様書に規定する包括的支援事業等の実施及び推進が阻害されないように配慮する。

1.9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- (1) 介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になる事をできるだけ防ぐ」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ことで高齢者自身が可能な限り地域における自立した生活がおくれるよう支援する。
- (2) 介護予防プランを委託している事業所の介護支援専門員に対し、介護予防の視点から勉強会を年1回開催する。
- (3) 退院直後や予防⇄介護の行き来が多い利用者に対して事業所の介護支援専門との連携を強化する。
- (4) サービス事業所の特徴や取り組みなど情報を集め、利用者の状態に適したサービス事業者の選定を行う。
- (5) 自助・互助を組み入れたケアマネジメントを行う。

令和5年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 社会福祉法人慶寿会
 代表者名 理事長 小笹 慶資

地域包括支援センター名	松林地区地域包括支援センターくるみ
所在地	茅ヶ崎市高田 4-2-18 アート茅ヶ崎
法人名	社会福祉法人 慶寿会
電話番号	0467-50-0341
FAX番号	0467-50-0342

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

<p>①ミニ赤とんぼクラブ開催（松林公民館との共催事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康体操やコグニサイズを行い、セルフケア能力を高め、地域住民の保健医療の知識習得を支援し、認知症予防や健康寿命を延ばすことを目的とする。 ・高齢者支援リーダーの活動の場の提供や養成という観点から、偶数月に高齢者支援リーダーへ講師依頼する。 （奇数月は介護保険サービス事業所へ依頼し、今年度は新たなサービス事業所への依頼を行う。） <p>②民生委員とのネットワーク構築</p> <p>地域活動や行事がコロナウィルスを理由に、制限されている状況が続いている現状がある。地区活動の中心を担っている民生委員と顔を合わせる機会が減少していることや、前年度には3年に1度の改選があった為、民生委員との情報交換の場を作り、情報共有や個別ケース同行訪問等ができる体制づくりを引き続き行っていく。</p> <p>③松林地区コミュニティセンター開設（R8年10月）に伴う懇談会等の開催があれば出席し、準備を行っていく。</p>

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

管理責任者（社会福祉士）を法人本部に配置。

以下、事業所に配置する。

管理者（社会福祉士）

保健師（常勤職員）

看護師（非常勤）

主任介護支援専門員（常勤職員）

社会福祉士（常勤職員）

介護支援専門員（非常勤）

事務員（非常勤）

尚、専門職 1 名は「認知症地域支援推進員」を担う。

上記専門職が実施するソーシャルワークは、高い専門性と継続的視点に基づいて行われる必要があるため、法人運営事業内での異動は極力避ける配慮をしている。業務全般は管理責任者への報告・連絡・相談を逐次行いながら、月 1 回の職員会議の場でも情報共有及び意見交換を行う中で方針決定している。

法人本部は包括支援センター運営事業固有の課題について、受託している二つの包括支援センター事業所間で横断的な話し合いを（概ね 3 か月に 1 度程度）持ち、バックアップ体制を構築している。

3 三職種専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

保健師または経験のある看護師は保健医療に関する予防事業、社会福祉士はソーシャルワーク（権利擁護、成年後見制度、消費者被害対策等）、主任介護支援専門員は包括的・継続的ケアマネジメントを主な業務とし、それぞれの専門職が縦割り業務を行うのではなく、情報の共有や相互の助言などを通じ、常に連携し対応していく。認知症地域支援推進員については、茅ヶ崎市認知症施策の協力や地域での新たな認知症に関わる活動等を担っていく事になる為、三専門職の専門性を生かした助言や連携は常時行っていく。具体的には毎朝の申し送り等で情報共有を図り、特に困難な事例については複数人で対応するなど「チームマネジメント」で強みを発揮する。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

クライアントの様々な相談に応じて、適切な相談援助を進めるにあたり、地域包括支援センター職員として備えるべき資質の向上を図り、成長を促していく。

法人が実施する『人事考課制度』による面談を通じて、ヒューマンスキル（基礎的人間力・社会力）の向上はもちろんのこと、各自が設定した重点課題目標に到達できるようスーパービジョンを行っていく。この面談では、一次及び二次考課者より客観的な評価を示すことにより、自身の“強み”“弱み”を知る「自己覚知」を進めることを目的とする。職員個々が専門職として取り組む研修に加え、法人としては管理者及びそれに準じる者の資質向上を目指し、「ビジネスエニアグラム」を活用した研修を企画、計画実施を考えていく。

今年度の研修計画は以下の通りとする。

管理者は管理職研修を受講し、入職6か月未満の3専門職種については、地域包括支援センター初任者研修の受講を予定とする。

その他、介護支援専門員、事務職についても介護給付適正化研修等、随時適切な研修受講を行い、スキルアップを図ることとする。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

総合相談については虐待・権利擁護・介護・医療・年金・各種サービス等についての多様な相談が想定されるが、課題が停滞、悪化しないよう迅速な対応を行う。近年増加する自殺、年齢層が広がる鬱、高齢者の孤立（死）、子供のいじめ、不登校、振り込め詐欺等の関連諸課題の初期相談についてもクライアントを限定することなく、ワンストップサービスを意識し関係機関との連携、橋渡しをする。

総合相談に寄せられる傾向分析に基づき、『くるみ通信』では振り込め詐欺等に関する注意喚起や地域住民へのインタビュー記事を掲載することで、課題解決に有用な情報提供を図っていく。

重層的支援体制整備事業については、その事業目的、内容について全職員が理解し、高齢者分野以外の初期相談や緊急時対応、必要時アセスメントを実施し、役割分担等、基幹型地域包括支援センターや地域福祉課担当へ相談し、確認しながら関係機関への連携に繋げていくことを意識する。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

一人暮らしや認知症高齢者を狙った詐欺商法や振り込め詐欺について茅ヶ崎市消費生活センターや関係機関と連携を図り支援を行う。地域住民、民生委員等が早期発見できるよう、民生委員定例会や地域サロン活動などで支援者や参加地域住民に注意喚起を行う。高齢者虐待は、介護保険事業者による早期発見や悪化防止など予防的観点を重視できるよう、社会福祉士部会委員会活動などを活用していく。

児童虐待、DV、8050 問題についての初期相談に対しては、アセスメントを行った上で適切な窓口への橋渡しや、課題解決に向けた関係機関との連携が行えるよう努めていく。

また、後見制度関連の相談では茅ヶ崎市社会福祉協議会日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業・成年後見支援センター等の紹介や連携、茅ヶ崎市成年後見支援ネットワーク勉強会などの活用も視野にいれ、具体的相談支援を行う。この業務は主に社会福祉士が行い、他職種との連携を都度図っていく。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

高齢者等が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域で働く介護支援専門員の日常的個別指導、相談、支援困難事例等への指導・助言をし、包括的・継続的ケアマネジメントを実現する為、主治医、介護支援専門員、サービス事業者等の多職種が連携しネットワークを形成できるように包括的後方支援を行う。

地域の介護支援専門員が担当する利用者には対応困難なケースが増えており専門性が求められている。ケアプランに対する相談対応や介護支援専門員との同行訪問などを通して介護支援専門員に対する支援を意識していく。また、主任介護支援専門員部会の事業では事例検討会や研修の開催を企画し、介護支援専門員のマネジメント力向上へ繋げていく。この業務は主に主任介護支援専門員が行い、他職種との連携を都度図っていく。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

地域ケア会議テーマは、「まちぢから協議会（福祉部会）」「生活支援体制整備事業」「松林地区支援ネットワーク会議」また「重層的支援体制整備事業」における相談対応を踏まえた上で地域の実情に合わせて検討していく。

そして、松林地区の抱える地域課題等と厚生労働省が発表している「地域共生社会」の実現に向けた構想等に連動性を持ったテーマ決めを行っていく。（地域の主役である“住民”を分野横断的に巻き込んでいく。）

地域ケア会議は、「茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について」に基づき4つ

の機能を網羅した内容とし、年に2回程度開催する。

内容については、

- ① 個別課題解決機能を目的とした会議についてはケース状況（緊急性等）に応じ臨機応変に開催していく。
- ② R4年度は移動手段に関わる、地域課題や社会資源開発に向けたアンケート作成をテーマに開催したが、都市政策課が市内全域に、同様のアンケート調査を実施したことから、その集計結果を確認する。
併せて、まちぢから協議会福祉部会の取り組みにおける、「地域行事への送迎支援事業再開」に向けた内容で介護サービス事業所等、関係機関を参集し開催する。

9 認知症に関する取り組みについて具体的な実施計画を記入してください。

茅ヶ崎市認知症施策において、認知症初期集中支援チーム員会議、ちがさきオレンジDay、ステップアップ講座等の出席や開催について連携、協力を図る。
認知症地域支援推進員は、認知症地域支援推進員連絡会への出席などを通して、認知症施策についての共有やチームオレンジの立ち上げや認知症カフェの開催に向けた検討を所内で行っていく。

10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築について具体的な実施計画を記入してください。

ソーシャルワークの原則であるアウトリーチを基本に、常に地域に出向き、アンテナを張り、幅広い地域住民の声、自治会、民生委員、医療機関、介護保険事業者、ボランティア組織、市社協、地区社協、行政機関等と常に連携を取り合い、小まめな情報収集を行う。前年度は民生委員児童委員の改選がされたことから、個別に意見交換ができるよう働きかけていく。

また『第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』、『ちがさきの地域福祉プラン』等行政計画の理解を進めると同時に、地域の協議体への出席（参画）や地域役員等との関係強化に努めることにより地域課題の把握に努める。
市レベルの課題と考えられる課題については、地域と一体となって関係課や基幹型包括支援センターへ上申していく。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

もとより社会福祉法人の運営は、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保にあり、利益を主導とする考えをもたないことにある。また、同時に地域包括支援センターの運営は市の委託事業で法のもと明確なコンプライアンスが求められる。これを対外的に明確にするため、当該センターがサービス事業者とは明確に区画された場所で業務を行い、適正なケアマネジメントを実施し、委託に掛かる契約に際しては、利用者による選択を原則とし、限定された事業者に偏らない方法を取る。積極的な情報開示に努め、その根拠となることについては説明責任（アカウントビリティ）を誠実に実施する。（「コンプライアンス」を単なる「遵法精神」のみと捉えず、社会のあらゆる要請に適合する姿勢を示すことと理解する。）

居宅介護支援事業所の紹介においては、紹介実績一覧、委託契約先一覧表にてその偏りを管理していく。また、市内の最新情報や社会資源情報を把握することで利用者、利用者家族の意向を尊重し適正なケアマネジメントを実施していく。

データをグラフ化（可視化）し、理解をやすくすることで職員の中立公正に対する意識を高めていく。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

松林地区は海岸には面していないが、想定外の津波や台風・水害であれば、多大な被害も予想される。地区内でも平坦部と赤羽根山などで立地状況に大きく違いがあり、避難することが極めて困難な一人暮らしの高齢者も数多くいる。

有事の際は包括支援センター内で関わる利用者に関して速やかに安否確認がとれるよう茅ヶ崎市地域包括支援センター災害時の緊急フローチャートをもとに対応する。また、地域関係機関より安否確認の問い合わせ等も予測され、介護予防支援及び介護予防マネジメントにおける担当者の「安否確認リスト」を紙ベースで3か月毎に更新していく。

尚、大規模災害時には職員も被災者になる可能性が大いにあるので自身の安全確保を第一に、（安全が確保され次第）地域（自治会や地域住民等）との連携を図っていく。

緊急時の連絡体制については、正職員全員に支給されている携帯電話の活用、大切な情報収集の手段は「防災ラジオ」、市メール配信サービス登録を職員個々が行う等、平時の意識啓発を図っていく。

「地域包括支援センターにおける災害時ガイドライン」における、BCP（業務継続計画）を法人本部と検討し作成していく。

1.3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。↓

「安全で安心な社会生活を継続する上で欠くことのできない事業」(エッセンシャルワーカー)であることを自覚し、徹底した感染症(予防)対策と事業継続を図っていく。基本方針は「標準予防策(スタンダードプリコーション)」に準拠し、各種感染症対策において共通する事柄(手洗い・うがいの励行等)をまずはしっかりと実施する。「新型コロナウイルス感染症」については、これまでに培った経験とノウハウに基づき、気を緩めることなく、国・県・市の指針に基づき対策などを行っていく。「新型コロナウイルス」以外の感染症にも一定の配慮を忘れないようにする。

1.4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

当法人の職務に就く者の多くは、専門職として守秘義務規定に基づく有資格者であり、個人情報の取り扱いについては遵守するものであるが、更に、茅ヶ崎市個人情報保護条例及び法人個人情報保護規定、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインに基づいた業務の徹底に努めている。

個人情報記録に関しても細心の注意を図り、施錠管理をし、電子記録に関してもウイルスや盗難対策を万全に行う。サーバーや個人パソコンはパスワード管理を行っている。令和3年11月からは警備保障会社との契約締結を行い、外部からの侵入による漏洩防止の強化を図っており継続していく。個人情報ファイルの取り扱い管理については、その必要性を認識し、所外への持ち出し・持ち帰り、市関係書類の提出について日報で管理している。

オンラインによる会議開催、研修受講機会は今後も継続していくと予測され、電話対応や来所相談の「音漏れ」、「画像への映り込み」に対して十分に配慮していく。

平成18年4月施行の個人情報保護法を機に、法人各施設の目に付く場所に個人情報保護法(主要条文)と各施設の規定を掲示し、職員・利用者・家族等への意識付けに努めている。以上について継続的に取り組めるよう、センター内外の研修等を通じて周知徹底を図っていく。

1.5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

苦情は様々な方法で寄せられ、申立者の表情や微妙なニュアンスの全てを感じ取ることが難しい場合もある。まずは先入観を持たず、冷静に受け止め、その上で適切に回答するようにする。ネガティブにばかり捉えず（見方を変えれば助言であり、励ましや期待感である）あらゆる意見を幅広く受け入れる、謙虚な姿勢で向き合うことが満足度の高い支援に繋がるものと考えている。その言動の背景にある「困りごと」にきちんと焦点を当て、その部分の解消にも配慮する。「伝えて良かった」と感じてもらえる対応を心掛ける。対応した苦情については所内で共有し、方法の妥当性や課題の振り返りを行う。再発防止策については行動レベルに具体化する。

その際には『苦情対応マニュアル』を活用し、職員の違いによるばらつきが、より小さくなるようにする。『事故報告書』（『ヒヤリハット報告書』含む）を作成し、苦情の大小に関わらず管理責任者（法人本部）・管理者・基幹型包括支援センター等と適切な連携（報告・連絡・相談）を図り、円滑な解決を図っていく。

過度な期待感から生じる苦情（カスタマーハラスメント）が増加していることを踏まえ、対応方法を学ぶ機会を作る。

1.6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。（地域活動充実事業を除く。）

- ・ミニ赤とんぼクラブ（松林公民館講義室）
松林公民館共催事業（月1回）
介護サービス事業所やちがさき高齢者支援リーダーと連携を図り健康体操を行い、セルフケア能力を高め、健康寿命を延ばすことを目的とする。茅ヶ崎高齢者支援リーダーを積極的に活用することで、ちがさき体操の普及へ繋げる。
- ・民児協定例会への参加（月1回）
虹たより、くるみ通信の配布、情報提供やコンサルテーション
- ・民生委員とのネットワーク構築
地域活動や行事がコロナウィルスを理由に制限されている状況がまだ見受けられる。地区活動の中心を担っている民生委員と顔を合わせる機会が減少していることや前年度には3年に1度の改選があった為、民生委員との情報交換の場を作り、情報共有や個別ケース同行訪問等ができる体制づくりを行う。
- ・「まちぢから協議会」福祉部会における会議・サロンへの参加、企画・情報提供・助言等、福祉部会に対しての後方支援を行う。
- ・家族介護教室（くるみ主催）
年1回 開催予定
- ・くるみ通信（年2回発行）

くるみの活動・地域住民の紹介等を記事とした内容
松林地区内のサロンや事業所・施設・民生委員・近所の商業施設へ配布
・ホームページの更新（情報提供等月1回以上更新）
松林地区内の行事やくるみ主催の活動内容、情報提供、くるみ通信の掲載等

1.7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

松林地区内でのチームオレンジ上げや認知症カフェの開催に向けた、場所・内容の検討を行う。具体的な開催場所を定め、準備品やレンタル代、保険加入などを考慮してく。

1.8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

介護予防ケアマネジメントの基本的な流れを押さえ、困りごとに関して、単にサービスを補完する形のケアマネジメントではなく、生活機能の低下が生じている原因や背景を分析し、課題を整理した上で目標設定を行う。利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善のほか、地域の中で役割をもって生活できるよう「心身機能」「活動」「参加」にバランス良くアプローチしていくことが重要である。
この業務の担い手としてプランナー（非常勤）を継続的に配置。包括的支援事業と適切なバランスを保ちながら、効果的に行う。

1.9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を基に実務の遂行にあたる。
上記18項目と同様、ケアマネジメントは適切なアセスメントを行い、その心身の状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活をおくることができるようケアプラン作成を行う。
この業務の担い手としてプランナー（非常勤）を継続的に配置。
包括的支援事業と適切なバランスを保ちながら、「直営」「委託」の振り分けを効果的に行う。

令和5年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 社会福祉法人 翔の会
代表者名 理事長 河内 智恵子

地域包括支援センター名	湘北地区地域包括支援センターあかね
所在地	神奈川県茅ヶ崎市香川三丁目21番26号
法人名	社会福祉法人 翔の会
電話番号	0467-55-1535
FAX番号	0467-55-2373

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

「第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念に基づき「令和5年度 茅ヶ崎市委託型地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針」の実現を基本方針とする。

地域共生社会実現に向け、全世代に関する相談について、適切に相談対応できるよう、福祉総合相談担当や関係各所との連携を密に図っていく。

「茅ヶ崎市地域包括ケア充実のための人材育成システム」や各種研修等を活用し、個々の専門職としての資質と組織力の向上を目指す。

湘北地区の地域課題に対しては、引き続き、地域住民や社会資源と共同・連携しながら認知症の本人と家族への支援、及び地域レベルでの担い手養成について実施していることの発展を目指す。

認知症サポーター養成講座の開催や個別相談会等を実施し、認知症の当事者や家族への支援を重点的に取り組むことを目指す。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

包括的支援事業の実施方針を踏まえ、経験のある看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種が、それぞれの領域における専門性を発揮し連携して対応できるよう管理責任者が事業全体を管理していく。また、センター職員の中から認知症地域支援推進員を配置する。

具体的には朝夕のミーティングや毎月定例の会議を行うことで、個別事例のみならず機関としての目的や目標の共有、事業の進捗状況の確認等の運営全体を共有するものとする。

なお、これらの事業を安定的に実施していくには職員が早期退職せず、就労を継続してもらう運営が重要であると考えており、離職防止が極めて重要であると考えている。具体的には職員の福利厚生を良好に保つための意向調査の実施、メンタルヘルスに関するアンケート実施や、協力医療機関の確保等受託法人である翔の会が持つシステムを活用するものとする。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

三職種は、その領域における専門性を発揮し、相互の業務理解、情報の共有、助言を行うことにより、共通の支援目標を定め、連携して対応する。

個別事例の対応のみならず、地域の民生委員や自治会、ボランティアからの相談、またはケアマネジャーや介護サービス事業所、医療機関から寄せられる相談に対しても、三職種で処遇方針の決定や具体的介入方法等の話し合いは開催時間や頻度を定めることなく必要に応じて随時実施していくことを継続する。

湘北地区の諸団体からの講義依頼については、依頼内容によって職種を選定、又は連携して取り組むものとする

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

個別事例に対しては実際に寄せられる相談事例を通して、対人援助に求められる“価値・知識・技術”の向上に取り組むものとする。

個々の専門職としての資質や、組織力の向上を目指し、茅ヶ崎市が実施する「地域包括ケア充実のための人材育成システム」を活用する他、包括支援センターの機能向上、関連する制度の理解等については外部研修や法人内で企画される研修(人権研修、等級別研修等々)を積極的に活用することとし、出席者が研修報告を行うことで情報共有を図るものとする。

*外部研修

- ・主任介護支援専門員：医療連携や権利擁護や介護給付適正化研修等
- ・社会福祉士：権利擁護（虐待・後見制度・消費者被害）に関わる研修等
- ・看護師：医療連携や権利擁護や認知症地域支援推進員に関わる研修等

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

初期相談に対しては電話・来所・訪問を問わず、基本的にどの職員も対応できることを目指し、実際の相談業務の中でOJTを行う。具体的には職員個々が次の内容の実践ができるよう訓練し、安易な情報提供や介護サービスの促しは慎むものとしている。

- ・世代を問わない相談の受け止め
- ・相談内容、ストーリーの把握
- ・緊急性の判断
- ・具体的行動（訪問、連絡待ち、関係機関との情報共有等）の判断

地域包括支援センターの周知については、作成したパンフレットや公的媒体を活用しつつ引き続き案内していく。一方でその限界もあることから、民生委員・自治会・ボランティアセンター・地区社協に対して周知活動を行っていく。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

地域住民や民生委員、ケアマネジャー等から上がってきた問題解決が困難な相談や、適切にサービス利用に繋がらない住民に対し、地域において尊厳ある生活が継続できるよう、本人が有する権利について理解を促すとともに、権利侵害の予防、発見、権利保障に向けた対応をする。具体的には社会福祉士等が中心となって次の内容を行う。

・高齢者虐待の防止および早期発見のため、日常的にケアマネジャーが相談しやすい関係作りを行う。

・虐待ケースに関しては、関係機関と連携をとりながら事実確認をおこなう。茅ヶ崎市が招集するケース会議やコア会議に協力し、支援方針や介入方法についても協力する。介入後も必要に応じて継続的に支援し再発防止に努める。終結後は振り返りが出来るよう記録を残す。

・茅ヶ崎市消費生活センター等とも連携し、地域における消費者被害等の相談や周知に取り組む。具体的には社会福祉士部会や地域団体等と協力し、一般住民向けに消費者被害の注意喚起を行う。

社会福祉士以外の職員についても権利擁護に関する研修を受講し、理解を深める。直接研修に参加できない者については内容の伝達講習を行う。その他、法人内の虐待防止委員会が企画している虐待防止研修を全職員が受講する。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。(地域ケア会議を除く)

ケアマネジャーが担当する個別事例で抱える課題やケアマネジメントに対して、随時相談に応じていく。相談内容によって情報提供・後方支援・同行訪問及びケース会議を開催する。これらの業務は主任介護支援専門員が中心となる。

茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会の介護支援専門員部会と連携することで、介護支援専門員に対して情報交換や研修開催などを通して介護支援専門員同士のネットワーク構築支援を行う。

介護支援専門員の実践力向上を目的とした事例検討会を、地域包括支援センターわかばとの共催で年1回開催する。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

「茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について」に基づき、「個別課題解決」「地域包括支援ネットワーク構築」「地域課題発見」「地域づくり・資源開発」の4つの機能が果たせるよう、年度内に2回以上開催する。

具体的に、個別ケースの対応課題の中から、今後、同様の課題増加が考えられる事例について、関係機関や地域住民と意見や対応方法の共有を目指した個別会議と、地域課題（担い手不足）解決へ向け、鶴が台地区の医療福祉機関等の関係者との意見交換や湘北ボランティアセンターの周知活動等、担い手を増やすことを目指し市社協等と連携しながら検討していく。

上記に加え、茅ヶ崎市が開催する「茅ヶ崎市地域ケア推進会議」「茅ヶ崎市自立支援型地域ケア個別会議」に協力する。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください

認知症地域支援推進員を配置し、連絡会や認知症初期集中支援チーム員会議やオレンジデイ等の茅ヶ崎市の取組への協力を行っていく。

センター独自の活動としては、チームオレンジを見据え、民生委員やボランティアセンター向けに認知症サポーター養成講座を開催し、ステップアップ講座受講者の増加を目指す。また、サロンやミニデイ等に出向き、参加者や関係者との情報共有や意見交換を行っていく。

その他、鶴が台名店街いきいき相談会や UR が実施している見守りサービス相談会内での包括センターによる個別相談会等、既存の活動の中から、認知症本人や認知症を介護する家族に対する取組を実施していく。

- 10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築について具体的な実施計画を記入してください。

地域包括支援センターと湘北地区の地域福祉を担う各種団体、行政機関、医療機関とのネットワークは概ね構築されたと認識しているが、さらなる強化のための体制づくりを目指していく。具体的には「民児協定例会」「湘北地区の地域福祉を考える懇談会」への出席、地区社協主催の「福祉まつり」への参加協力、包括的支援事業、第1号介護予防支援事業、指定介護予防支援事業を通じて実践する。

地区支援ネットワーク会議やコーディネーター会議に参加し、地域課題の把握や解決のための働きかけを行っていく。

自治会は役員が単年度で交代する等の継続性が課題であることから、湘北地区社会福祉協議会や地域密着型サービス運営推進会等を通じて自治会役員との顔の見える関係を維持すること自体を目標とする。ただし自治会活動や個別ケース等で自治会との連携が必要な場合は、自治会役員と都度協議して決めるものとする。

- 11 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

「令和5年度 茅ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針」の「12. 公正・中立性確保のための方針」にあるとおり、公正で中立性の高い事業運営を行うこと、並びに地域包括支援センターはその運営費用が市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることをミーティングで確認することとする。

なお、具体的には特定の事業所に対し不当に偏らないよう、利用者と家族の意向を優先したうえで朝夕のミーティング等で調整することとする。

1.2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

夜間・休日の業務外の時間帯については「いつでも安心電話」に転送設定するため、業務時間外での相談には基本的には対応しないものとする。ただし、緊急性が高く時間外での対応がやむを得ない内容については、茅ヶ崎市高齢福祉課からの連絡により具体的対応を判断する。なお連絡先については、茅ヶ崎市に予め伝えてある携帯電話を活用する。

大規模災害時においては「災害時被害状況報告の手引き」と「翔の会事業所標準防災マニュアル（あかね版）」をファイリングし、大規模災害時に活用できるよう事務所内に掲示している。なお、このファイルと共に「茅ヶ崎市津波ハザードマップ」「茅ヶ崎市洪水土砂災害ハザードマップ」・香川自治会・鶴が台団地自治会の防災マニュアル・「あかね版タイムライン（風水害）」も同じ場所に常に掲示している。災害に備えた職員分の物品や保存食については法人本部から毎年配布されるため、定期的に管理する。

なお、大規模災害発生時には「茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画」に基づき、当面は地域包括支援センターの業務継続、及び茅ヶ崎市、関係団体・事業者との連携協力を行うものとする。なお、「避難行動要支援者名簿（同意なし）」を受領した際には、可能な範囲で安否確認に協力する。

「地域包括支援センターにおける災害時対応ガイドライン」に沿って、平常時に災害時リスクの高い要配慮者のリストを作成し、随時更新していく。

業務継続計画（BCP）の作成を進めていく。

1.3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

国の方針に合わせて、利用者や家族に必要な支援が継続できるよう、法人が取り組んでいる対策と新型コロナウイルス感染症等に関する対応フローに沿いながら、事業を適切に継続する。

感染症に係る通知や市の方針等については、職員間で周知し、共有を図る。

1.4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

職員は入職時に、「個人情報に関する誓約書」の説明を受ける。その内容は、在職中や退職後についても個人情報を漏えいしないこと、個人情報保護法を遵守すること、退職にあたっては法人から預かった全ての資料を返却することなどであり、その内容を熟読した上で署名・捺印を行なっている。

日常業務に当たっては「個人情報保護に関する管理マニュアル」と「支援・介護関係記録の取り扱いマニュアル」に基づいて管理・利用する。

- ・管理に関しては相談シートや介護予防支援のケースファイルの持ち出しは訪問時のみを原則とし、持出簿を活用し管理を行う。退勤時には鍵のかかるキャビネットに保存し施錠すること、個人情報に関するリスト等は持ち帰らないことを徹底する。
- ・利用に関しては地域包括支援センターの業務を行っていく上では、関係機関との情報共有の必要から、本人と家族に対しては情報提供の必要性について説明し同意を得ることとする。
- ・全職員に対し個人情報保護と取り扱いに関する勉強会を、年1回以上実施する。
- ・Webでの研修や会議時に、業務での電話の声や個人情報が特定できるような掲示物が映りこまないように個別スペースを確保できるような環境を整備する。

1.5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

利用者や地域住民からの苦情に対しては基本的に全職員が受付対応できるようにし、最終的には管理者が苦情解決責任者として対応する。苦情があった場合は丁寧に話を聞き、管理者は担当者からも事情を確認する。苦情内容については記録に残し、職員間で回覧し周知を図る。管理者が必要であると判断した場合は会議を行い、その会議の記録を保管し再発防止に役立てる。

苦情に対し、茅ヶ崎市が行う調査には協力するとともに、指導又は助言があった場合は、これに従って必要な改善を行う。また苦情の内容によっては他の地域包括支援センターと連携し、管理者が必要であると判断した場合には、会議にて協議し対応する。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関しては、苦情対応窓口を重要事項説明書に明記し、契約締結時に口頭で説明する。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。(地域活動充実事業を除く。)

・地区支援ネットワーク会議(茅ヶ崎市社協、湘北地区ボランティアセンター、地域福祉課職員が出席)に参加し、インフォーマルサービスの支援や開発に取り組む。
・「香川おたのしみ会」に看護師が参加し、血圧測定や健康に関する講話を行う。
・湘北地区の地域福祉を考える懇談会(年数回)へ出席する。
・家族介護教室の開催。
・UR主催の見守りサービス相談会内での、介護保険や認知症についての個別相談の実施。

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

引き続き、地域レベルでの担い手養成について関係機関と連携していく。具体的には次のとおり。

・地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出せる拠点として、湘北ボランティアセンターを活用したいと考えている。そのための方法や企画を検討していく。

その他、訪問看護ステーションにじいろとの共催で実施している、世代・ジャンルを限定しない相談会(鶴が台名店街いきいき相談会)を月2回のペースで実施継続していく。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

国が定める地域支援事業実施要綱、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針、茅ヶ崎市第1号介護予防支援事業実施要綱に従い、業務を実施する。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう介護予防支援を行うものとする。

介護予防支援の提供に当たっては担当者を選任し、必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう介護予防サービス支援計画を作成するものとする。

令和5年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 社会福祉法人 翔の会
代表者名 河内 智恵子

地域包括支援センター名	小和田地区地域包括支援センター青空
所在地	茅ヶ崎市小和田3丁目2番地44号
法人名	社会福祉法人 翔の会
電話番号	0467-55-2360
FAX番号	0467-55-2361

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

<p>「第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき「令和5年度茅ヶ崎市委託型地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針」の実現を基本方針とします。</p> <p>① 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、多様な相談の増加に対応できるようR5年度は地域のネットワークづくり、他機関との連携に取り組みます。</p> <p>② 地域ケア会議で、茅ヶ崎市と地域課題の抽出、検討に取り組み、地域の関係機関や住民と情報共有します。</p> <p>③ チームオレンジの活動を支援し、引き続き認知症施策の推進に取り組みます。</p> <p>④ 事例検討会、地域ケア会議、または個々の介護支援専門員へのサポート、研修会の開催等により介護支援専門員の適切なケアマネジメントを支援します。</p> <p>⑤ 感染予防対策を継続し、会議や独自事業等が開催できるよう取り組みます。</p> <p>⑥ 災害時に備え、BCP や避難行動要支援者に対するチェックリスト作成に取り組みます。</p>
--

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

- ① 包括的支援事業の実施方針を踏まえ、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種が、それぞれの領域における専門性を発揮し、連携して対応できるよう管理責任者が事業全体を管理します。
- ② 毎日のミーティング、定例で行う青空会議で情報共有をして個別事例だけでなく、機関としての目的や目標の共有、事業の進捗状況の確認等の運営全体を共有します。
- ③ 安定した事業運営を継続するために、受託法人のシステムを活用します。就労環境についての意向調査、メンタルヘルスに関するアンケート実施、協力医療機関の確保等により職員の働きやすい環境づくりに取り組みます。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

- ① 毎日のミーティングで各職員の担当ケースについて三職種がそれぞれ意見し、その経過について確認、共有、助言等を行います。
- ② 必要に応じて複数の職員で訪問し、専門的な視点で課題解決に取り組みます。
- ③ 担当者だけでなく、他の専門職や認知症地域支援推進員の視点も取り入れ、より効果的な支援に繋がります。
- ④ センター内で専門職が勉強会を開催し、専門的な知識を共有する場を作ります。
- ⑤ 認知症地域支援推進委員会を中心に、認知症に関する地域の課題解決に取り組みます。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

- ① 各団体や市役所・保健所の主催する研修には積極的に参加し、毎日のミーティング等で他職員へフィードバックします。
- ② 受託法人内で企画される研修（人権研修、虐待防止研修、身体拘束適正化研修等）に参加するほか、専門職としてのスキルアップに努めます。
- ③ 多様な相談対応が出来るよう、今年度は成年後見制度に関する知識や情報を習得するための研修会に参加します。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、今年度は複合的な課題に対応できるよう関係機関と連携を強化します。

- ① 地区社会福祉協議会役員会、民生委員・児童委員協議会定例会、地区支援ネットワーク会議等に参加し、相談機関としての地域包括支援センター青空の周知を行います。
- ② 地域連携ネットワークの核となる茅ヶ崎市成年後見支援センターの利用が促進するよう地域住民や関係機関に周知します。
- ③ 感染予防対策を継続し、訪問、来所の相談や関係機関からの相談にも対応していきます。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

- ① 民生委員・児童委員協議会や地域の会合へ参加し顔の見える関係をつくり、また地域の介護支援専門員と連携をとり、虐待が疑われるケースについて情報交換、共有をして早期発見に努めます。
- ② 消費者被害防止の対策として、地域のサロンや関連機関の定例会など、地域とのネットワークを活用しながら状況を把握します。そして、地域住民にミニ講座による消費者被害防止の広報・啓発活動を行います。
- ③ 特に権利侵害の対象になりやすい、認知症や判断能力の低下した高齢者に対して地域で支えることができるよう、勉強会や情報提供を随時行い、地域住民の認知症の理解促進に努めます。
- ④ 虐待の相談が入った際は、中核機関の成年後見支援センター等と連携し、速やかな状況確認と適切な対応をとります。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

- ① 居宅介護支援事業所、介護事業所、医療機関、民生児童委員、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、インフォーマルサービス等の参加する研修会を開催し、顔の見える体制づくりを継続します。
- ② 7月に居宅介護支援事業所との事例検討会（包括くるみと共催）を開催。
- ③ 茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会の介護支援専門員部会と協力し、介護支援専門員に対してBCP作成に関する研修会を開催します。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

- ① 防災がテーマでネットワーク構築等を目的とした会議を1回、認知症の方への支援がテーマで個別課題解決等を目的とした会議を1回開催します。
- ② 茅ヶ崎市主催の自立支援型地域ケア個別会議への協力をします。

9 認知症に関する取り組みについて具体的な実施計画を記入してください

予防と共生に重点を置き認知症予防の啓発とネットワークに取り組みます。

- ① 認知症地域支援推進員は、連絡会へ参加し、市や他包括と連携・協力します。
- ② 認知症カフェ「ふらっと茶屋」の定期開催を支援します。
- ③ 個々の認知症の方を支える個別チームオレンジの活動について検討し、取り組みます。

10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築について具体的な実施計画を記入してください。

- ① 地域の関係機関や地域住民から情報を収集した相談シートを基に、ミーティングで課題を把握し、ネットワーク会議や地域ケア会議等で解決方法等について検討します。
- ② 民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会等に参加し、定期的な意見交換、情報共有に取り組みます。
- ③ 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、総合相談担当、障がい福祉や児童福祉の支援機関等との連携にも取り組みます。
- ④ チームオレンジの定例会「こわだの青空」で認知症の方々への支援について地域の関係機関と検討し、ネットワーク構築に取り組みます。

11 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

- ① 茅ヶ崎市からの委託事業として公正で中立性の高い事業運営を行うために、受託法人事業所への利益誘導や特定の事業所等に偏らないように、利用者の意思を尊重し、職員同士で毎回確認を行います。
- ② 毎月、介護予防支援委託先及び介護支援事業所の偏りがないように、利用実績の確認を行います。

1.2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

- ① 市が作成した「災害時被害状況報告の手引き」と、法人が作成した「大規模災害状況の経過と行動マニュアル」に基づいて、業務継続計画（BCP）の作成に取り組み、平常時から対策について確認します。
- ② 火災発生時訓練年1回、地震発生時訓練年1回、災害情報連絡訓練年1回、その他として消火器や防災用品の点検、備品の転倒防止対策などの環境整備を行います。
- ③ 災害が発生した場合は、青空のマイタイムラインをもとに、自身や家族の安全を確認し、必要時にセンターへ向かいます。センターが機能しない状況の場合は、小和田地区にある受託法人のデイサービス事業所「よいしょ」を拠点とします。
- ④ MCA無線のある小和田小学校・赤羽根中学校より被災状況の報告をします。
- ⑤ 安否確認や安全確保が必要な利用者の対応を行います。

1.3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

- ① 受託法人の感染症対策と感染症に関わる通知や市の方針などの状況を市と共有し、感染防止対策を行います。
- ② センター職員のマスク着用、飛沫防止パーテーションの設置、訪問や来所での相談時の利用者検温、手指消毒、センター内の机、イス、ドアノブ等の消毒、定时換気を行います。
- ③ センターの職員が感染者や濃厚接触者等となった場合においても、法人や市と対応について検討し業務が継続できるよう努めます。

1.4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

「個人情報保護に関する管理マニュアル・支援・介護関係記録の取り扱いマニュアル」に基づいて管理・利用を行います。

- ① 個人情報ファイルは、鍵のかかるキャビネットに保存します。個々のファイルの取扱いは、各職員が十分に注意を払い業務を行います。
- ② 個人情報を持ち出す際は、業務日誌や書類の控えに持ち出し者を記録し、帰所後に再度書類の確認を行います。
- ③ 事業所のセキュリティシステムを活用し個人情報の保護に努めます。
- ④ 法人のソーシャルメディア取り扱いのガイドラインを遵守し、ソーシャルメディアの普及に伴う個人情報保護に取り組みます。
- ⑤ 職員は、受託法人から配布される職務基準書により、個人情報の保護の重要性を確認します。

職員は、個人情報の保護に関する知識を深められるよう情報収集し、センター内で共有します。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

- ① 利用者や地域住民からの苦情に対しては基本的に全職員が受付対応できるようにし、最終的には管理責任者が苦情解決責任者として対応します。
- ② 苦情があった場合は丁寧に話を聞き、管理責任者は職員からも事情を確認します。利用者苦情相談受付票に苦情の内容を記録し、事実関係の調査のため、ご本人、支援機関から聞き取り、経過記録等から確認を行います。調査後は、青空会議もしくは担当者会議で改善措置を検討し、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。
- ③ 法人の苦情対応規程に沿った対応ができるよう、全職員への周知を行います。
- ④ 振り返りを行い、その後の苦情対応や相談支援に活かします。
- ⑤ 苦情と判断されるものだけでなく、相談者の要望や悩みであっても、貴重な意見として、業務の改善・向上に活かします。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。(地域活動充実事業を除く。)

- ① 民生委員・児童委員連絡協議会へ参加。民生児童委員との情報共有や福祉情報の提供。(月1回)
- ② ボランティアセンター会議へ出席。ボランティア活動の状況把握。(月1回)
- ③ 小和田地区福祉のつどいに参加。(年3回)
- ④ 地域福祉を考える地区懇談会へ参加。(年1回)
- ⑤ 小和田地区社会福祉協議会役員会へ参加。(月1回)
- ⑥ 地区社会福祉協議会主催のふれあいサロン・歌体操教室・ふらっと茶屋、ニッショウスマイルステーション辻堂の運動教室、I I (アイアイ) サロンへ参加。
- ⑦ 家族介護教室の開催。(テーマ：アロマセラピー・ストレスケア)(年1回)
- ⑧ 医療機関と介護事業所の交流勉強会(年1回)
- ⑨ 地区支援ネットワーク会議、ボランティアセンター事務局ミーティングへ参加(月1回)
- ⑩ 茅ヶ崎市成年後見支援センター出前講座(年1回)

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

- ① チームオレンジが中心となり、地域の集いの場の一つとして認知症カフェ「ふらっと茶屋」を開催することになった。家族や地域住民、ボランティア、関係機関等が認知症や高齢者の理解を深めることで認知症カフェ等の活動に役立てます。
- ② 平常時から災害対策について考えることで、独居の方を含む地域住民の防災に対する意識を高めることにつながります。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

常に市民や介護保険事業所・市役所の情報を把握し、介護支援専門員や地域住民に対し随時情報提供し、利用希望者が安心して利用できるよう努めます。

要支援者および基本チェックリスト該当者（事業対象者）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、適切な介護予防ケアマネジメントを行い、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、自身の選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他総合事業のサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。また、この第1号介護予防支援事業は、今後も包括的支援事業（総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント業務）と一体的に取り組みます。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

要支援者が、可能な限りその状態の悪化を予防し、居宅において自立した日常生活を営むことのできるよう、心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう、介護予防サービス計画書を作成するとともに、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行います。また、指定介護予防支援事業は第1号介護予防支援事業と一体的に取り組みます。

令和5年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 特定非営利活動法人 介護の会まつなみ
 代表者名 理事長 峯尾武巳

地域包括支援センター名	松浪地区地域包括支援センターさざなみ
所在地	茅ヶ崎市常盤町2-2 松浪コミュニティセンター内
法人名	特定非営利活動法人 介護の会まつなみ
電話番号	0467-39-5901
FAX番号	0467-39-5902

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

- 1 「第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、「茅ヶ崎市委託型地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針」「茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針」に沿って、事業に取り組む。
- 2 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画に沿って、担当地区の対象者の把握に努める。
- 3 松浪地区にある関係機関との連携と周知
 - ・松浪地区まちぢから協議会をはじめ、松浪地区社協や自治会サロン、民生委員等の会合や催しに参加し、身近な相談窓口としての周知を継続していく。
 - ・介護保険や認知症についての「出前講座」の開催について周知していく。
 - ・広報誌さざなみを発行していく。
- 4 認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策の推進を図る。
- 5 地域共生社会の実現を目指し、「茅ヶ崎市地域包括ケア充実のための人材育成システム」に参加し、法人の研修も含め自己研鑽し、対人援助技術の対応力を身につけていく。
- 6 事業の中断がないよう、事業所内での感染予防対策を継続していく。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

- 1 「管理規程」「職務権限規程」及び「組織図」「役割機能図」を整備しており、管理責任者及び各職員が役割や責任を自覚して運営をしていく。
- 2 管理責任者・管理者が、リスクマネジメント・法令遵守規程を踏まえた指導をしていく。
- 3 令和 5 年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業 運営方針 6 (2) ③の協働性を理解し、職員がお互いの専門性を活かし、協力して相談に応じる体制としていく。
- 4 主任介護支援専門員・社会福祉士・看護師の資格を有する常勤職員を確保・配置し、介護・福祉・保健に関する相談を住民が一体的に受けられるようにする。
- 5 専門職の確保については、地域包括支援センター職員として十分な資質を持った人材を雇用し、設置運営に関する基準を遵守していく。
- 6 新任職員については確実に業務の引継ぎをしていく。また、三職種の業務内容が確実に引継ぎできるよう職種ごとの業務マニュアルを作成し整備していく。
- 7 認知症地域支援推進員を配置し、市と連携協力し共同で認知症施策の推進を図り、チームオレンジの立ち上げ等に努める。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

- 1 日常的に職員間での情報共有と意見交換をしていく。
 - ・コンピューターソフトでの記録により、新規総合相談や各利用者の情報を共有し、把握する。
 - ・毎朝ミーティングを実施し、各職員の動きやケース状況等を共有する。
 - ・三職種が専門性と経験を活かしたピアスーパービジョンに努める。
- 2 三職種それぞれの専門性を尊重・理解し、役割分担をしていく。
 - ・月 1 回の職員会議を行い、様々な業務や企画等の検討の際には三職種それぞれの専門分野からの意見をふまえて茅ヶ崎市・法人の方針から逸脱していないかを確認し、決定する。
- 3 複合課題・多様化したケースについては、主担当者の他にも内容に応じて適切な専門職が助言やサポートできるよう、三職種の専門性を尊重したチームケア体制をつくり、より良い支援につながるよう努めていく。
- 4 各部会で収集した情報を、毎朝のミーティングや職員会議等で報告し、情報共有と制度等の理解を深める。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

- 1 自己研鑽や資格取得のための研修等へ積極的に参加していく。
 - ・茅ヶ崎市や茅ヶ崎市社会福祉協議会の講習会等の受講
 - ・神奈川県や神奈川県社会福祉協議会の講習会等の受講
 - ・福祉、介護の知識・資格取得のための研修等への受講や受験
 - ・現業に必要な研修は、出張として派遣していく
- 2 個々に今年度の重点テーマと目標を設定し、「個人研修計画」を作成し実行していく。
- 3 ピアスーパービジョンを活用し、相談業務・問題解決のスキルアップを図る。
- 4 令和5年度人材育成研修へ参加する。
 - ・多様な相談に応じるための知識向上に努める。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

- 1 地域の高齢者等が、住み慣れた地域でその人らしい生活が出来るよう、特に初期相談には真摯に対応する。又、相談については世代や対象を問わず、高齢者介護福祉・児童福祉・障がい者福祉・生活困窮・医療など困りごとを受け止め、確実に関係機関につないでいく。
- 2 初期相談については相談受付票を作成し、朝のミーティング時に報告し、職員間で共有し、支援の方向性を考えていく。
- 3 身近な相談窓口であることをさらに周知していく。(下記団体の会議等に参加し周知する。)
 - ・松浪地区民生委員児童委員協議会・松浪まちぢから協議会・自治会サロン等
 - ・松浪地区社会福祉協議会・福祉ふれあい祭り・ネットワーク交流会等

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

- 1 平成3年(1991)年の国連総会で採択された「高齢者のための国連原則(5つの原則=自立 参加 ケア 自己実現 尊厳)」の視点に立って、高齢者の特性を理解し、高齢者の人権を大切にされた相談対応をする。
- 2 権利擁護業務(高齢者虐待・成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止)は、高齢者が地域で安心して尊厳のある生活が行われるためであることを理解する。
- 3 高齢者虐待が疑われる事案はすみやかに基幹型包括センターへ相談・報告し連携し対応する。
- 4 認知症等で、判断能力の低下が疑われる場合は、日常生活自立支援事業や成年後

- 見制度の活用等を提案し、適切に介護サービス等が利用できるよう支援する。
- 5 消費者被害を防止するためリーフレット等を活用し、地域へ情報提供をしていく。
 - 6 高齢者以外の権利擁護についても、その人の権利が侵害されることが予想される場合は、速やかに関係機関と連携し対応する。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。(地域ケア会議を除く)

- 1 多職種連携研修会や関係機関が主催する研修会へ参加し、連携の構築を図る。
- 2 医療機関からの入退院の連絡が入った際には、すみやかに関係機関と連携し対応する。
- 3 心身の状態や生活環境などの変化に応じて、適切な支援やサービスを組み合わせて提供できるよう、継続的なケアマネジメントを行って行く。
- 4 介護支援専門員からの相談にはセンター内で共有し、検討する。また一緒に考える視点で連携する。
- 5 「ケアマネ座談会」を開催し、介護支援専門員のニーズに基づいてテーマを決め研修を行い、合わせて多様な関係機関との意見交換の場を設ける。
- 6 介護支援専門員を対象とした「事例検討会」を開催する。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

- 1 地域ケア会議は、支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための検討を多様な関係者で行うとともに、個別ケースの検討によって共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつける方法のひとつであることを理解する。
 - ・個別課題の解決を目的とした地域ケア会議を年1回以上開催する。
 - ・地域課題の解決やネットワークの構築等を目指した地域ケア会議を年1回開催する。
 - ・自立支援型地域ケア会議を基幹型包括と協働で開催する。
 - ・個人情報の取扱いについては、「茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について」にある個人情報の適切な取り扱いの方針に沿って行う。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください。

- 1 認知症の人が、できるかぎり住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、本人やその家族を支援する相談を行う。
また、職員は認知症の特性を知り理解を深めるよう研修等に参加する。
- 2 認知症地域支援推進員を配置し、市と連携協力し、認知症施策の推進を図るよう努める。
 - ① 認知症地域支援推進員連絡会への参加と協力。認知症施策に関する情報収集していき、地域の状態に合わせた提案ができるようにしていく。
 - ② 認知症初期集中支援チーム員会議への参加と協働。地域で抱える認知症の事例について学び、認知症の人への理解を深める。
 - ③ 認知症サポーター養成講座の開催、講座修了者とのネットワークを作り、チームオレンジ立ち上げに向けた取り組みを行う。

10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築について具体的な実施計画を記入してください。

- 1 松浪地区市民集会や松浪地区ふれあいネットワーク交流会などに参加し、地域課題の把握に努めていく。
- 2 松浪地区まちぢから協議会の運営委員として、地域の団体とのつながりを持ち、課題の把握や、解決のための協力をお願いしていく。
- 3 松浪地区福祉ふれあいまつりやサロン活動、地域の種々のイベントに積極的に参加し、顔の見える関係性を作っていく。
- 4 松浪地区社会福祉協議会、松浪ボランティアセンターや松浪地区民生委員児童委員、地域支え合い推進員等とケースの情報共有や対応について日々の業務の中で連携を図っていく。
- 5 医療機関からの退院支援の要請等があった場合は、関係機関と連携し迅速に対応する。
- 6 多職種連携研修会などに積極的に参加し連携していく。
- 7 行政の様々な関係部署と連携を図り、信頼関係の構築に努めて行く。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

- 1 令和5年度 茅ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針の12にあるとおり、「公益型な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- 2 事業所を紹介するときは複数の選択肢を提示し、本人・家族の意向により決定していく。
- 3 居宅介護支援事業所の紹介にあたっては、紹介理由を明確にし、全職員で確認できるように記録する。
- 4 事業所の情報を収集・整理し、偏りのない情報を提供していく。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

- 1 災害時は、法人の「非常時災害対応マニュアル」「緊急対応マニュアル」及び「茅ヶ崎市地域包括支援センター災害時の緊急対応フローチャート」に基づき行動していく。
- 2 職員の安全を確認した後、被害状況の把握に努め通信手段が断絶されている場合は、松浪コミュニティセンターMCA無線を利用し、高齢福祉課へ報告していく。
- 3 地区内の避難所は（緑が浜小学校、松浪小学校、汐見台小学校、松浪中学校）であることを確認していく。
- 4 避難行動要支援者チェックリスト作成業務を通して、要支援者の生活状況や災害時の避難行動の把握に努める。
- 5 緊急時には夜間及び休日でも法人作成の緊急連絡一覧により、職員への連絡が可能な体制としていく。
- 6 松浪コミュニティセンター職員と共に消火訓練や地震・津波訓練を行っていく。
- 7 風水害も含めた災害を想定し地域包括支援センターとしての役割を検討し、業務継続計画の作成をする。
- 8 夜間休日時は、高齢福祉課から管理責任者又は管理者へ連絡が取れるようにしていく。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

- 1 令和5年度茅ヶ崎市包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針の13にあるとおり、利用者や家族に必要な支援が継続できるよう以下の対策をしていく。
 - ・センター職員は感染防止を常に意識し行動していく。
 - ・手洗い、うがい、検温をする。
 - ・飛沫感染を防ぐため、センター内においてもマスクを着用する。
 - ・飛沫の防止のため、机にパーテーションを設置する。
 - ・机やロッカー等共有部分の消毒をする。
 - ・毎朝の朝礼時の申し送りや事例報告、日々の記録により利用者の情報を共有し、職員の体調不良時もすみやかに対応できるようにしていく。
- 2 センター主催の会議等は感染拡大防止を図りながら開催する。また場合によってはwebを利用した会議の開催もおこなっていく。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

- 1 令和5年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業 運営方針の12にあるとおり、センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用され、第三者に漏洩することがないように、情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意する。
- 2 当法人は個人情報保護規程を整備しており、「個人情報保護に対する基本方針」を事業所内に掲示している。
- 3 個人情報保護法、茅ヶ崎市個人情報保護条例等に従って個人情報保護マニュアルを整備しており、個人情報保護に努める。
- 4 虐待の通報は個人情報保護に抵触しないことを理解しておく。
- 5 個人情報保護についての研修を必ず年1回実施し、再確認していく。
- 6 パソコンはパスワードで保護し、個人情報のファイルは施錠できる書庫で保管する。
- 7 個人情報を含む紙文書はすべてシュレッダーで処分する。
- 8 個人情報の持ち出しについては、持ち出し簿で管理・返却の確認をしていく。
- 9 オンラインを利用した会議・研修では、個人が特定されないよう名簿や電話の会話に十分注意する。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

- 1 令和5年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業 運営方針の13にある通り、苦情・要望が出た場合は、真摯に受け止め組織として対応し、必要に応じ関係機関と連携していく。
- 2 当法人の苦情解決事業実施要綱および苦情解決マニュアルを整備し、全職員が遵守に努める。
- 3 苦情対応フローに沿って対応していく。

本人または家族等（利用者等）
直接口頭・投書等（電送、郵送等）・代理人等

受付



苦情対応者はすみやかに管理者へ報告



苦情解決責任者



本人または家族等（利用者等）へ口頭等による回答、法人本部・茅ヶ崎市高齢福祉課へ報告をする。

- 4 受け付けた苦情は苦情受付票に記録し、要望も含め記録し共有することでセンター職員の振り返りと再発の防止に努めていく。
- 5 苦情についてはすみやかに解決・改善方法を検討し、利用者および家族等に回答するとともに、法人本部・茅ヶ崎市高齢福祉課へ報告する

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。（地域活動充実事業を除く。）

- 1 地域住民に対し福祉・介護・保健の意識啓発やさざなみの周知・理解のため、広報誌 さざなみを発行し、自治会での回覧及び地域の各種団体や関係機関へ送付を行う。法人ホームページおよび松浪地区まちぢから協議会ホームページからも閲覧できるようにする。
- 2 松浪地区まちぢから協議会運営委員として、運営に協力する。
- 3 福祉ふれあいまつりへ参加し、センターの周知をしていく。
- 4 松浪地区ネットワーク交流会等地域行事へ参加し、ネットワークの構築 や地域課題の把握、地域への支援を行う。
- 5 地域サロンに出向き「虹だより」や「介護予防通信」等の啓発物を配布し、消費者被害防止や介護予防の周知・啓発をしていく。
- 6 認知症サポーター養成講座の依頼があった場合は、随時対応を検討していく。
- 7 地域住民や事業者に向けた「出前講座」や勉強会等を計画する。
- 8 家族介護教室を年1回開催する。

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

- 1 継続していた「さざなみラジオ体操」に、運動指導員を招いた年10回のイベント日を設け、健康増進と住民同士のふれあいと集いの場を提供していく。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- 1 対象者がその心身の状況、置かれている環境及びその他の状況に応じて、自身の選択に基づき、要介護状態になることをできる限り防ぐこと、要支援・要介護状態になっても悪化をできる限り防ぐことができるよう支援していく。
- 2 第1号訪問事業や第1号通所事業、一般介護予防事業（転倒予防教室や歌体操ねぼし）や地域のサロン活動を把握し、インフォーマルサービスを含めたサービス調整や情報提供に努める。
- 3 三職種のほかに介護支援専門員を雇用することで、三職種が包括的支援事業等中心に業務にあたることのできる体制をつくりながら、相互に協力して業務にあたる。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- 1 指定介護予防支援事業のために三職種以外に介護支援専門員を雇用している。
- 2 適切なアセスメントの実施により、介護予防・自立した生活を営めるよう目標設定をする。
- 3 適正化研修会や集団指導講習会等に参加した職員からの伝達研修などにより、介護保険制度の内容を理解し、よりよい支援が行えるよう研鑽していく。
- 4 介護予防プラン作成依頼には、利用者やその家族の意向や状況を鑑み、必要に応じて居宅介護支援事業所に委託の依頼をしていく。
- 5 介護事業所等の情報提供は公正中立の立場を守り、利用者や家族の意思で決定する。

令和5年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 社会福祉法人 慶寿会
代表者名 理事長 小笹 慶資

地域包括支援センター名	浜須賀地区地域包括支援センターあさひ
所在地	茅ヶ崎市旭が丘6-11
法人名	社会福祉法人 慶寿会
電話番号	0467(84)6383
FAX番号	0467(84)6384

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

法人運営の基本理念とする福祉サービス利用者の利益の保護と権利擁護を主眼とする地域福祉の実践に基づき、人々が住み慣れた地域で安心して継続した自立生活ができるよう、アウトリーチによる支援を今年度も取り組んでいく。

① チームオレンジ立ち上げに向けて認知症サポーターを養成する
市からの委託事業である認知症総合支援事業の具体的な取り組みとして、地域住民に対し認知症の理解と認知症サポーターが少ないことを受けて、地域団体や関係機関に働きかけ、認知症サポーター養成講座の開催を目指す。

② 防災・減災を通じて地域のネットワーク構築を図る
地域住民と医療・介護・福祉関係機関が災害時に連携を図れるよう、防災・減災をテーマとした地域ケア会議を今年度も開催する。

③ 業務継続計画（BCP）の策定
令和3年度介護報酬改定において、令和6年度より業務継続計画の策定が義務化された。感染症や自然災害が発生した場合であっても業務が継続できるよう、また、事業が中断しても可能な限り短い時間で復旧できるよう、平時から準備や検討しておくべきことなどを記載し令和5年度中に策定する。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

管理責任者（社会福祉士）を法人本部に配置

管理者（社会福祉士）1名

看護師（常勤職員）1名

主任介護支援専門員（常勤職員）1名

社会福祉士（常勤職員）1名

プランナー（非常勤）1名

事務員（非常勤）1名

うち、社会福祉士1名を認知症地域支援推進員とする。

上記専門職が実施するコミュニティーソーシャルワークは、高い専門性と継続的視点に基づいて行われる必要があるため、法人運営事業内での異動は極力避ける配慮をしている。業務全般は管理責任者への報告・連絡・相談を逐次行いながら、月1回の職員会議の場でも情報共有及び意見交換を行う中で方針決定している。

法人本部は地域包括支援センター運営事業固有の課題について、包括事業所の横断的な話し合いを定期的（概ね3か月に1度程度）に持ち、バックアップ体制を構築している。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

看護師は保健医療に関する予防事業、社会福祉士はソーシャルワーク（権利擁護、成年後見制度、消費者被害対策等）、主任介護支援専門員は包括的・継続的ケアマネジメントを主な業務とし、それぞれの専門職が縦割り業務を行うのではなく、情報の共有や相互の助言等を通じ、常に連携し対応していく。具体的には朝、夕の申し送り等で情報共有を図り、特に困難な事例については複数人で対応する等「チームマネジメント」で強みを発揮する。

認知症地域支援推進員が「チームオレンジ」の中心的役割を担えるように、介護・医療・福祉の専門機関とのネットワーク構築強化については主任介護支援専門員が主に担当する。また、認知症当事者や家族の相談援助や認知症サポーター養成講座で講話の実施等を看護師が主に担当する等、三職種間で連携を図る。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

クライアントの様々な相談に応じて、適切な相談援助を進めるにあたり、地域包括支援センター職員として備えるべき資質の向上を図り、成長を促していく。

法人が実施する『人事考課制度』による面談を通じて、ヒューマンスキル（基礎的人間力・社会力）の向上はもちろんのこと、各自が設定した重点課題目標に到達できるようスーパービジョンを行っていく。この面談では、一次及び二次考課者より客観的な評価を示すことにより、自身の“強み”“弱み”を知る「自己覚知」を進めることを目的とする。また資質向上のために役立つ研修参加等に、自発的及び管理者等からの推薦により積極的に受講できるよう、環境面を法人がバックアップする。具体的には認知症（疾患や施策等）や相談援助、権利擁護（消費者被害や成年後見制度等）、ケアマネジメント関連については法人の居宅介護支援事業所と年に数回程度実施する等、地域包括支援センター職員として必須の能力向上はもとより、一見、関連性が薄いと感じられるテーマについても積極的に取り組んで行く。

マネジメントスキル（管理職研修）や一般教養の能力開発を目的としたテーマ等にも積極的に取り組んでいく。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

総合相談については虐待・権利擁護・介護・医療・年金・各種サービス等についての多様な相談が想定されるが、課題が停滞、悪化しないよう迅速な対応を行う。近年増加する自殺、年齢層が広がる鬱、高齢者の孤立（死）、子どものいじめ、不登校、振り込め詐欺等の関連諸課題の初期相談についてもクライアントを限定することなく、ワンストップサービスを意識し適宜必要な対応を行った上で関係機関との連携、橋渡しをする。

総合相談内容の傾向分析に基づき、『あさひ通信』では介護予防普及啓発の一環として健康コラムや振り込め詐欺等に関する注意喚起、社会資源の紹介等を掲載することで、課題解決に有用な情報提供を図っていく。また、幅広い世代からより多くの相談が寄せられるよう、センターの周知を兼ねて活動報告も掲載する。

重層的体制整備事業の相談支援として、関係機関や住民団体等へアウトリーチの手法を用いて高齢者のみならず地域住民全般のニーズを把握する。具体的には地区社会福祉協議会役員会やネットワーク会議等の参加、日常的な相談内容、地域ケア会議による個別課題や地域課題の検討、介護予防ケアマネジメントや介護予防事業の取り組み等を行う。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

高齢者虐待、DV 被害、児童虐待、「8050」といった複合課題における権利侵害への対応としては地域住民、民生委員、医療機関、介護事業所等からの協力を得て早期発見に努める。茅ヶ崎市虐待対応フローチャート等を活用し、市や関係機関への連絡を速やかに行う。また、社会福祉士部会の勉強会、研修会を通じて知識を深める。

一人暮らしや認知症高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺について、茅ヶ崎市消費生活センターや関係機関と連携を図る。また、サロン等に出向き、対応策や被害の傾向について啓発を行う。

後見制度関連の相談に対しては、茅ヶ崎市社会福祉協議会日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業等の紹介や、今年度から創設される中核機関と連携し対応する。

今年度より法人で虐待防止検討委員会を設置し、定期的な協議や職員研修等を実施する。

これらの業務は主に社会福祉士が行い、看護師と主任介護支援専門員が補助を行う。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の日常的個別指導や相談、支援困難事例等への助言をし、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、医療機関、サービス事業者、地域の関係機関等の多職種が連携しネットワークを形成できるように包括的後方支援を行う。具体的には年3回、同じエリア（市東南部）の地域包括支援センターと共催でケアマネ座談会の実施。

主任介護支援専門員部会の事業として7月頃に親睦会の開催を担当する。また、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と地域包括支援センターの主任介護支援専門員がスキルアップを図る目的で11月頃に事例検討会を予定している。

介護支援専門員より相談を受けた事例で早急に協議の必要があるものについては、主任介護支援専門員を中心に日々の申し送りや職員会議等を活用し、都度検討していく。

この業務は主に主任介護支援専門員が行い、社会福祉士、看護師が補助にあたる。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

個別課題解決機能を目的とした会議の開催については、センター内で関わりのある処遇困難な事例または、地域の介護支援専門員より相談を受けたケースを題材として包括的・継続的ケアマネジメント支援業務と関連付けて取り組んでいく。

地域課題発見機能、地域包括支援ネットワーク構築機能、資源開発機能を目的とした会議については、「コーディネーター配置事業」また「重層的支援体制整備事業」における相談対応を踏まえた上で地域の実情に合わせて検討していく。今年度も引き続き、地域住民と介護事業所や介護支援専門員が連携してどのように防災活動を進めるかをテーマとした地域ケア会議を開催する。

地域ケア会議は、「茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について」に基づき4つの機能を網羅した内容とし、年に2回程度開催する。

9 認知症に関する取り組みについて具体的な実施計画を記入してください。

市の認知症施策（認知症初期集中支援チーム員会議、認知症施策検討会、ちがさきオレンジDay等）の出席や開催についての連携、協力を図る。

認知症地域支援推進員は、認知症支援推進員連絡会への出席等を通して、認知症施策についての共有や具体的な地域での活動を検討していく。

上記における施策の一環として浜須賀地区の介護、福祉事業所や飲食店等と協働し認知症カフェの定期開催を継続する。今年度は、認知症当事者や家族のニーズを把握し、チームオレンジのサポーターや市社協、関係機関と連携の上、認知症当事者が活動できるよう取り組む。また、認知症サポーターの養成を重点的に行う。具体的には、新任の民生委員児童委員を対象に講座の実施や、講座の案内チラシを作成し地区の回覧へ掲載して広く周知、まちのちから協議会の運営委員会等でPRを行う。

10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築について具体的な実施計画を記入してください。

地域課題の把握の方法としてソーシャルワークの原則であるアウトリーチを基本に、地域に出向き、地域住民、自治会、民生委員、医療機関、介護保険事業者、ボランティア組織、市社協、地区社協、行政機関等と常に連携を図り、密に情報収集を行う。また、地域診断データや市からの統計データ、センターで対応した相談実績をもとに分析を行う。課題の解決に向けては地域ケア会議等で検討していく。

『茅ヶ崎市高齢者福祉計画』・『第8期介護保険事業計画』、『ちがさきの地域福祉プラン』等の行政計画の理解を進めると同時に、引き続き地域の協議体への出席（参画）や地域役員等との関係強化に努めることで地域課題を把握していく。

市レベルの課題と考えられるものについては、地域ケア会議の報告書等で基幹型

地域包括支援センターや関係課へ意見具申していく。

ネットワーク構築については、地域ケア会議の開催や地域の行事や集会、関係機関が行う会議等に出席し顔の見える関係づくりを継続していく。また、あさひ通信等の配布もネットワークづくりの一環として捉え、地域包括支援センターの周知も兼ねて継続する。

昨年度より実施しているあさひカフェにおいて、認知症当事者や家族との関わりを通して地域課題の把握に努めている。

1.1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

もとより社会福祉法人の運営は、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保にあり、利益を主導とする考えをもたないことにある。また、同時に地域包括支援センターの運営は市の委託事業で法のもと明確なコンプライアンスが求められる。これを対外的に明確にするため、当該センターはサービス事業者とは区画された場所で業務を行い、適正なケアマネジメントを実施する。委託にかかる契約に際しては、利用者による選択を原則とし、限定された事業者に偏らない方法を取る。積極的な情報開示に努め、その根拠となることについては説明責任（アカウントビリティ）を誠実に実施する。（「コンプライアンス」を単なる「遵法精神」のみと捉えず、社会のあらゆる要請に適合する姿勢を示すことと理解する。）

居宅介護支援事業所の紹介においては、紹介実績一覧、委託契約先一覧表にてその偏りを管理する。データを可視化することで職員の中立公正に対する意識を高めていく。また、利用者、家族の意向を尊重し適正なケアマネジメントを実施する上で、市内の最新情報や社会資源情報をインターネット等で把握し、必要に応じてリスト化することで情報の比較ができるよう配慮する。

1.2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

浜須賀地区は海岸に面しており、津波の被害が想定されるが、特徴として高層ビルが少なく、小高い丘も無く、避難することが極めて困難である。地震等の災害時には浜須賀地区地域包括支援センターあさひ防災マニュアル（災害時の緊急時対応フローチャート）に基づき行動をする。また、まちのちから協議会が主催する避難訓練、防災訓練に定期的に参加する。

今年度もセンターで関わりがあり、災害時に安否確認などを優先的に行う必要がある要支援、要援護者リストの管理を継続する。また、防災マニュアルやタイムラインを確認し、センター職員を対象とした訓練を実施する。

尚、大規模災害時には職員も被災者になる可能性が大いにあるので自身の安全確保を第一に、安全が確保され次第、自治会や地域住民等との連携を図っていく。

緊急時の連絡体制については、職員に支給されている携帯電話の活用、大切な情報収集の手段は「防災ラジオ」、市メール配信サービス登録を職員個々が行う等、平時からの意識啓発を図っていく。

「地域包括支援センターにおける災害時ガイドライン」における、BCP（業務継続計画）作成を行う。

1.3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

「安全で安心な社会生活を継続する上で欠くことのできない事業」（エッセンシャルワーカー）であることを自覚し、徹底した感染症（予防）対策と事業継続を図っていく。基本方針は訪問時等「標準予防策（スタンダードプリコーション）」に準拠しアルコールによる手指消毒や、緊急対応の際は予防具の着用を行い、利用者対応にあたる。また、事業所内でも各種感染症対策において共通する事柄（手洗い・うがいの励行等）をまずはしっかりと実施する。教室やセミナーの実施時においても、感染症対策を講じ、参加者の定員調整や連絡先の確認、講演中の換気等を行う。

「新型コロナウイルス感染症」については、これまでに培った経験とノウハウに基づき、気を緩めることなくあらゆる手段を講じていく。「3密回避」「ソーシャルディスタンスの確保」の原則に則り、業務時間内のマスク着用、事務所内の間仕切り、定期的な換気、物品の消毒、分散業務（休憩）、相談者へ感染対策協力依頼、訪問時の「アルコール」持参による対策等を行っている。

法人では独自の「新型コロナウイルス感染症フローチャート」を定め、職員の行動の指針として整備している。発熱時の検査実施の有無や体調管理期間の設定については、個別に法人本部と相談する体制としており、国の感染対策に準じて適宜見直しを行っていく。

「新型コロナウイルス」以外の感染症にも一定の配慮を忘れないようにする。

1.4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

当法人の職務に就く者の多くは、専門職として守秘義務規定に基づく有資格者であり、個人情報の取り扱いについては遵守するものであるが、更に、茅ヶ崎市個人情報保護条例及び法人個人情報保護規定に基づいた業務の徹底に努めている。新人（新任）者にはオリエンテーション時、現任者には規定類の更新時やその都度確認するよう励行している。個人情報記録に関しても細心の注意を図り、施錠管理をし、電子記録に関してもウイルスや盗難対策を万全に行う。令和3年11月からは警備保障会社との契約締結を行い、外部からの侵入による漏洩防止の強化を図っており継続していく。

個人情報ファイルの取り扱い管理については、その必要性を認識し、所外への持ち

出し・持ち帰り、市関係書類の提出について日報で管理している。

平成 18 年 4 月施行の個人情報保護法（その後の法改正を含む）を機に、法人各施設の目に付く場所に個人情報保護法（主要条文）と各施設の規定を掲示し、利用者・家族等への意識付けに努めている。

Web を活用した会議、研修受講においては電話等の音漏れや個人が特定されるファイルや書類等が映り込まないように細心の注意を払う。

法人の研修の一環として個人情報、プライバシーの講義があり今年度も実施を予定している。また、センター内外の研修等を通じて周知徹底を図っていく。

1.5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

苦情は様々な方法で寄せられ、申立者の表情や微妙なニュアンスの全てを感じ取ることが難しい場合もある。まずは先入観を持たず、冷静に受け止め、その上で適切に回答するようにする。ネガティブにばかり捉えず（見方を変えれば助言であり、励ましや期待感である）あらゆる意見を幅広く受け入れる、謙虚な姿勢で向き合うことが満足度の高い支援に繋がるものとする。その言動の背景にある「困りごと」にきちんと焦点を当て、その部分の解消にも配慮する。「伝えて良かった」と感じてもらえる対応を心掛ける。対応した苦情については所内で共有し、方法の妥当性や課題の振り返りを行う。再発防止策については行動レベルに具体化する。

その際には『苦情対応マニュアル』を活用し、職員の違いによるばらつきが、より小さくなるようにする。『事故報告書』（『ヒヤリハット報告書』含む）を作成し、苦情の大小に関わらず管理責任者（法人本部）・管理者・基幹型地域包括支援センター等と適切な連携（報告・連絡・相談）を図り、円滑な解決を図っていく。

過度な期待感から生じる苦情（カスタマーハラスメント）が増加していることを踏まえ、ケースや研修を通じて対応方法を学び、職員会議等で共有する。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。(地域活動充実事業を除く。)

- ①地域住民、介護事業所に対し医療・介護・福祉に関する情報提供やセンターの周知
- ・あさひ通信、介護予防通信、消費者被害等に関する啓発チラシの配布。
 - ・子ども食堂、市民活動団体等と連携し、地域包括支援センターの周知を行う。
 - ・ホームページの更新、身近な相談機関としての周知(事業所の外にベンチや看板・パネル設置、掲示板に広報誌を掲載、車いすの貸し出し等)。
- ②地域団体活動支援、連携強化
- ・地域のサロンに参加や講話の実施を通じて活動の推進に協力する。また、関係機関の会議、行事等に参加することにより連携強化を図る。
- ③介護予防に対する取り組み
- ・家族介護教室の開催。
 - ・サロンで健康体操や口腔体操、コグニサイズ等の実施または外部機関への協力依頼、連携。
- ④事例検討会の実施
- ・困難事例への対応や重層的支援体制整備事業を踏まえ、高齢者のみならず幅広い世代からの相談に対応できるよう、事業所内で開催する。
- ⑤重層的支援体制整備事業の相談支援
- ・世代を問わない相談の受け止めの具体例として、子育て中の親子を対象としたママヨガエアロビクス、子どもリトミックの実施。
- 尚、新型コロナウイルス感染状況によっては、各事業の実施が延期または中止となることもあり。

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

地域診断結果により、医療機関との関わりや生活支援について地区ごとに特徴があることがわかった。また、地域の会議に参加することで「サロン等の居場所が少ない(特に鉄砲道より南側)」等の課題を確認できた。以上を踏まえ、昨年度より実施している認知症総合支援事業の具体的取り組みである認知症カフェを居場所づくりの一環として継続していく。

予算については、カフェの会場費(一部参加費として参加者より徴収)、備品の購入費、広報代、ボランティア行事用保険代等に充てる。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

茅ヶ崎市総合計画及び茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念に則り、地域の要支援及び事業対象者に自立支援を目的として状況に応じて適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう三職種が相互に連携してケアマネジメントの実施にあたる。ケアプラン立案に際しては、利用者がより自立して地域の中で役割をもって生活できるよう「心身機能」「活動」「参加」にバランス良くアプローチしていく。

この業務の担い手としてプランナー1名（非常勤）を継続的に配置。これらの人員拡充を受け、包括的支援事業と適切なバランスを保ちながら、効果的に行う。

事業対象者の把握については、高齢者が集うサロンや地域のイベントに出向き相談を受けた際や支援が必要であると判断した場合、また、二次予防事業でこれまで関わりのある高齢者にアプローチを行い、それぞれ基本チェックリストを実施する。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を基に実務の遂行にあたる。

ケアプランは自立に向けた目標指向型となるよう常に意識している。要支援者の担当に関しては明確に基準を定めてはいないが、支援にあたり専門性を効果的に発揮できるよう、事業所内で話し合いの上決めている。新人職員に対しては管理者がケアプランをチェックし、相談やアセスメント訪問の際は三職種それぞれと同行する体制をとっている。

この業務の担い手としてプランナー1名（非常勤）を継続的に配置する。

令和5年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 社会福祉法人 麗寿会
代表者名 大屋敷 幸志

地域包括支援センター名	小出地区地域包括支援センターわかば
所在地	茅ヶ崎市芹沢 846-3
法人名	社会福祉法人 麗寿会
電話番号	0467-33-5410
FAX番号	0467-33-5411

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

<ul style="list-style-type: none"> ● 「第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「令和5年度茅ヶ崎市委託型地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針」「令和5年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業 運営方針」に則した事業展開を基本方針とし、小出地区における更なる地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。 ● 認知症地域支援推進員を中心に、チームオレンジの立ち上げを意識して、地域の関係者と認知症に関する地域課題を共有していきます。認知症当事者の方やご家族を地域で支える為、誰もが参加、交流できるサロンを地区社協と共催し、サロンでの相談支援体制の強化を図ります。 ● 認知症地域支援推進員を中心に、民生委員児童委員協議会やボランティアセンター、地域の自治会や老人会で、認知症に関する講座を開催し、認知症予防や認知症への理解を深める活動を行います。 ● 「令和5年度茅ヶ崎市個別避難計画チェックリスト作成事業」をベースに、令和4年度に開催した地域ケア会議の成果を踏まえて、民生委員、自治会、防災組織等が地区ごとに避難行動要支援者名簿対象者への災害時の支援方法を協議できる機会をつくります。
--

- 所属するまちぢから協議会社会福祉部会が取り組んでいる、小出地区の移動支援問題について、地域包括支援センターの専門性を活かした提案を行い、医療機関や福祉施設と地域との連携強化に努めることで、移動支援対策の推進に協力します。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、隣接する藤沢市も含めた医療機関、介護施設・介護保険事業所との連携を強化します。
- 小出地区全体のイベントや小出コミュニティセンター、老人憩の家皆楽荘、各自治会集会所でのサロンやイベントに出向き、身近な相談窓口としての地域包括支援センターの周知と顔の見える関係を構築します。
- 『わかば通信』の発行により、地域包括支援センターの活動の周知や、介護、福祉、予防に関する啓発活動を継続します。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

- 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。
- 地域共生社会の実現を目指し、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する事を目的とし、経験豊かで、地域住民の方々との信頼関係を構築できる人材を継続的に雇用配置します。地域包括支援センター職員配置については、国及び茅ヶ崎市が示す地域包括支援センターの設置運営に関する基準を遵守し、保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員の資格を有する専従の職員各1名以上配置します。その中の1名は管理責任者といたします。管理責任者を含む4名以上の職員を常勤として配置します。
- 職員の内、認知症施策の推進を図るため、認知症地域支援推進員を配置します。
- 管理責任者は、各専門職が期待された役割を果たせるように、目標の共有、課題認識の共有、事業計画の策定と進行管理などを通して必要な支援や管理を行います。
- 毎朝の朝礼時のミーティングにおいて、記録システムを基盤に個別ケースの情報、地域の情報を地域包括支援センター内で共有する事で、担当者不在時も相談対応できる体制を保持します。
- 地域包括支援センターが閉所している夜間や日曜・祝日等に関しては、茅ヶ崎市高齢者いつでもあんしん電話（高齢者安心電話相談事業）と連携して対応を行います。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

- 地域包括支援センターの業務は、介護予防ケアマネジメント業務については保健師、相談支援業務及び権利擁護業務については社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント業務については主任介護支援専門員が主として担当することになります。何れの業務についても、主たる担当職種のみで行うのではなく、各職種が自職種の専門性を生かしながら、地域包括支援センターの業務全体を十分理解し、相互に連携・協働しながら、チームとして実施できるようにします。
- 三職種の専門性を発揮できるよう、チームとしての活動を意識しながら、コミュニケーションを密に行い、互いをコンサルテーション出来る関係性を構築します。
- 三職種の内 1 名を認知症地域支援推進員とし、認知症に関する取り組みを実施します。推進員以外の専門職も協力し合い認知症初期集中チーム員会議やチームオレンジ立ち上げ準備に携わっていきます。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

- 地域包括支援センターとしては、高齢福祉課の人材育成研修や、県の地域包括支援センター職員研修、茅ヶ崎市保健所主催の研修、認知症地域支援推進員研修への積極的な参加を奨励し、業務を調整します。
- 職員ごとに目標に沿った研修計画を立て、自己研鑽を行います。
- 社会福祉法人麗寿会の法人内の研修センター事業に基づいて実施されている研修を積極的に受講します。特に法人の研修センター事業内の『相談員・ケアマネジメント部会』では、主任介護支援専門員を中心に、法人内の居宅支援専門員のスキルアップを目指しつつ、自身の主任介護支援専門員としてのスキルアップの機会とします。
- ふれあいグループが年2回開催している実践発表会では、各事業所の成果を発表、聴講する機会を確保し、客観的な事業評価や研究発表のスキル向上の機会とします。
- 個人の業務に関するフォロー体制として、半年に1回個別面談の機会を設け、各職員に対して、管理責任者からの業務評価を実施し、個別の業務達成度合いや今後の業務計画などについて、コンサルテーションを受ける機会を設けます。
- 実習生の受入れを積極的に行い、指導者としてのスキル向上を目指します。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

- 地域の高齢者等が、小出地区で安心してその人らしい生活を継続していく事ができるように努めます。
- 地域住民が安心して相談して頂けるように、プライバシーの保護が出来る環境を整えています。具体的には、ガラス扉でも外からの視界を遮断できるようにシールを貼り、室内は透けにくい衝立とホワイトボードで事務所スペースと仕切っています。更に込み入った内容の相談の場合は、2階の会議室で相談を受けます。
- 反対に、屋外にベンチ、入り口付近にソファを設置し、気軽に来所できるスペースも確保しています。
- 相談業務経験の豊富な職員を配置します。
- 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず、ワンストップの地域の相談窓口として相談を受け止め、関係機関との連携、協働による世帯全体への支援を行います。
- わかば通信の発行や、自治会館や集会所、小出コミュニティセンター、老人憩の家皆楽荘で開催されるサロンやイベント、歌体操ねぼしをはじめとする一般介護予防事業へ積極的に参加する事で、地域の相談窓口として住民への周知を図ります。
- 外出困難な相談者へは、自宅などに訪問して相談にあたります。
- 地区内の医療機関の医療職、相談員との連携を推進し、医療からの切れ目のない支援を目指します。更に市境区域である特性を活かし、市外の医療機関への地域包括支援センターの周知、連携促進に努めます。
- 17の自治会、地区社会福祉協議会、まちぢから協議会、ボランティアセンター、民生委員児童委員協議会、介護保険事業所との連携を推進し、『困ったらわかばへ』が地域に浸透するように努めます。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

- 権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者等の住民が、地域で安心して尊厳のある生活を行う事ができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行います。事業内容として、高齢者等の虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援を行います。また、地域住民や関係団体、関係事業所に対して、被害の予防及び早期発見の為の知識の向上を図り、地域の早期発見、見守りネットワーク構築を推進します。
- 虐待については、属性や世代に関わらず、虐待の予防及び早期発見に努めます。虐待が疑われるケースの情報提供を受けた場合は、その程度に関わらず、迅速な情報収集に努め、関係機関へ報告します。関係者による会議の開催に協力し、役割分担や対応を検討し、具体的な支援を行政機関や関係事業所と協働で行います。
- 消費者被害の防止及び対応については、小出地区においても、消費者被害が発生し

ていることから、自治会館や集会所、小出コミュニティセンター、老人憩の家皆楽荘で開催されるサロンやイベント、教室へ出向き、消費者被害防止のための広報・周知活動を行います。茅ヶ崎警察署や小出駐在所、消費生活センターとも連携して被害防止に努めます。

●判断能力を欠く状況にある人への支援については、財産管理や身上監護についての法律行為の実施時に、その方の意思を尊重し、権利と財産を保護します。成年後見制度については、令和5年度より開設する茅ヶ崎市成年後見支援センター、日常生活自立支援事業については茅ヶ崎市社会福祉協議会との連携・協力を図っていきます。又、家族信託や相続、エンディングノート等の関連する知識を理解し、専門機関との連携を図り、幅広い相談支援を行います。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

●地域の高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らす事ができるよう、個々の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを、介護支援専門員が実践する事ができるように、地域の基盤を整えると共に、個々の介護支援専門員に対するサポートを行います。

●地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、小出地区独自のインフォーマルサービスの立ち上げや運営に協力し、地域の資源の周知、活用の為の介護支援専門員を対象とした勉強会を開催します。

●地域の介護支援専門員が処遇困難ケースに直面した時に、いつでも気軽に立ち寄り相談できる体制を構築します。人材育成研修等を活用して、地域包括支援センター職員の指導力の向上に努めます。

●地域の介護支援専門員に、地域ケア会議、チームオレンジ活動、認知症初期集中チーム会議などへの参加を促し、介護支援専門員のケアマネジメントの実践力向上、介護支援専門員同士のネットワークの構築を図ります。

●地域包括支援センター主任介護支援専門員部会において企画した、湘北地区地域包括支援センターあかねとの合同事例検討会を年1回以上開催するなど、介護支援専門員のスキルアップと、介護支援専門員間の連携強化を図ります。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

- 「茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について」に基づき、地区別地域ケア会議を年に2回以上開催します。
- 「令和5年度茅ヶ崎市個別避難計画チェックリスト作成事業」をベースに、令和4年度に開催した地域ケア会議の成果を踏まえて、民生委員、自治会、防災組織等が地区ごとに避難行動要支援者名簿対象者への災害時の支援方法を協議できる機会として、令和5年度の地域ケア会議を開催します。
- 個別事例においては、専門職や地域住民の参加を働きかけ、「ネットワーク構築」「地域課題発見」「地域づくり、資源開発」機能の地域ケア会議の開催を検討していきます。地域ケア会議を通して、地域共生社会や地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- ボランティアセンター会議、ネットワーク会議及び小出まちぢから協議会社会福祉部会への参加を継続し、地域の課題を地域ケア会議で解決していく手法が、地域で浸透していくように働きかけます。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください

- 認知症の人及びその家族の意向の尊重を前提に、認知症の人やその家族が気軽に相談できる体制を構築します。小出地区の認知症理解の促進を図ると共に、予防と共生を車の両輪とした認知症施策の推進を図ります。
- 職員の内、認知症施策の推進を図るため、認知症地域支援推進員を配置します。今年度は認知症ケア専門士を認知症地域支援推進員とします。
- H25年の開所以来継続している、県立茅ヶ崎北陵高校1学年の家庭科の授業として、1クラスごとの認知症サポーター養成講座を継続します。
- 小出小学校、北陽中学校での認知症サポーター養成講座について引き続き学校と協議します。
- 民生委員児童委員協議会で認知症サポーター養成講座を開催し、ステップアップ講座への参加を奨励します。
- ネットワーク会議の参加者であるボランティアセンターのコーディネーター及びサポーターへの認知症サポーター養成講座開催を働きかけます。
- 住民向けの認知症サポーター養成講座開催について、各自治会と協議します。
- 地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、まちぢから協議会と協力して、自治会館・集会所単位でのコグニサイズ教室の普及を推進します。
- 認知症地域支援推進員を中心に、チームオレンジの立ち上げを意識して、地域の関係者と認知症に関する地域課題を共有していきます。認知症当事者の方やご家族を地域で支える為、誰もが参加、交流できるサロンを社会福祉協議会と共催し、サロンでの相談支援体制の強化を図ります。

1 0 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築について具体的な実施計画を記入してください。

●地域課題の把握については、以下の方法で実施します。①民生委員児童委員協議会、ボランティアセンター会議、ネットワーク会議、まちぢから協議会などの関係団体の会議への参加し、地域課題の把握に努めます。②市内に限らず近隣の医療機関や福祉施設との連携を深め、タイムリーに情報が得られる関係構築に努めます。③地区内で開催される老人会やサロン、一般介護予防事業に参加し、住民との顔の見える関係性を築き、声を拾いやすい関係性を構築します。④介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援を通して、個別課題から地域課題として捉える視点を持てるように、職員のスキルアップに努めます。

●地域課題の解決方法としては以下の方法で実施します。①民生委員児童委員協議会定例会、ネットワーク会議、まちぢから協議会福祉部会へ参加し、相談支援機関としての助言や提案を継続します。②医療機関や福祉施設、介護サービス事業所と地域との連携を強化し、地域課題解決方法を模索する仕組みづくりにつなげます。③サロンの参加や、介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援を通して把握した地域課題を、地域の関係機関と共有し、タイムリーに地域ケア会議に繋げていく手法を繰り返し、地域ケア会議の浸透を図ります。

●地域のネットワーク構築については、地域の介護保険事業所や福祉施設、医療機関地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティアセンター、まちぢから協議会などの関係機関や地域住民との連携を図り、信頼関係を築きます。今年度より民生委員児童委員協議会の定例会に毎回出席し、連携強化を図ります。又、地域との連携に際しては、センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員がそれぞれに専門職としての見解から発言し、センター内及びセンター相互において理念や方針を確認した上で、チームとして地域のネットワークづくりに取り組みます。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

●茅ヶ崎市の介護保険制度をはじめとする、介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

●地域包括支援センターの運営費用が国・地方自治体の公費や市民の介護保険料によってその運営費用を賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。

●地域住民の利益を第一に、公正・中立な立場で、サービス調整を行います。市境域の特性を生かし、茅ヶ崎市だけでなく、藤沢市の事業所も含めて複数の事業所を提案し、利用者の自己決定を推進します。

●地域ケア会議の参加者選定や、サロンや自治会活動への協力目的の事業所紹介についても、公正・中立的な立場で事業所を紹介します。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

- 小出地区は小出小学校と北陽中学校が避難場所となっており、神奈川県立里山公園が広域避難場所として指定されています。小出地区は寒川町と藤沢市と隣接しており、災害時には隣接市町村と連携して対応していきます。
- 災害時は、災害時対応ガイドライン及び地域包括支援センターのBCPに基づき、地域包括支援センター及び法人全体の緊急連絡網を活用して、出勤可能な職員を確認し、避難行動要支援者名簿登録者や支援が必要な人や世帯に対して、行政や自治会、民生委員児童委員と連携して安否確認を行います。
- 避難生活が長期化した場合には、高齢者、障がい者の心身の健康管理、二次的健康被害の予防、こころのケア、介護、生活上の問題などの相談に三職種が連携して専門的見地から支援を行います。
- 災害時要援護者支援制度から避難行動要支援者制度へと改正され、地域包括支援センターとしての役割についても制度の中に組み込まれています。土砂災害区域が多い小出地区の地域特性を踏まえ、地域包括支援センターとして災害時の安否確認の方法や個人情報保護法を踏まえた名簿の保管について茅ヶ崎市と共に検討していきます。更に、各地で被害があった水害を参考に、地域包括支援センターとして日頃からできる自助としての災害への心構えなどの啓発に努めます。
- 「令和5年度茅ヶ崎市個別避難計画チェックリスト作成事業」を実施します。
- 「令和5年度茅ヶ崎市個別避難計画チェックリスト作成事業」をベースに、令和4年度に開催した地域ケア会議の成果を踏まえて、民生委員、自治会、防災組織等が地区ごとに避難行動要支援者名簿対象者への災害時の支援方法を協議できる機会をつくります。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

- 国の方針を踏まえ、感染対策については適宜、適切な対応を行います。
- 職員は出勤前に自宅で検温し、発熱時は出勤を見合わせ、管理責任者に報告し指示を仰ぎます。
- 出勤時や、訪問からの帰社時は手洗い・うがい・消毒を徹底します。
- 来所者にも検温・消毒を促します。
- 食事以外は常時マスクを装着します。
- 事務所は、適宜換気をします。
- 3階建てのメリットを活かし、同じ空間で食事を摂らないように心掛けます。
- 今後も感染状況に応じ、各職員の机の間及び面接机では職員と相談者の間に、飛散防止ボードを設置します。
- 新型コロナウイルスに限らず、様々な感染症の情報収集に努め、感染状況に応じた感染予防策を実施します。

1.4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

- 地域包括支援センターが有する地域住民の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、第三者に漏洩することのないように、情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意します。
- 事業の実施にあたっては、個人情報保護法、介護保険法の秘密保持義務及び茅ヶ崎市個人情報保護条例、社会福祉法人麗寿会の個人情報保護規定その他関係法令を遵守します。
- 保存文章については制度に従い、施錠可能な環境で5年間保存します。
- 個人が特定される情報が記載されている文書については、メモ類に関しても、全てシュレッダーによる裁断後に処分します。
- 訪問やサービス担当者会議で個人ファイルを持ち出す際は、『個人情報持ち出しファイル』に記載し、返却時にサインをします。
- 予防プランシステム等については、パスワードによる保護、セキュリティシステムを構築しています。その他のケースファイル、関係書類等全ての個人情報保護も含めて、施錠管理による厳重な個人情報保護に努めています。
- 建物に関しては、玄関は2重ロックになっており、道路面は自動扉のカギとシャッターのカギと2重構造になっています。

1.5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

- 利用者及び地域からの苦情に対しては、地域包括支援センター内では管理責任者を苦情相談窓口とし、全職員が速やかに、誠実に対応できるようにします。
- 苦情・要望等が出た場合は、真摯に受け止め組織として対応し、必要に応じ関係機関と連携します。苦情・要望等は記録の上職員間で共有し、市に連絡すべき案件は速やかに連絡します。
- 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント A 契約者に対しては、重要事項説明書でセンターの苦情相談窓口、市の苦情相談窓口、国保連合会の苦情相談窓口を周知します。
- 社会福祉法人麗寿会の「苦情解決に関する要綱」をベースに、利用者、ご家族等の意思及び人格を尊重し、苦情の処理に携わる関係者が、利用者等のプライバシー保護に十分配慮し、ご本人の立場に立った対応を心がけます。
- 法人内で基本的な接遇マナーに関する研修を繰り返し開催しているので、積極的に参加します。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。(地域活動充実事業を除く。)

- 県立茅ヶ崎北陵高校の1学年を対象に認知症サポーター養成講座を開催します。
- 10年継続している県立茅ヶ崎北陵高校での認知症サポーター養成講座の経験を活かし、小出小学校、北陽中学校での認知症サポーター養成講座開催に向けて働きかけます。
- 地区社会福祉協議会主催の「おしゃべりいろは」について、民生委員児童委員協議会と共に協力機関として、チームオレンジの立ち上げを意識して運営に携わります。具体的には、地域包括支援センター職員による出張相談コーナーを設ける他、コグニサイズの推進を図ります。
- 小出地区内4会場で開催されている一般介護予防事業歌体操「ねぼし」に、各会場、月1回を目標に参加し、地域の介護予防事業を推進します。
- 自治会や老人会主催のイベントや会議への参加依頼に積極的に応じ、チームオレンジの立ち上げを意識して、認知症サポーター養成講座のみならず、認知症に関する講座を重点的に行います。
- 所属するまちぢから協議会社会福祉部会員として、地域課題である移動支援に対する具体策の実現に向けて、協働を続けます。
- ライフタウン B 地区自治会主催の交悠会健康体操教室へ参加し、自治会主催事業の継続を支援します。
- 茅ヶ崎市委託事業の家族介護教室を年1回以上開催します。

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

- 地域の社会資源等の紹介、健康や福祉、介護予防や認知症の啓蒙啓発、地域包括支援センターの周知を目的とした『わかば通信』を年3回以上発行します。
- 地区の中高年の方を対象とし、介護予防や交流と目的とした行谷シニア体操教室を月1回開催します。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- 要支援及び事業対象者の自立支援のために介護予防と日常生活支援の効果的なケアマネジメントに包括支援事業と一体的に取り組みます。
- 第1号介護予防支援事業の業務の集中によって、地域包括支援センターにおける包括的支援事業等の実施及び推進が阻害されないように配慮し、可能な限り居宅支援事業所に委託できるよう、居宅支援事業所との連携を推進します。
- 第1号介護予防支援事業については、基本チェックリストを積極的に活用し事業対象者の把握に努め、適宜介護予防事業へ繋げることで、地区の高齢者の生活機能の改善、介護予防を促進していきます。
- 短期集中通所型サービスについては今年度の開催に合わせ、対象者の把握や教室の周知を積極的に行います。修了者に対しては、様々な地域の介護予防や体操等の社会資源や集いの場への参加を提案し、介護予防、健康づくりや社会との交流を促進していきます。また過去の参加者の状況のモニタリングを継続し、適宜、必要な支援へつなげられるよう関係性を維持していきます。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- 指定介護予防支援業務では、地域の高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように支援します。
- 利用者の生活歴や家族状況などの環境全般をアセスメントして全人的に捉え、ストレngths（強み）に視点を当てることで、ご自分の言葉で目標が語れるように支援します。
- 利用者や家族が希望するニーズのみに対応するのではなく、専門職として、重度化予防の視点を、根拠を持って説明し、サービスの提案をしていきます。
- 介護保険サービス導入のみならず、生活習慣全般から、重度化予防に向けての支援を提案し、必要な社会資源構築への事業展開につなげて行きます。
- 介護保険サービス利用が目的とならないように意識して、契約時に介護保険制度の説明をします。
- 指定介護予防支援事業の利用にあたっては、サービス導入時から、前向きな卒業の視点を利用者や家族が持てるように説明すると共に、自信を持って卒業できる社会資源構築を目指します。
- 早期の重症化が予測される対象者や変動の可能性が高い対象者については、継続的な支援の観点から居宅介護支援事業所と連携して、委託を依頼します。その際は迅速で丁寧な引継ぎを心掛け、委託後も丁寧な支援を心掛けます。
- 公平・公正の観点から介護予防サービス事業所、居宅介護支援事業所の選定については利用者へ情報提供を行い、自己決定を支援します。

令和5年度 茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センター 事業実施計画書

※この計画書において、基幹型地域包括支援センターは「基幹型」、委託型地域包括支援センターは「センター」と表記する。

1 職員の配置

次の職員を配置する。

管理責任者（高齢福祉介護課長兼務）	1名
保健師（相談支援担当職員兼務）	1名
社会福祉士（相談支援担当職員兼務）	1名
主任介護支援専門員（相談支援担当職員兼務）	1名
事務員（相談支援担当職員兼務）	1名

2 今年度の重点的な取り組みの方針

次の5つを重点的な取り組みとする。

- (1) センターの全体調整
- (2) 包括的支援体制の推進
- (3) 地域包括ケア充実のための人材育成及びケースへの後方支援
- (4) 地域課題の把握及び地域包括ケアシステム推進体制の整備
- (5) 感染防止対策の徹底

3 センターの全体調整

- (1) 地域包括支援センター運営方針及び包括的支援事業の実施方針
令和5年度茅ヶ崎市地域包括支援センター運営方針・令和5年度茅ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針を踏まえて、センターの運営に関する全体調整を行う。
- (2) センターの事業評価の実施
 - ①令和4年度の事業評価を実施する。
 - ②令和5年度の事業の進捗状況の確認及び事業の推進に関する助言を行う。
- (3) 茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会
茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会会則に沿って、原則年6回の会議を開催する。
- (4) 専門職部会
保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員それぞれの職種別の専門職部会の開催を支援する。
また、専門職部会が企画する研修等の開催についての支援を行う。

(5) 避難行動要支援者に対する日頃の見守り体制の構築

関係各課やセンターと連携、協力し、避難行動要支援者に対する日頃の見守り体制の構築に取り組む。

(6) 周知活動

市の広報誌及び、市内で開催されるイベント等を通してセンターに関する周知を行う。

4 包括的支援体制の推進

地域共生社会の実現を目指して、庁内各課かい、関係機関、関係者等と連携、協力し、包括的支援体制の推進を図る。

(1) センター職員の人材育成

全世代に関する相談について、適切に相談対応できるよう、人材育成を行う。

(2) 帳票類等の整理

求められる報告等が適切にできるよう、必要な帳票類を整理する。

(3) 周知

関係者や市民等に、様々な方法により周知を図る。

5 地域包括ケア充実のための人材育成とケースへの後方支援

(1) 地域包括ケア充実のための人材育成システム推進事業

地域共生社会の実現と包括的支援体制を推進するために、地域包括支援センターが地域の身近な相談窓口としての機能を果たせるよう、対人援助等の知識及び技術の向上を図る。また、地域包括支援センター職員等が担当地域の特性を把握し理解を深めるための知識及び技術の向上を図る。

基幹型職員が、センターに対して適切な支援、管理等を行い、センター職員等に対して、組織力や資質の向上を目指した研修を行う。

(2) ケース対応への後方支援

処遇困難ケース等に対して、センターが多様な機関と連携し、また様々な社会資源を活用しながら、地域の中で対応していくことができるよう人材育成するとともに、後方支援を実施する。また、他センターにおける対応事例の情報提供や状況に応じてスーパービジョンを活用した同行訪問を行い、センターにおける問題解決力の向上に向けた支援を行う。

6 地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備

(1) 地域ケア会議の開催及び運営

①各地区における地域ケア会議の運営サポート

センターが主催するセンターレベルにおける地域ケア会議の開催を支援する。(年2回以上)

地域ケア会議等検討会議の開催の運営サポートを行う。

②茅ヶ崎市地域ケア会議

茅ヶ崎市レベルにおける地域ケア会議の開催を行う。

・茅ヶ崎市地域ケア推進会議の開催 1回

関係機関の代表者による会議を開催する。

・茅ヶ崎市自立支援型地域ケア個別会議の開催 3回

個別事例を用いて、自立支援及び重度化防止等に資するための会議を開催する。

(2) 認知症に関する取組

センターの認知症地域支援推進員等とともに認知症に関する取組を実施する。

①認知症施策検討会との連携、協力

②認知症初期集中支援チーム員会議との連携、協力

③チームオレンジ立ち上げの立ち上げ及び実施に向けた支援

(3) 在宅医療介護連携推進事業との連携

在宅医療介護連携推進事業と連携し、医療と介護の両方を必要とする高齢者等のQOLの向上に取り組む。

(4) 生活支援体制整備事業との連携

生活支援体制整備事業と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進に取り組む。

7 感染防止対策の徹底

(1) 感染症に関する情報の共有

新型コロナウイルス感染症等の感染症に係る通知や市の方針等について周知し、共有を図る。

(2) センターの感染防止対策への助言

センターの感染防止対策について、共有し、必要な助言を行う。

(3) センターへの支援

センターの職員が感染した場合においても、業務が継続できるよう支援する。

地域包括支援センター事業計画書の用語について

あ行

●アウトリーチ

アウトリーチは、英語で手を伸ばすことを意味する。福祉などの分野で、地域や対象者のところに、出向き、心理的なケアとともに必要とされる支援に取り組むことをいう。

●アクセシビリティ

近づきやすさ、利用しやすさ、などの意味を持つ英単語。高齢や障害、病気などで運動や視聴覚機能等に制限があっても、機器やソフトウェアの操作、情報の入手、利用などが可能である状態を意味する。

●アセスメント、地域（地区）アセスメント

担当地区等の健康状態や社会資源等を把握するうえで、必要となる、データの収集・分析の過程を経て、健康上の問題や援助の必要性の有無等についての結論を導き出す。

地域アセスメント⇒計画策定⇒実施⇒評価⇒地域アセスメントのサイクルを繰り返す。

地区診断と同意義語で使う場合もある。

●インフォーマルサービス

公的機関や専門職（専門機関）による制度に基づいて提供されるサービスや支援以外の支援のことを言う。具体的には、家族、地域住民、友人、ボランティア、非営利団体などによる制度に基づかない援助などを意味する。

●MC I

日常生活に支障をきたす程度には至らないため認知症とは診断されないが、記憶障害と軽度の認知障害が認められ、正常とも言い切れない中間的な段階のことを指す。

●OJT

実際の職務現場において、業務を通して行う教育訓練のこと。部下が職務を遂行していく上で、必要な知識やスキルを、上司や先輩社員などが伝える教育・育成する方法。

か行

●介護給付

介護保険の保険給付のうち、「要介護1～5」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、施設の利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分される。

●介護サービス事業者

介護サービス事業者について明確な定義はなく、一般的には介護保険法に基づく介護保険事業者を指すが、広義には介護に関するサービスを実施するすべての事業者を指す。

介護保険法に基づく介護サービス事業者は以下のとおり。

在宅で利用するサービス	短期間入所して受けるサービス	施設サービス	地域密着型サービス
訪問介護 訪問看護 訪問入浴介護 訪問リハビリ 通所介護 通所リハビリ 居宅療養管理指導	短期入所生活介護 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 特定施設入所者生活介護	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 地域密着型特定施設入所者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型通所介護

※この他に、居宅介護支援、福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修費の支給、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスがある。

●居宅介護支援事業者

市町村の指定を受けて介護支援専門員（ケアマネジャー）が所属し、ケアプラン作成やサービス事業者との連絡・調整・要介護認定に係る援助等を行う。

●業務継続計画（BCP）

大規模な地震災害等によって、ヒト、モノ、情報といった利用可能な資源が制約される状況で、応急業務や業務継続の優先度の高い通常業務（非常時優先業務）を特定し、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続き、指揮命令系統の明確化等を図ることで、適切に業務が執行できるようにするための計画をいう。

（BCP＝Business Continuity Plan）

～総務局消防庁 HP より引用～

●ケアマネジメント

生活困難な状況になり、援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整し、援助すること。居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が行う。

●コグニサイズ

国立長寿医療研究センターが開発した「コグニション（認知）」と「エクササイズ（運動）」を組み合わせた造語で、頭で考えるコグニション課題とからだを動かすエクササイズ課題を同時に行うことで、頭と体の機能を効果的に向上させる取組をいう。

●コミュニティソーシャルワーク

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって総合的に展開する実践をいう。また、実践する専門職をコミュニティソーシャルワーカーという。

～特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所 HP より引用～

●コンサルテーション

異なる専門性をもつ複数の者が、援助対象である問題状況について検討し、よりよい援助の在り方について話し合うプロセスをいう。自らの専門性に基づいて、他の専門家を援助するものを「コンサルタント」、そして、援助を受けるものを「コンサルティ」と呼ぶ。

さ行

●サービス担当者会議

介護支援専門員がケアプランの原案を作成し、サービス調整を行った後、利用者とその家族、ケアプランに位置付けたサービスの担当者等を集めてケアプランの内容を検討する会議のこと、新規利用時のほか、ケアプランの更新や変更の際にも開催する。

●重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業をいう。

～茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画より引用～

※茅ヶ崎市では、令和4年4月に事業開始、福祉政策課内に福祉総合相談担当を設置している。

●スーパービジョン

専門職の業務遂行をバックアップする体制。社会福祉分野のスーパービジョンは援助方法論の一つであり、その機能は、管理的機能、教育的機能、支持的機能がある。

組織マネジメントとしての方法論として活用可能であり、地域包括ケアシステム構築のための人材育成と専門職の活用の促進に貢献可能な組織の取り組みである。

た行

●地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」や「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいう。

～厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより引用～

●地域包括ケアシステム

団塊世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者等が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために、医療、介護、予防、住まい、生活援助が一体的に提供される社会的な仕組み。

●チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面、生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組みのことをいう。

～厚生労働省 HP より引用～

●トレーナー

本市でスーパービジョンについて人材育成システムを構築する際 concepts。地域包括支援センターにおいて、管理責任者または管理者を人材育成の管理指導等を行う者として位置付けした。

な行

●認知症地域支援推進員

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らすために、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担い、介護・医療・地域サポートなどの各サービスの連携支援、地域の認知症支援体制を構築し、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業の実施などの業務を行う専門職等（医師・保健師・看護師など）のことをいう。

茅ヶ崎市では、平成29年度に市直営で配置を開始し、令和4年度からは委託先の地域包括支援センターにも各1名の配置をしている。

は行

●8050（ハチマルゴウマル）

80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題を抱える世帯のことをいう。主に80歳代の親が、長年ひきこもっている50歳代の子どもを精神的、経済的に支えている状況のことを指している。

●プランナー

地域包括支援センターに併設されている介護予防支援事業所に配置され、介護予防ケアプランの作成を担当している介護支援専門員のことをいう。

わ行

●ワンストップ

行政上の様々な手続きを一度に行える仕組みのこと、地域包括支援センターでは高齢者に関する様々な相談の窓口であることを指している。広義では、子ども、障がい者、高齢者などの枠にとらわれず、生活の困りごとの相談受付を行う窓口のことを指す場合もある。